

子ども・親・地域が育ち合う

第3次

豊田市子ども総合計画

子どもたちの笑顔が輝くまち豊田



令和2年3月

★ 豊田市



ごあいさつ

次代の担い手でもある子ども・青少年が心身ともに健やかに生まれ育つことは、社会共通の願いです。

本市は平成 19 年に愛知県で初となる「豊田市子ども条例」を制定し、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことで、子どもにやさしいまちの実現を目指してきました。

また、平成 22 年 3 月に豊田市子ども総合計画を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策を進めてまいりました。

このたび、平成 27 年 3 月に策定した第 2 次豊田市子ども総合計画の計画期間の終了に伴い、改めて子ども条例に掲げる理念に立ち返りながら、子ども・子育てを巡る環境の変化や新たな課題に対応した、子どもたちに寄り添った総合計画として「第 3 次豊田市子ども総合計画」を策定しました。

本計画の推進にあたっては、子どもの声に耳を傾け、子どもの視点に基づき、子どもにとって最もよいことは何かを考え施策に取り組んでまいります。加えて、家庭、地域、企業など多様な主体がそれぞれの役割を担い、共働・連携することも重要です。社会全体で、子どもと直接向き合う大人の支援と子どもがすくすく育つ環境づくりを推進し、本計画の基本理念である「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員の皆様をはじめ貴重なご意見をお寄せいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き市政に対するご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

豊田市長 太田 稔彦



目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の対象	6
4 計画の期間	6
第2章 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題	7
1 第2次子ども総合計画の成果と課題	8
2 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題	12
3 第3次子ども総合計画のポイント	43
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	48
2 施策の取組方針	49
3 施策体系図	52
第4章 施策の展開	55
取組方針Ⅰ 子どもの権利保障	56
取組方針Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実	59
取組方針Ⅲ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり	69
取組方針Ⅳ 青少年の健全育成及び若者支援	71
取組方針Ⅴ 地域ぐるみによる子育て社会の創造	77
重点事業群	82
第5章 子どもの^{こごん}孤困・^{きゅうさい}救済対策	89
1 国の子どもの貧困対策	90
2 本市における現状と課題	90
3 「子どもの ^{こごん} 孤困・ ^{きゅうさい} 救済対策」の基本的な考え方	92
4 子どもの ^{こごん} 孤困きゅうさいプログラム	93
第6章 子ども・子育て支援事業計画	97
1 子ども・子育て支援新制度について	98
2 教育・保育提供区域について	102
3 教育・保育の量の見込みと確保の内容	104
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	124
5 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について	136
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	137

第7章 計画の推進	139
1 計画の推進体制	140
2 計画の評価.....	141
3 評価のしくみと評価指標	142
4 事業一覧	146
資料編	155
1 策定経緯・策定体制	156
2 市民の参画.....	162
3 豊田市子ども条例	165
4 豊田市子ども規則	173
5 用語の説明.....	179
6 年齢区分	181

SDGs の推進について

Column

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27 年 9 月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。令和 12 年（2030 年）までの達成に向けて、貧困の撲滅や気候変動対策といった、世界の国々が解決すべき課題に関する 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲット、230 の指標で構成されています。

本市は、平成 30 年 6 月に内閣府から、全国において先導的に SDGs の推進に取り組む自治体「SDGs 未来都市」に選定されました。子ども総合計画においても、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、SDGs の視点を持って施策の推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 1 章

計画の趣旨

第 1 章では、国や愛知県、本市の子ども・子育てを取り巻く状況の変化など、計画策定の背景を整理しています。また、計画の位置づけや対象、期間といった基本的な事項について整理しています。



1 計画策定の背景

① 国・愛知県の動き

【子どもの権利に関すること】

- 平成 6 年 4 月、日本は、18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約（平成元年 11 月、国連総会で採択）」を批准しました。
- 平成 12 年 5 月、児童虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見・防止、また、児童虐待を受けた児童の保護、自立の支援などを目的とした「児童虐待の防止等に関する法律」が公布されました。
- 平成 25 年 6 月、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」が公布されました。
- 平成 25 年 6 月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や子どもの貧困対策の基本となる事項を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布、平成 26 年 8 月には、同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が定められました。同法は令和元年 6 月に改正され、市町村は子どもの貧困対策計画の策定を努めるものとされました。
- 平成 26 年 4 月、ひとり親家庭への支援施策を強化し、子どもの貧困対策にも資することを目的として、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。
- 平成 28 年 6 月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、「児童福祉法」の改正が公布され、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められました。
- 愛知県では、平成 26 年 3 月、「愛知県子どもを虐待から守る条例」を制定しました。
- また、平成 28 年 12 月、生活困窮世帯の子どもの生活実態を把握するため、県内全域を対象として「愛知子ども調査」を実施しました。その調査結果を踏まえ、平成 29 年 9 月、有識者による「愛知県子どもの貧困対策検討会議」から子どもの貧困対策を推進するための具体的な方向性を示した「子どもが輝く未来に向けた提言」が提出されました。



【少子化対策、子ども・子育て支援に関すること】

- 平成 15 年7月、急速な少子化の進行等を背景に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的として「次世代育成支援対策推進法」が公布され、10年間の集中的・計画的な取組を推進することが定められました。同法は、平成 26 年4月の改正により、令和 7 年3月 31 日まで延長されています。
- 平成 24 年8月、子ども・子育てをめぐる、少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童などの課題に対応するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。そして、同法に基づき、平成 27 年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実等が行われています。
- 令和元年 10 月、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

【子ども・若者育成支援に関すること】

- 平成 22 年4月ニートやひきこもり、不登校といった子ども・若者の抱える問題の深刻化や、有害情報の氾濫などといった子どもや若者をめぐる環境の悪化を背景に、子ども・若者が健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができることを目的として、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年7月には、同法に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が定められました。



② 本市の動き

- 平成 19 年 10 月、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、「豊田市子ども条例」を制定しました。
- 平成 22 年 3 月、「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」を策定し、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。
- 平成 27 年 3 月、子ども総合計画の見直しを行い、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備及び青少年を支援する体制の整備を目的に、国の「子ども・子育て支援新制度」にも対応した「第 2 次豊田市子ども総合計画」を策定しました。

— 豊田市子ども条例 前文 —

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。



③ 「第 3 次豊田市子ども総合計画」策定にあたって

このような状況を踏まえ、本市の子どもたちの未来を見据え、新たな課題にも対応した「子どもの目線に立った総合計画」として、「第 3 次豊田市子ども総合計画」を策定します。

また、本計画策定にあたっては、「豊田市子ども総合計画」の基本理念である『子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田』を継承するとともに、その実現に向けて、「子育て」「親育ち」への支援に加え、地域も含めて「育ち合う」関係を構築し、子どもにやさしいまちづくりを共働で推進していくことを目指します。

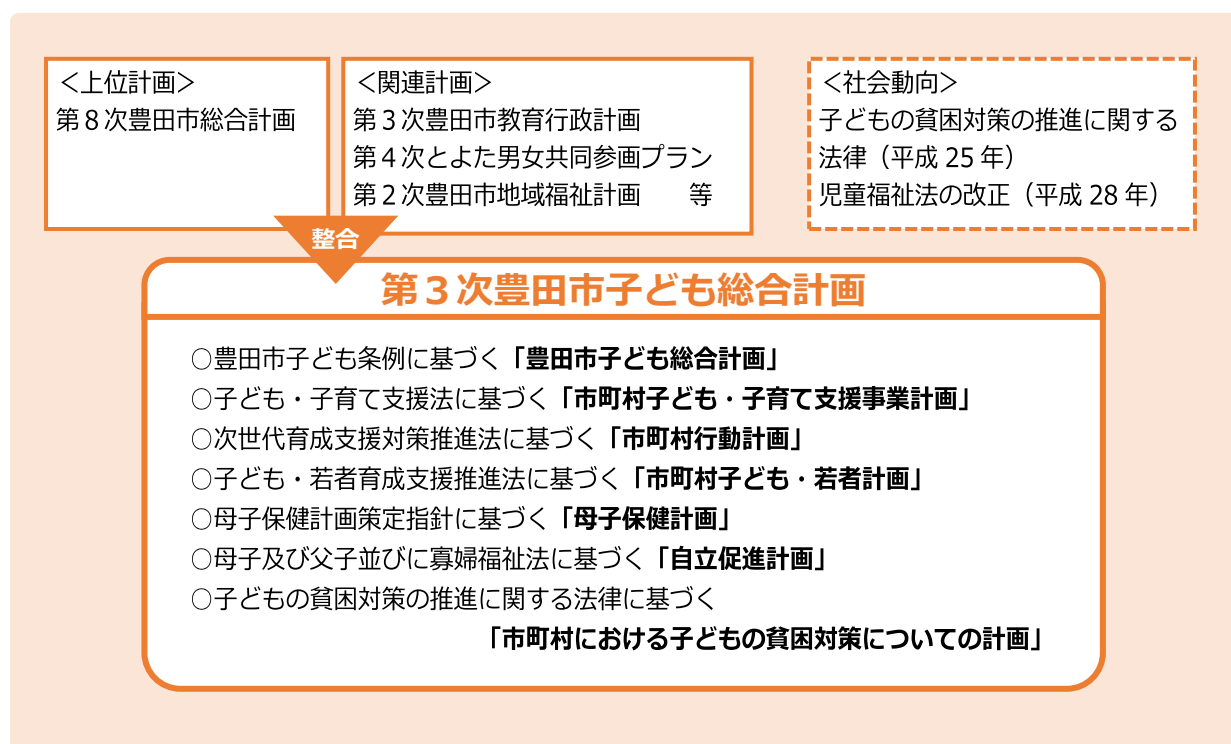


2 計画の位置づけ

本計画は、豊田市子ども条例第 27 条に基づき、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めることを目的とした「豊田市子ども総合計画」です。

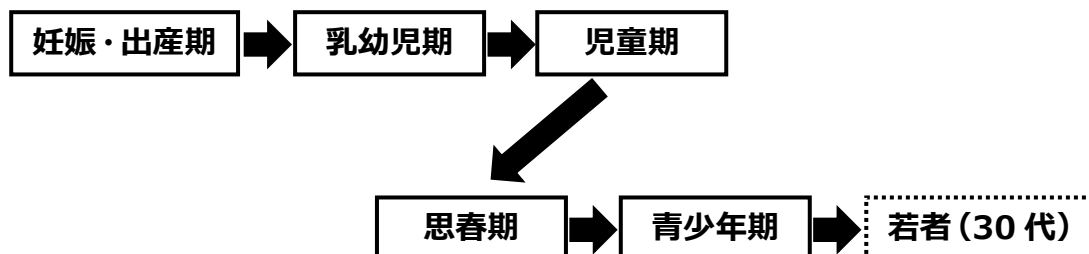
また、本市のまちづくりの基本となる上位計画である「第 8 次豊田市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

さらに、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、以下の法律等に基づく計画としても位置づけます。



3 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳からおおむね20歳代までの子ども及び青少年並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容によっては、30歳代までの若者も含まれます。



また、本計画は子どもの育ちや子育てを支援することを重視しており、子どもに関わる分野のうち、「学校教育」「文化」「スポーツ」などの教育行政に関する分野については、「第3次豊田市教育行政計画」で対応しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画期間中、毎年度、事業の実施状況を確認するとともに、最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認を行います。



第2章

本市の子ども・青少年を 取り巻く現状と課題

第2章では、第2次子ども総合計画について、取組方針ごとに成果と課題を取りまとめるとともに、少子化の状況やこども園等の利用状況、子育てに関する市民の意識の実態を整理しています。また、これらを踏まえ、第3次子ども総合計画策定にあたって重要と考えられる課題を整理しています。



1 第2次子ども総合計画の成果と課題

本市では、平成27年3月に策定した第2次子ども総合計画に基づいて、子どもにやさしいまちづくりに取り組んできました。その取組内容と評価指標の達成状況及び今後の課題について第2次子ども総合計画の取組方針ごとに整理しました。

取組方針Ⅰ 安心して生み育てられる支援体制の充実

成果

妊娠期から乳幼児期において、妊婦健診や乳幼児健診などを適切な時期に実施することで、妊婦や乳幼児の健康の維持増進が図られました。また、各種手当の支給、医療費助成等により、子育て世帯の経済的負担の軽減がなされました。

特別な支援が必要な子どもに対しては、障がい児への療養や外国にルーツを持つ子どもへの教育支援などを実施し、各種ニーズに応じた子どもの成長と自立の支援に寄与しています。

出産や子育てに関する不安の解消の場として、新たに「とよた急病・子育てコール24」を設置し、相談支援体制の充実や保護者の子育てへの不安感の解消が図られました。

主な重点事業の成果	○平成28年 24時間体制の「とよた急病・子育てコール24」の設置 ○ふれあい子育て教室を開催し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てのポイント」を学ぶ機会を提供
-----------	---

成果指標	当初値 (平成23年)	現状値 (平成28年)	目標値 (令和元年)
「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）	69.7%	64.1%*	75.0%

※：「出産、子育てがしやすいまち」として満足している市民の割合（市民意識調査）

課題

出産から乳幼児期については、保護者・子どもともに支援ニーズが多様化しています。障がい児や病気の子どもへの対応、産後うつへの対応など、今後も多様なニーズを的確に捉え、適切な支援を行うことが求められます。



取組方針Ⅱ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

成果

全国的に保育所等の待機児童の問題が顕在化する中、本市では重点事業を中心として、こども園の改築、幼稚園認可こども園の保育所認可化、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行などにより、0～2歳児の受入枠の拡大を図り、平成26年度以降待機児童数0人を達成しています。

また、保育士の負担軽減を図るため、こども園の事務職員の配置を拡大し、保育士が質の高い保育に専念できる環境を整備しました。

多様化する保育ニーズに対しても、早朝・延長保育、病児・病後児保育の充実を図るとともに、公立こども園を民間移管することにより、3歳児幼児教育の受入枠の拡大を図ることができました。

主な重点事業の成果	○平成26年度以降、待機児童数「0人」を達成中（毎年4月1日時点）
-----------	-----------------------------------

成果指標	当初値 (平成26年)	現状値 (平成30年)	目標値 (令和元年)
待機児童数（4月1日時点）（子ども部保育課調べ）	0人	0人	0人
就園率（0～2歳児）（子ども部保育課調べ）	14.1%	19.9%	27.0%
就園率（3歳児）（子ども部保育課調べ）	76.3%	83.7%	89.0%

課題

母親の就労意欲の高まりなどから、今後も保育ニーズは引き続き増加することが予想されます。待機児童数0人の継続を目指して、保護者が安心して働ける環境を整えとともに、子どもに対して質の高い教育や保育の提供ができるような事業を実施していく必要があります。



取組方針Ⅲ 子どもの権利の保障と青少年の健全育成

成果

本市の特色の1つである「豊田市子ども条例」に基づき、子どもの権利相談室を中心として、子どもの権利保障のための相談支援活動、理解啓発活動を推進してきました。子どもの権利相談室の認知度は、平成25年の20.3%から平成30年には38.7%に上昇しています。特に、子どもの権利が侵害された状況であるいじめの問題については、いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会等の開催、スクールカウンセラーの配置など各種施策を包括的に実施しました。

また、地域と連携しながらソーシャルメディアの適切利用や、放課後児童クラブを含めた子どもの居場所の確保に取り組みました。

青少年・若者の支援としては、新たに「豊田市若者サポートステーション」を設置するとともに、若者支援地域協議会を立ち上げ、ひきこもり等自立に困難を抱える若者とその家族を対象に相談や就労支援等を実施しました。また、青少年センターを拠点として学生盛りあげ隊事業等により、高校生・大学生の社会参加活動を促進するとともに、とよた出会いの場プロジェクト等により青少年の出会いの場を提供しました。

主な重点事業の成果	○スクールカウンセラーの配置拡大（平成26年：4名→平成30年：5名） ○平成27年 ひきこもりの若者や家族を支援対象とした「若者サポートステーション」の設置 ○放課後児童クラブの事業拡大（平成26年：55施設→令和元年：69施設）
-----------	--

成果指標	当初値 (平成25年)	現状値 (平成30年)	目標値 (令和元年)
いじめの収束率（小学生）	97.0%	96.4%	100%
いじめの収束率（中学生）	96.6%	97.3%	100%
ひきこもりの割合（市民意向調査）	3.1%	3.4%	2.0%

課題

いじめの問題については、引き続き収束率100%を目指した取組が必要です。

青少年を取り巻く環境においては、ひきこもりの長期化や高年齢化が進んでおり、その対応が必要です。

放課後児童クラブについては、今後も需要が増加することが予想され、引き続き対応していくことが求められます。

一部の放課後児童クラブにおいて居場所づくり事業との一体的運用を実施しましたが、多様な学習・体験プログラムを放課後児童クラブ・居場所づくり事業の垣根を超えてすべての児童が参加できる反面、事業の性格の違いから運営のしづらさも確認されたため、今後の方向性を整理する必要があります。



取組方針Ⅳ 地域ぐるみによる子育て社会の創造

成果

親育ち交流カフェや子育てに関する家庭教育講座の開催等により、子育てに関して、保護者同士や地域の人などで学ぶ機会を提供し、家庭教育力の向上や地域での交流を図りました。また、男女共同参画に関係する各種講座の実施や、ワーク・ライフ・バランスに関する講師を企業に派遣することなどにより、地域で子育てを支える環境づくりを推進しました。さらに、自治区や地域学校共働本部等との連携のもと、地域子どもの居場所づくり事業を展開し、地域での子どもの居場所を整備しました。

主な重点事業の成果	○ふれあい子育て教室を開催し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てのポイント」を学ぶ機会を提供 ○子育てに関する情報を集約した親ノートを配付、それを活用した親育ち交流カフェの推進
-----------	---

成果指標	当初値 (平成 25 年)	現状値 (平成 30 年)	目標値 (令和元年)
地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる市民の割合（市民意向調査）	42.7%	44.8%	50.0%

課題

従来から、地域力の向上の必要性が言われていますが、市民意向調査からは、「地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる」市民の割合が、平成 25 年 42.7%から平成 30 年 44.8%に増加していますが、地域ぐるみで子育てをしている実感が持てていない現状が見られます。今後、子育ての孤立化を防ぐために地域の支援ネットワークの更なる強化を図っていくことが必要です。



2 本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題

本市における子ども・青少年を取り巻く状況について、統計データによる国や県との比較、平成 25 年及び平成 30 年に実施した「豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査」の結果などから、その現状と課題を整理しました。

(1) 少子化の状況

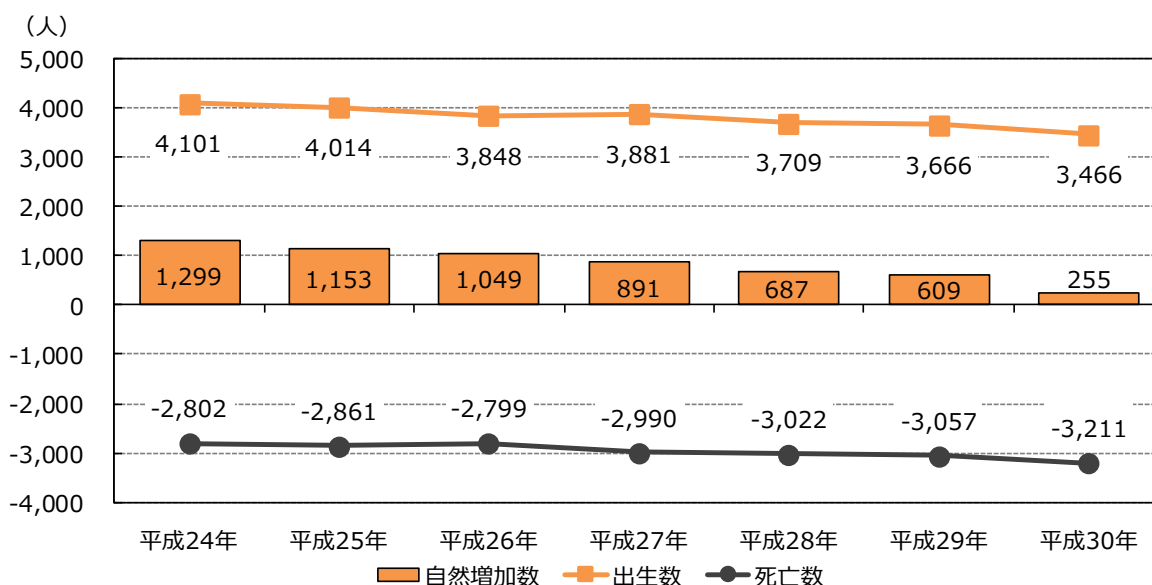
わが国の出生数は、平成 28 年に 97 万 6,978 人となり、統計開始以来、初めて 100 万人を下回りました。また、それ以降も過去最少を更新し続けています。合計特殊出生率についても、近年は微増傾向が続いていましたが、直近では 3 年連続で低下しています。

本市においても、国と同様に出生数は減少傾向が続いており、合計特殊出生率についても、国や県よりは高いものの、少子化が確実に進行しています。また、婚姻率の低下、晩婚化も進んでおり、少子化にも影響を与えています。

少子化の背景には、若者の経済的な不安定さや長時間労働、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立や経済的な負担感など、様々な要因があると考えられます。次世代を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

① 出生数の推移

本市の出生数は、平成 30 年で 3,466 人となっており、減少傾向が続いています。また、出生数の減少と死亡数の増加に伴い、自然増加数の減少が見られます。

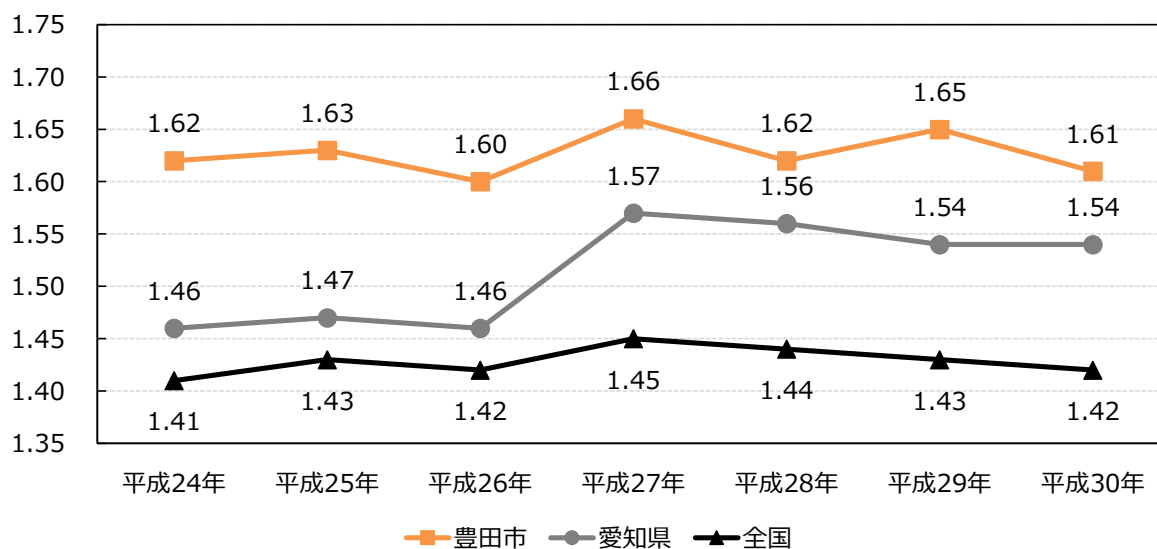


資料：人口動態統計



② 合計特殊出生率の推移

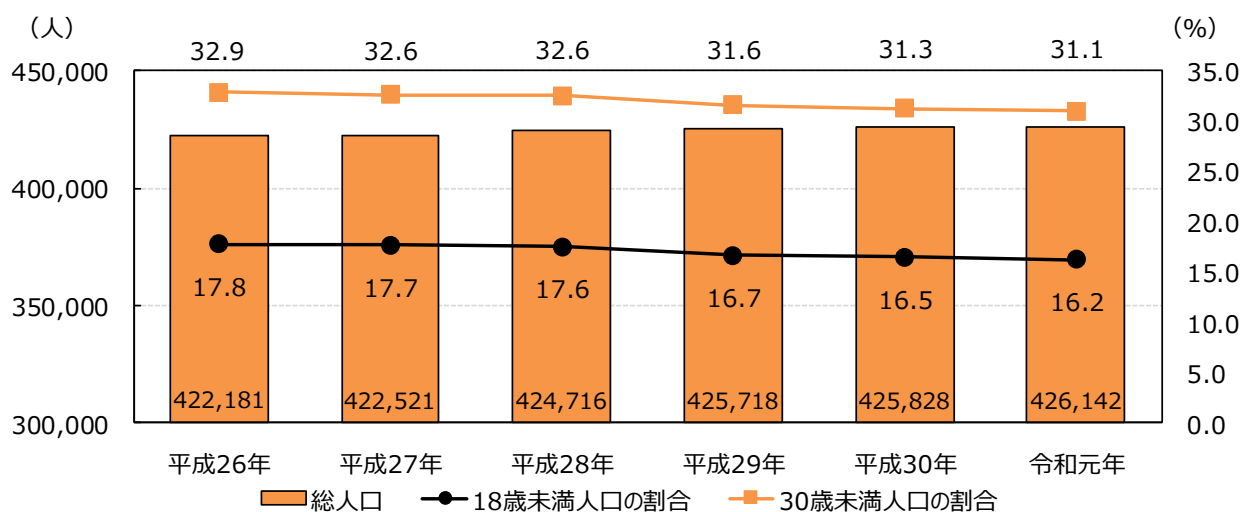
本市の合計特殊出生率は、平成30年で1.61となっており、全国の1.42、愛知県の1.54を上回っています。しかしながら、人口維持に必要な2.07を大きく下回っています。令和元年12月20日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」では、令和22年頃に2.07まで回復した場合、令和42年に1億人程度の人口を確保できるとの見通しが示されています。



資料：豊田市保健部総務課調べ、人口動態統計ほか

③ 総人口と18歳未満人口・30歳未満人口の推移

本市の総人口は、年々微増しており、令和元年には426,142人となっています。しかしながら、同年の総人口に対する18歳未満人口の割合は16.2%、30歳未満人口の割合は31.1%となっており、子ども・青少年の人口の割合は年々減少しています。

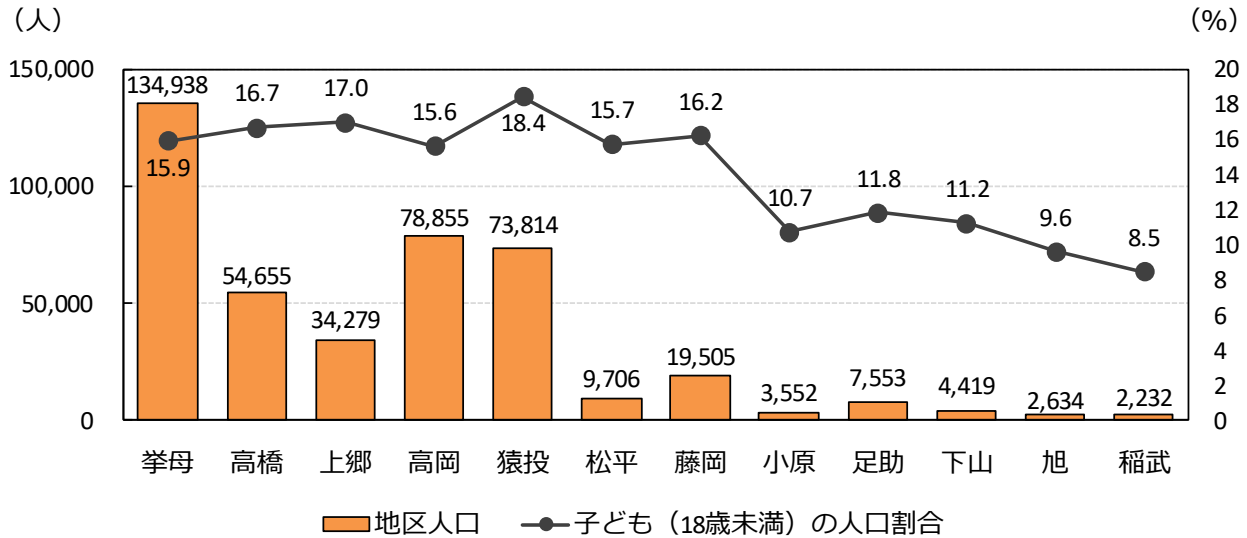


資料：豊田市市民部市民課調べ ※各年10月1日現在



④ 地区別人口における子どもの人口割合

本市の令和元年10月1日現在の地区別人口は、拳母地区が134,938人と最も高く、稲武地区が2,232人と最も低くなっており、人口規模に大きな差が見られます。また、子ども（18歳未満）の人口割合は、猿投地区が18.4%と最も高く、稲武地区が8.5%と最も低くなっています。

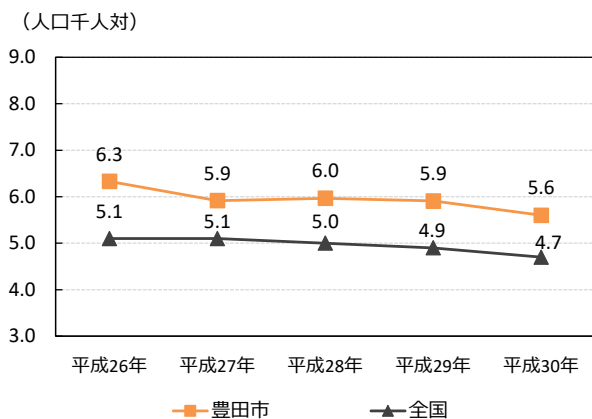


資料：豊田市市民部市民課調べ ※令和元年10月1日現在

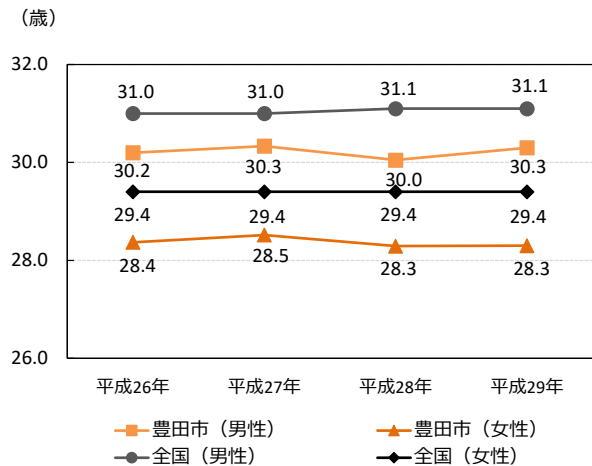
⑤ 婚姻率及び初婚平均年齢

本市の婚姻率（人口千人に対する婚姻件数）は平成30年で5.6となっており、国より高くなっていますが、下降傾向にあります。初婚平均年齢は、平成29年には男性がわずかに高くなりました。

【婚姻率】



【初婚平均年齢】



資料：人口動態統計

資料：人口動態統計、愛知県衛生年報



(2) こども園等の利用状況

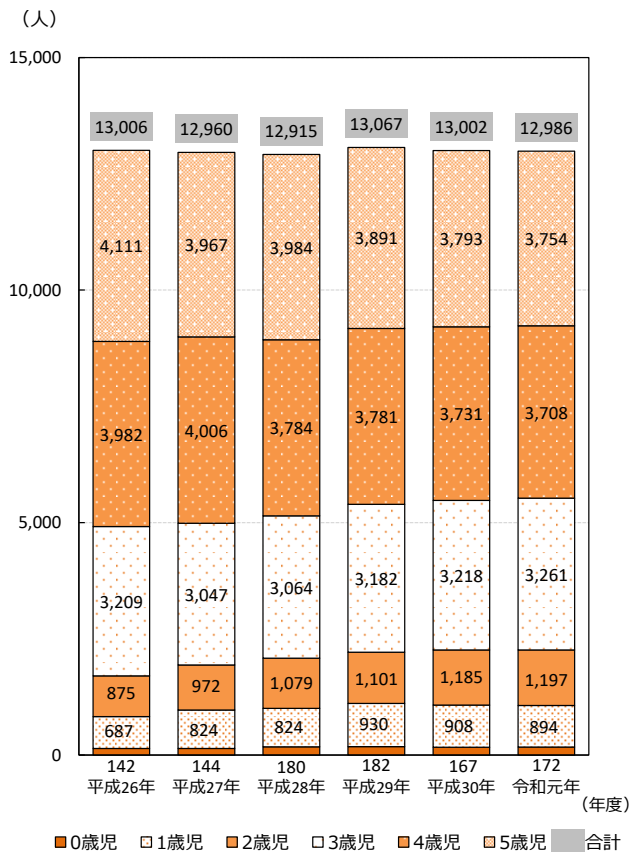
本市では、0～2歳児の保育需要の増加への対応を進めており、各年度当初の待機児童数は、平成26年度以降0人を達成していますが、年度半ばには待機児童が生じる状況が続いています。

今後も女性の就労意識の高まりにより、0～2歳児の保育需要は増加することが見込まれるため、継続して待機児童解消に向けた取組を進めていくことが必要です。

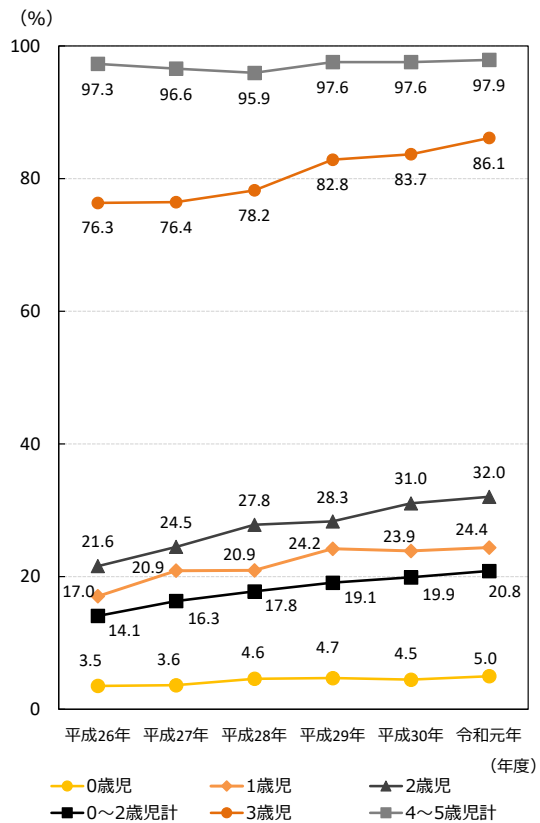
① こども園等の園児数、就園率の推移

0～2歳児の園児数は増加傾向にあり、今後も女性の就労意識の高まりにより増加していくことが予測されます。3歳児の園児数はほぼ横ばいで推移していますが、4～5歳児の園児数は減少に転じています。就園率では、特に0～3歳児で大きく伸びています。

【こども園等園児数】



【こども園等就園率】



資料：豊田市子ども部保育課調べ ※各年5月1日現在

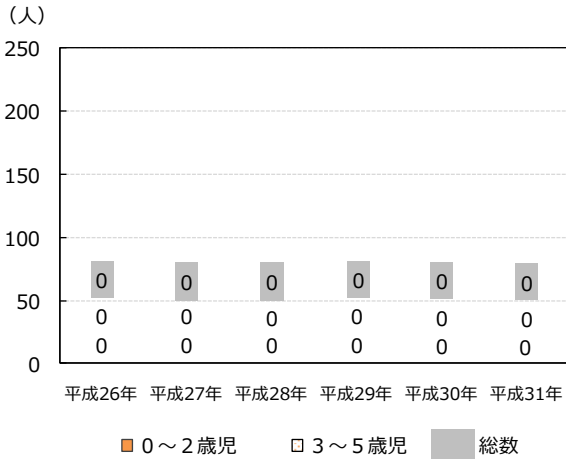
※こども園等：本市では、公私立保育園と公立幼稚園を「こども園」として一体的に運用しています。「こども園等」とは、こども園、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所のことを指します。



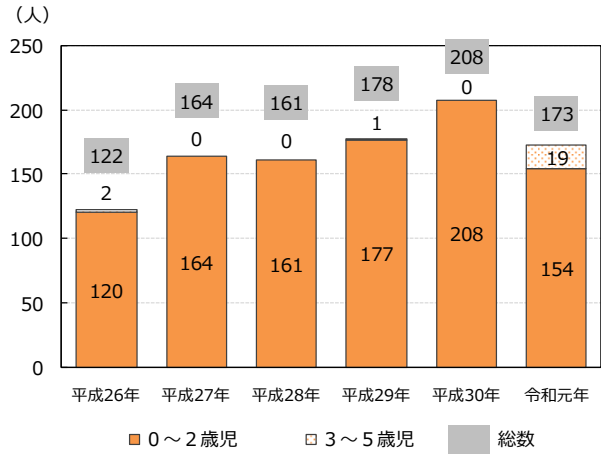
② 待機児童数の推移

年度当初の待機児童数は、平成 26 年度以降 0 人となっています。一方で、年度半ばには 160 人～170 人程度の待機児童が生じており、その約 9 割が 0～2 歳児であることから、その対応が課題となっています。

【年度当初（4月1日時点）】



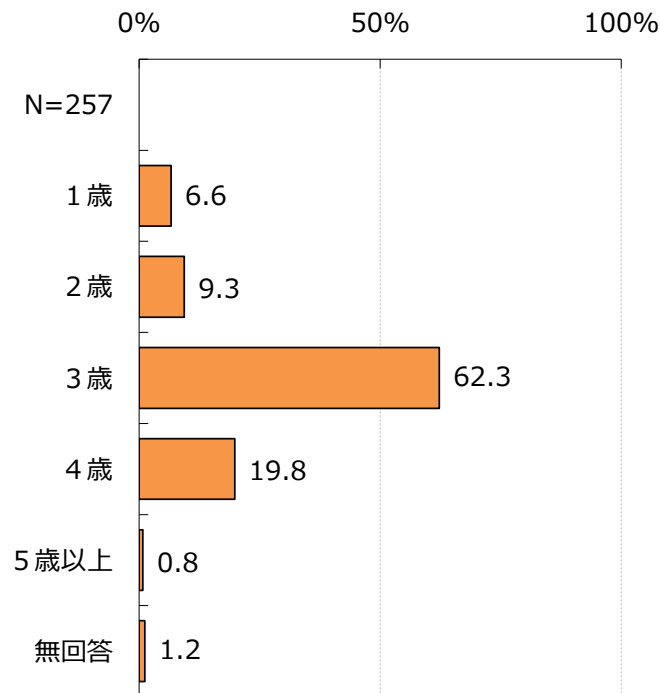
【年度半ば（10月1日時点）】



資料：豊田市子ども部保育課調べ

③ 定期的な教育・保育について、子どもが何歳になったら利用しようと考えているか

こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園などの定期的な教育・保育を子どもが何歳になったら利用しようと考えているかでは、3歳が 62.3%となっており、多くの保護者が3歳児からの就園を希望しています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年）



(3) 仕事と子育ての両立に関する意識

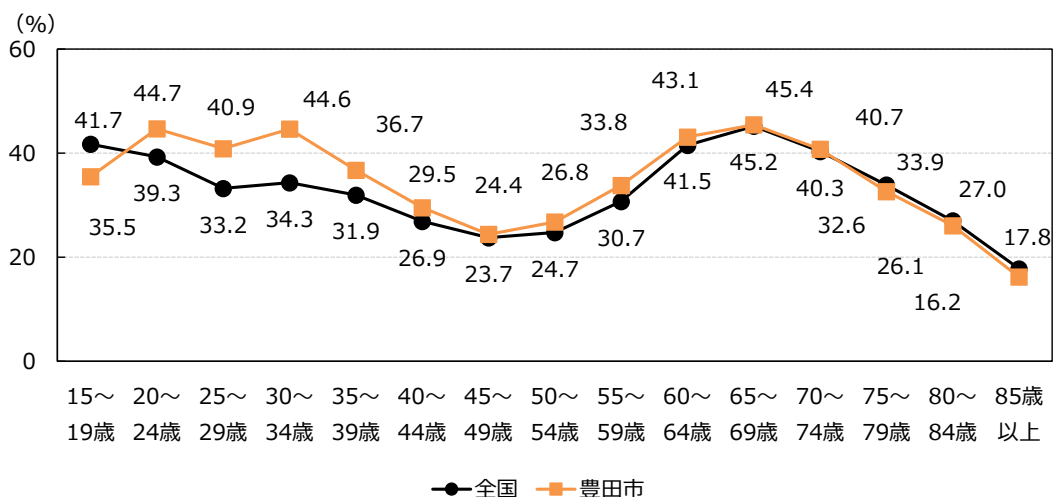
本市は、国や県などと比較して、20～30歳代の専業主婦の割合が高い傾向が見られます。しかし、近年は就労の割合が高くなる傾向が見られ、特にフルタイムで働いている母親が増加しています。今後、さらに子育て世代の就労割合が高まることが予測されるため、子育てをしながら安心して働ける環境づくりが必要です。

また、市民意向調査からは、子育て世代の多くが、「仕事」「家事（育児）」「プライベート」のバランスについて、その希望と現実に大きなギャップを感じている傾向が見られます。ワーク・ライフ・バランスの充実にに向けた取組が求められます。

① 専業主婦（女性の有配偶者の家事従事者）の年齢別割合

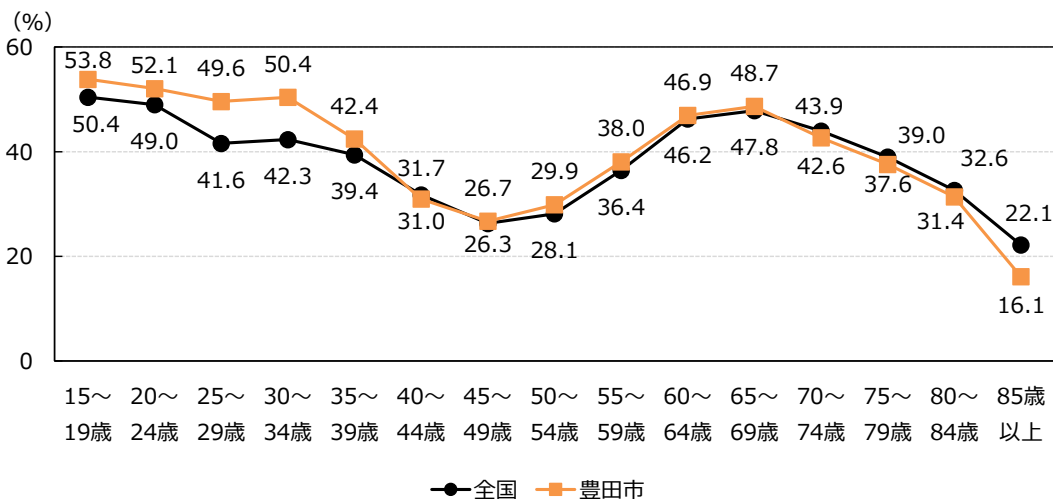
本市では、子育て世代である20歳代後半から30歳代前半における専業主婦の割合が、全国に比べて高くなっています。

【平成27年】



資料：国勢調査（平成27年）

【平成22年】



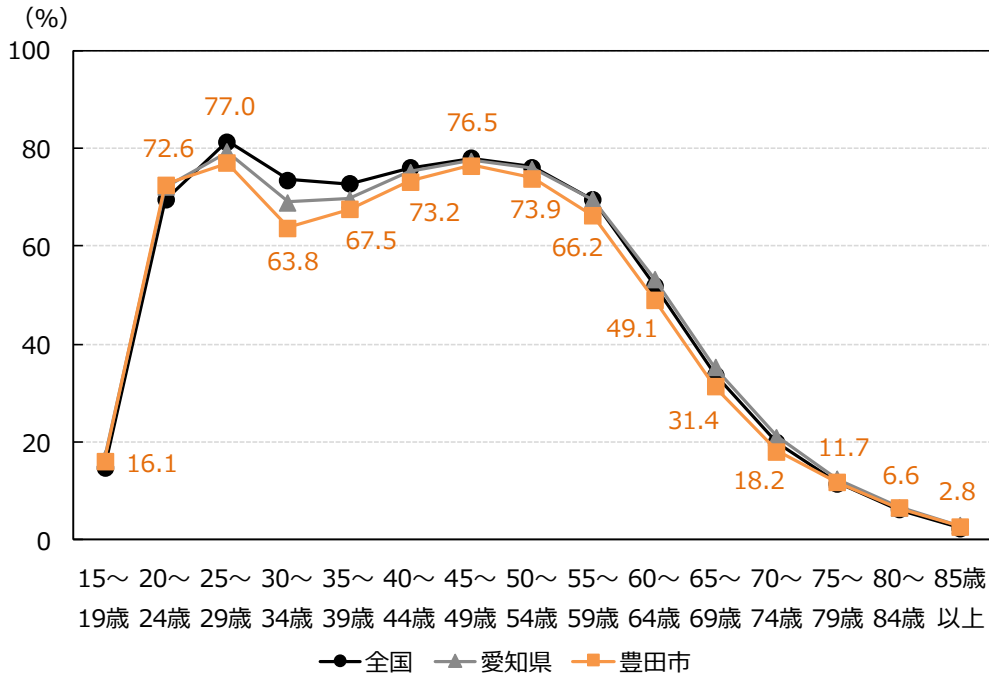
資料：国勢調査（平成22年）



② 女性の労働力率の全国・県との比較

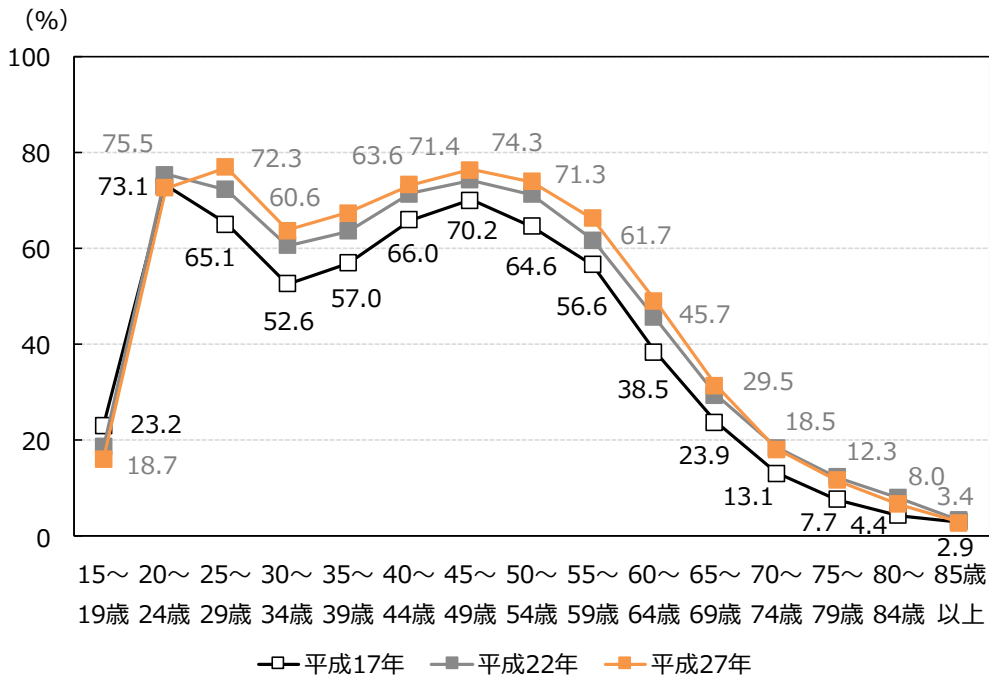
出産・子育てによる30歳代の労働力に落ち込みがあり、いわゆる「M字カーブ」を描いています。本市におけるこの年代の割合は、全国、愛知県に比べて低くなっていますが、今後、就労意向の高まりが予測されるため、子育てしながら働ける環境の整備が必要です。

【国、愛知県、豊田市（平成27年）】



資料：国勢調査（平成27年）

【豊田市（平成17年、平成22年、平成27年）】

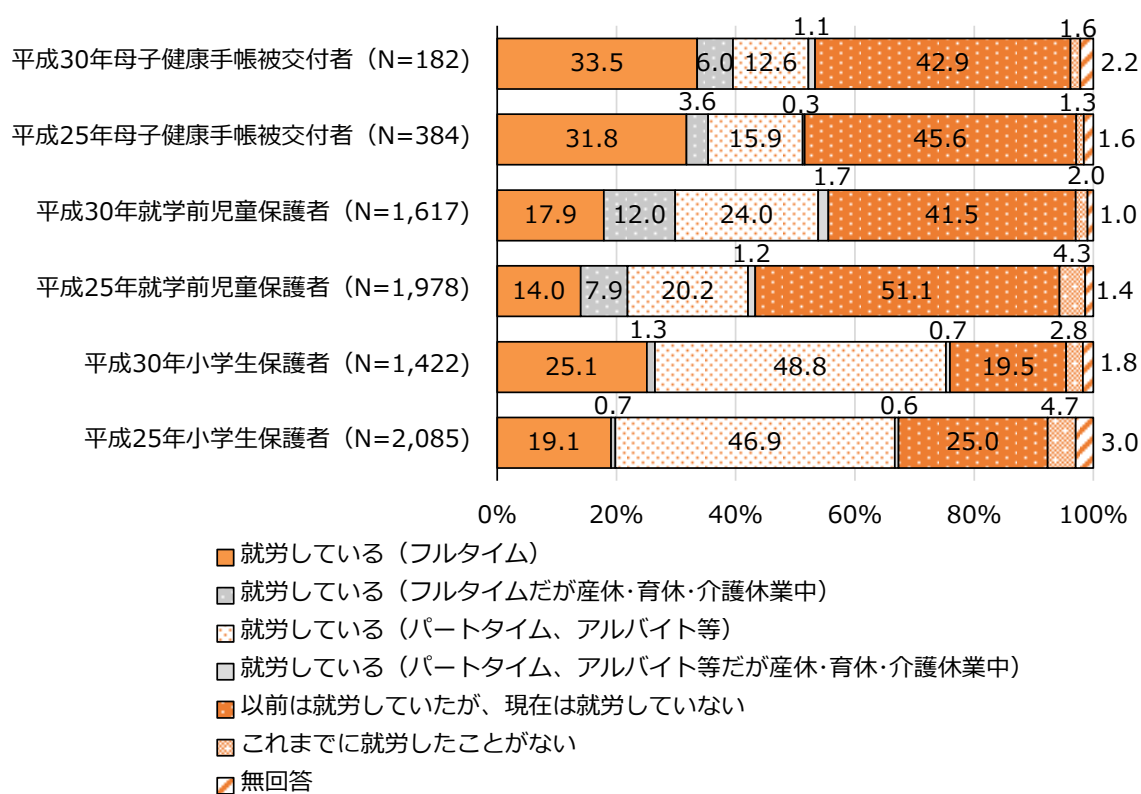


資料：国勢調査



③ 母親の就労状況（母子健康手帳被交付者、就学前児童保護者、小学生保護者）

就学前児童保護者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が平成25年調査の51.1%から41.5%に低下しており、「就労している」がそれぞれ上昇しています。母子健康手帳被交付者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が42.9%と最も高くなっています。小学生保護者では、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」が48.8%と最も高くなっています。平成25年調査と比較すると、フルタイムで働いている人の割合は6.0ポイント高くなっています。



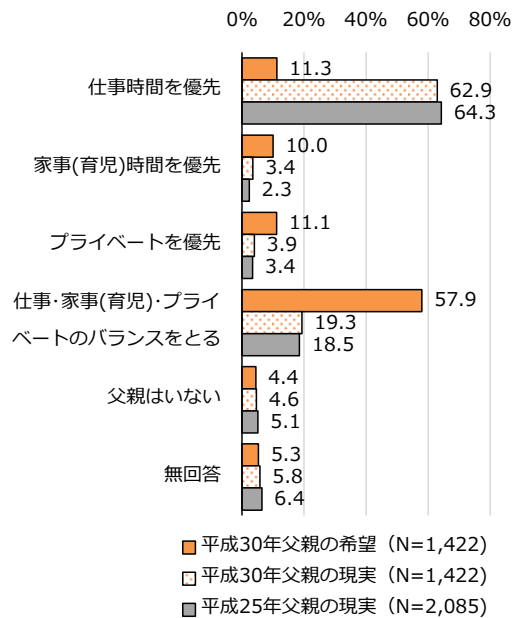
資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年、平成25年）



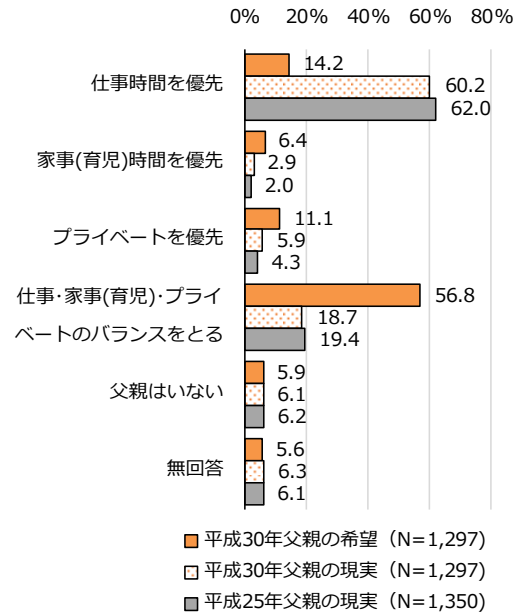
④ 「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の優先度【父親】

「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の優先度については、希望と現実に大きなかい離が見られますが、平成 25 年調査の現実と比較すると、「家事（育児）時間を優先」「プライベートを優先」割合は、わずかではあります上昇しています。

【小学生保護者（父親）】



【中学生保護者（父親）】

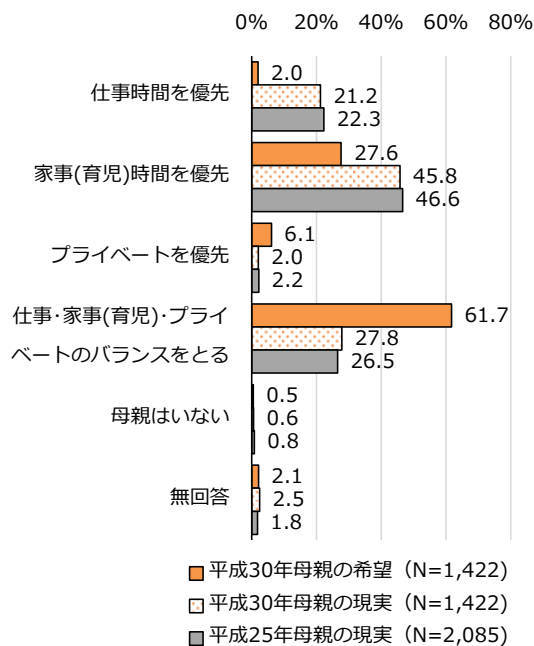


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年、平成 25 年）

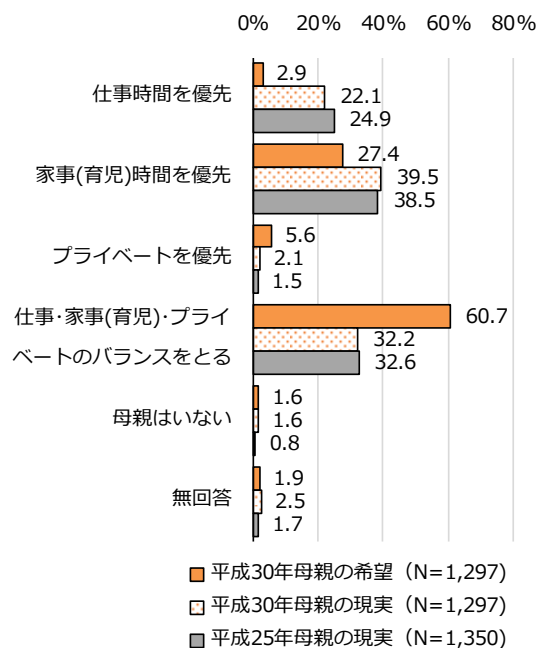
⑤ 「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の優先度【母親】

父親と同様に、希望と現実に大きなかい離が見られます。

【小学生保護者（母親）】



【中学生保護者（母親）】



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年、平成 25 年）



(4) 家庭における子育てに関する意識

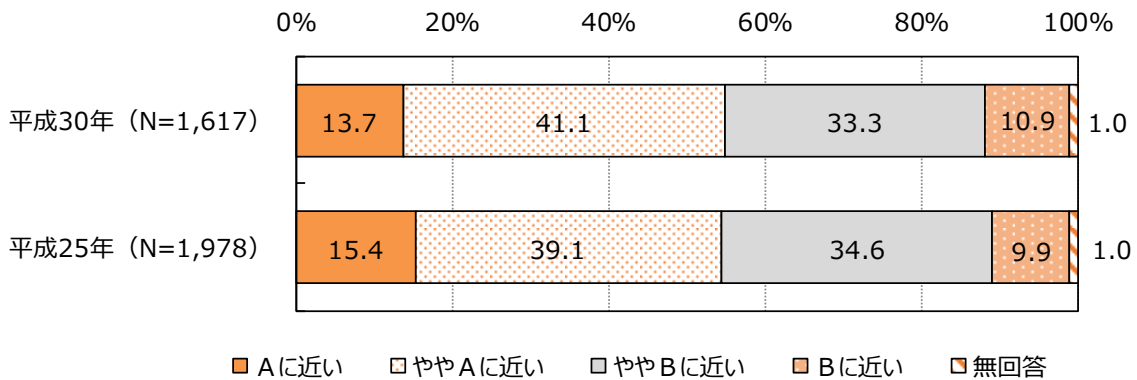
本市の子育て支援センター等への「子育て不安・育児ストレス」に関する相談件数の増加、平成 28 年度に設置した「とよた急病・子育てコール 24」の相談件数の増加など、多くの保護者が子育てに不安やストレスを感じている状況が見られます。子育ての相談業務の継続や更なる充実が必要です。

① 日頃の子育てについて感じていること (就学前児童保護者)

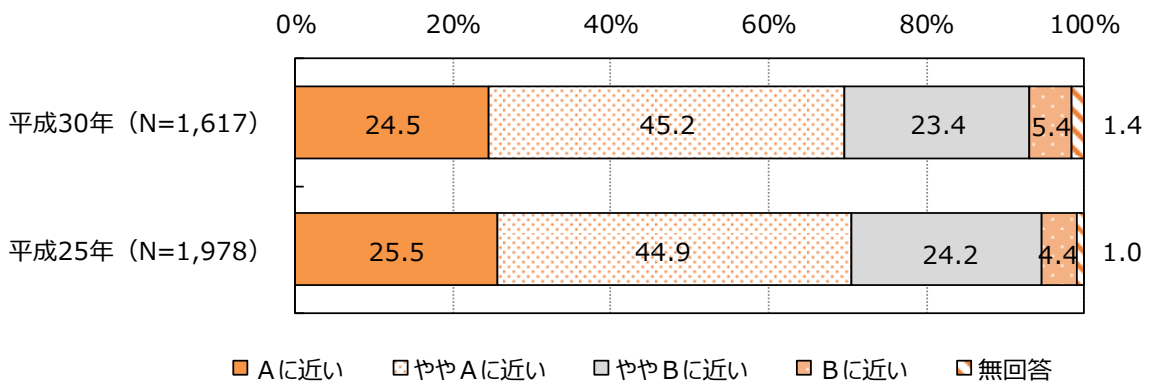
『子育てに自信がない』(=「ややBに近い」+「Bに近い」)は44.2%で、平成25年と比べて0.3ポイント減少しています。

『子育てが嫌い』(=「ややBに近い」+「Bに近い」)は28.8%で、平成25年と比べて0.2ポイント増加しています。依然として、子育てに自信がもてない人や、子育てに負担やストレスを感じている人が一定数いることが分かります。

【子育てに自信が持てなくなることは】 A：特にない／B：よくある



【子育てが嫌になることは】 A：特にない／B：よくある

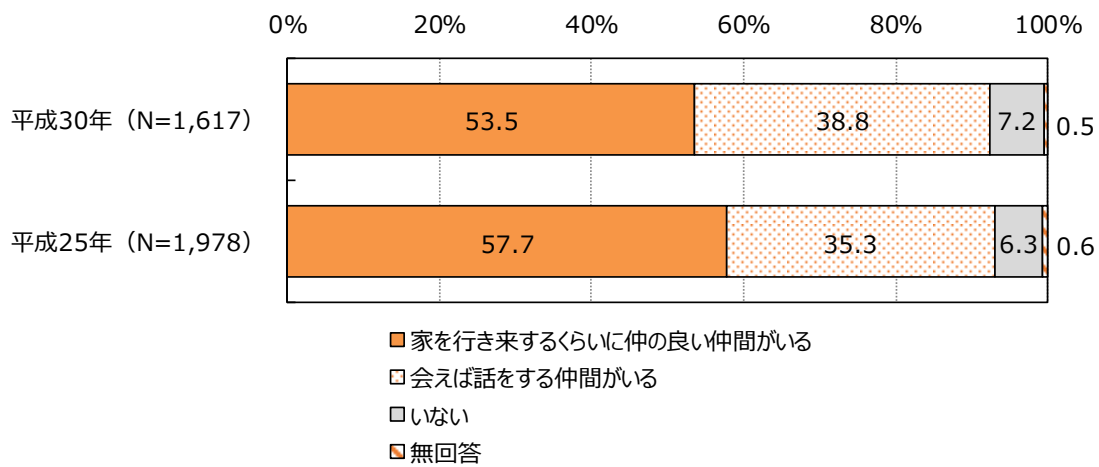


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年、平成 25 年）



② 子育て仲間の有無（就学前児童保護者）

「子育て仲間がない」人の割合は 7.2%で、平成 25 年と比べて 0.9 ポイント増加しています。気軽に子育てについて相談し合える関係づくりが求められています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年、平成 25 年）

③ 子育て支援センター等相談件数

「発育・発達」「しつけ・教育」「基本的な生活習慣」など、「しつけ・教育等に関する相談」が多くを占める一方、「子育て不安・育児ストレス」の件数も多くなっています。保護者の負担軽減につながる各種の支援が必要です。

単位：件数

相談区分	相談内容	相談件数
しつけ・教育等に関する相談	発育・発達	427
	健康・医学的問題	111
	しつけ・教育	250
	基本的な生活習慣	331
子育てに関する相談	家族関係・親子関係	37
	子育て不安・育児ストレス	201
	就労との両立に関する事	37
経済的問題など生活環境上の相談	経済的問題	4
	子育て以外の家族関係	5
	近所付き合い	5
	その他、地域的な問題	13
児童福祉に関する相談	養護相談	0
	虐待・放任・放置に関する相談	2
	障がいに関する相談	10
	非行に関する相談	0
	不登校・ひきこもりに関する相談	6
その他	-	87
計	-	1,526

資料：とよた子育て総合支援センター調べ（平成 30 年度）



④ とよた急病・子育てコール 24 の利用状況

コールセンターに寄せられる相談のうち、約 25%が育児に関する相談です。

	平成 28 年度※	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	5,186 件	12,547 件	13,638 件
うち育児に関する相談	1,171 件	3,132 件	3,099 件

※平成 28 年度は、平成 28 年 9 月 9 日～平成 29 年 3 月 31 日

資料：豊田市子ども部子ども家庭課調べ

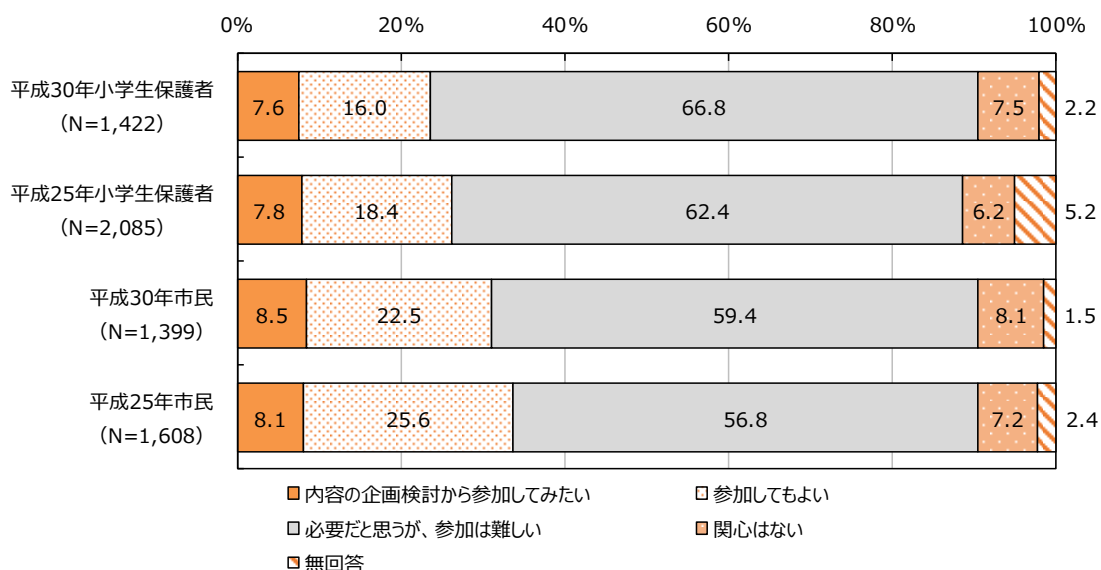
(5) 地域における子育て支援に関する意識

本市においては、地域ぐるみによる子育て社会に向けた取組を進めているところですが、市民意向調査によると、地域の子どもの居場所づくりなどに「参加してもよい」と考える大人が減少しているなど、地域への関わりが希薄化している傾向が見られます。「地域の子どもは地域で育てる」といった意識の醸成が必要です。

また、子どもが安心して楽しく過ごすことができる「居場所」づくりや、年々参加児童が増加している放課後児童クラブの安定的な運営、充実などが求められています。

① 地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて（小学生保護者、市民）

「参加してみたい」（＝「内容の企画検討から参加してみたい」＋「参加してもよい」）は、小学生保護者に比べて市民で高くなっており、31.0%となっています。一方で、平成 25 年調査と比較すると 2.7 ポイント低くなっています。

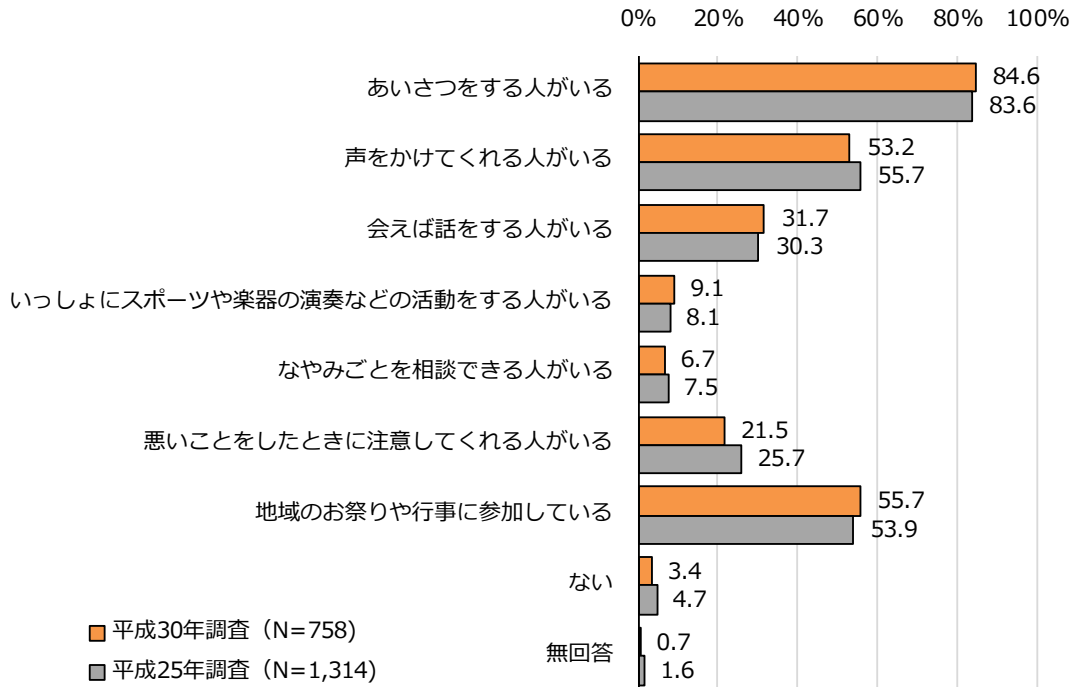


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年、平成 25 年）



② 近所や地域の大人とのかかわり (小学4～6年生)

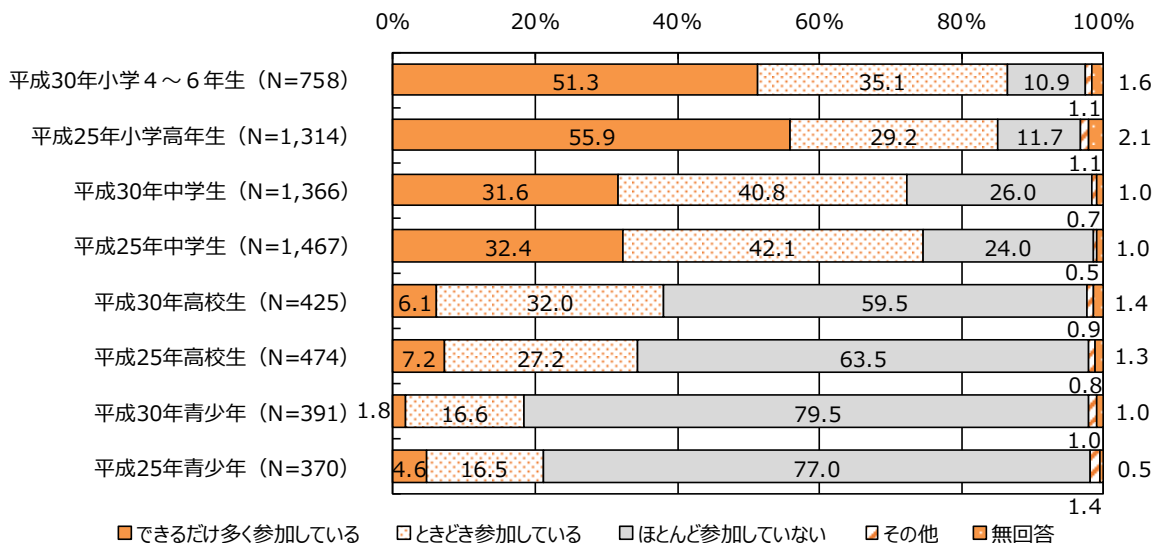
「あいさつをする人がいる」「声をかけてくれる人がいる」「地域のお祭りや行事に参加している」は5割を超えて高くなっています。一方で、「声をかけてくれる人がいる」「悪いことをしたときに注意してくれる人がいる」の割合は、平成25年調査と比較して低くなっています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年、平成25年）

③ 地域の行事や活動への参加頻度 (小学4～6年生、中学生、高校生、大学生、青少年)

地域の行事や活動への参加頻度について、「参加している」は小学4～6年生で86.4%、中学生72.4%、高校生で38.1%、青少年で18.4%であり、いずれも平成25年調査と比較して大きく変化していません。



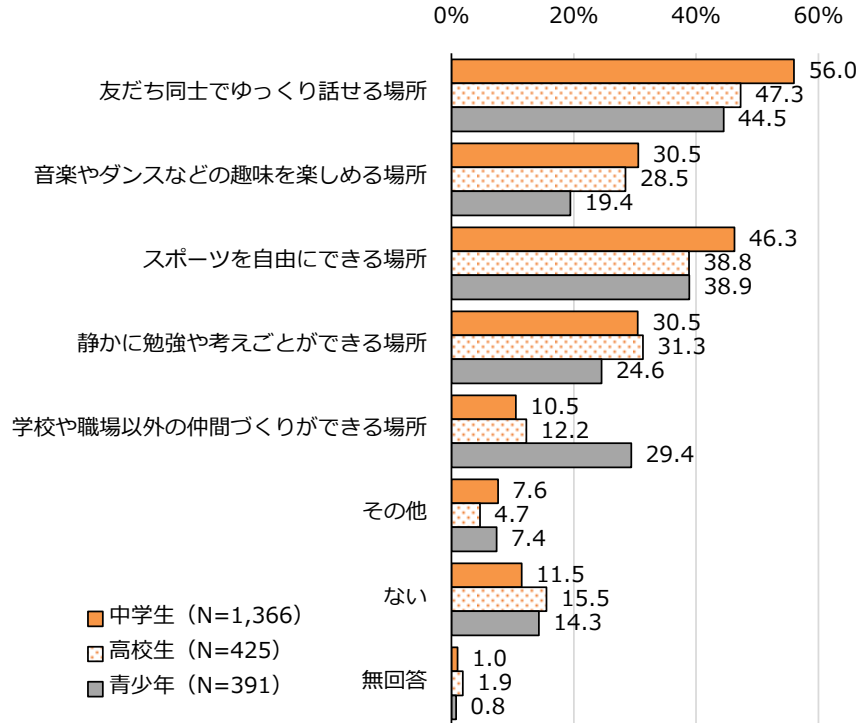
資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年、平成25年）



④ 地域であったらよいと思う場所 (中学生、高校生、青少年)

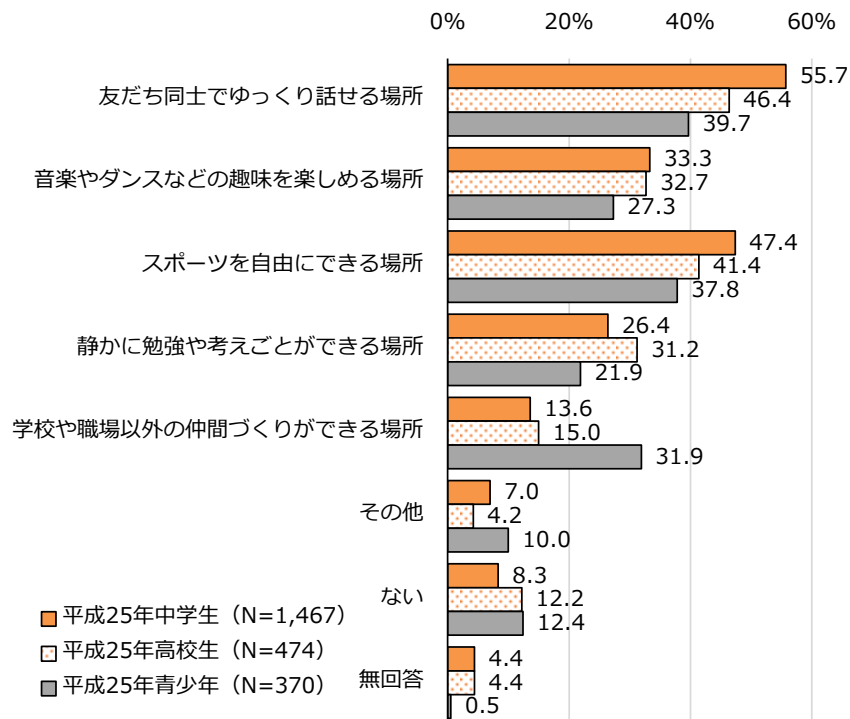
地域であったらよいと思う場所は、いずれも「友だち同士でゆっくり話せる場所」「スポーツを自由にできる場所」の割合が高く、青少年では「学校や職場以外の仲間づくりができる場所」の割合が他の年代に比べて高くなっています。

【平成 30 年】



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年）

【平成 25 年】

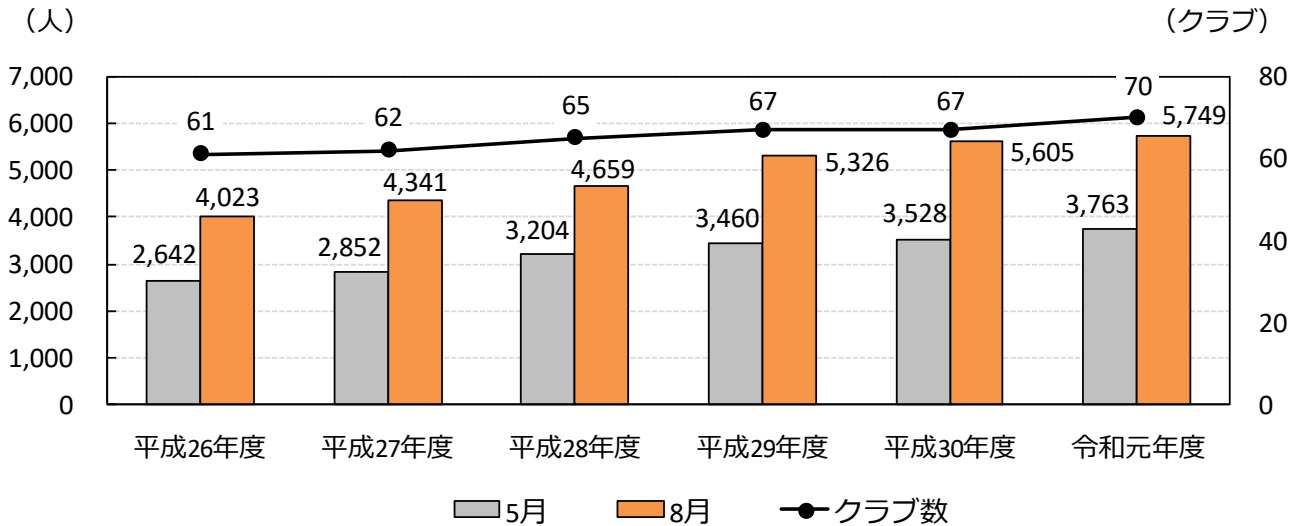


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）



⑤ 放課後児童クラブの参加児童数とクラブ数の推移

放課後児童クラブの参加児童数は増加傾向にあり、令和元年度で3,763人となっています。平成26年度と比較すると、クラブ数は9クラブ、参加児童数は1,121人増加しています。引き続き、保育の質を確保し、子どもが安全で安心して過ごせる環境をつくるとともに、クラブを安定的に運営していくことが課題となっています。



資料：豊田市子ども部次世代育成課調べ ※各年5月1日、8月1日現在

Photo

放課後児童クラブ活動室（外観）



(6) 自立支援が必要な青少年・若者の状況

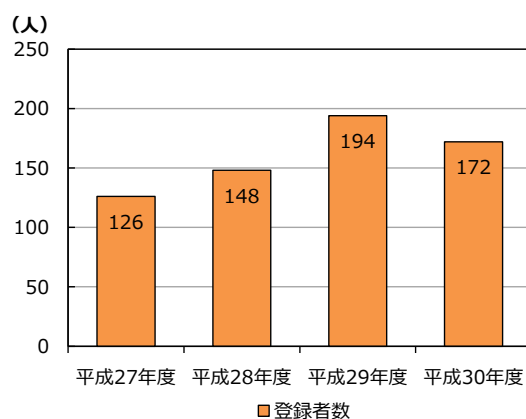
近年、若年者の失業率は全国的に減少傾向にありますが、全年齢の失業率と比較すると、依然として高い状態が続いています。また、ニートやひきこもりの状態に陥った青少年の増加が社会問題となって久しく、その長期化や高年齢化も深刻な問題となりつつあります。

本市では、平成27年にひきこもりなど自立に困難を抱えた若者や家族を支援対象とした「豊田市若者サポートステーション」を設置し、自立に向けた支援を行っていますが、登録者数や相談件数は年々増加傾向にあります。引き続き、支援が必要な青少年・若者の自立や就業に向けた取組の充実を図る必要があります。

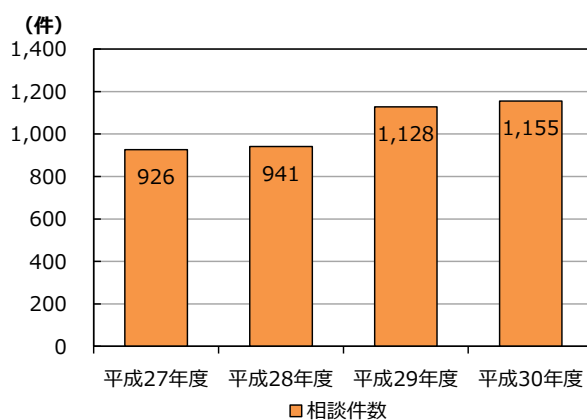
① 豊田市若者サポートステーションの登録者数、相談件数、登録者の年齢の推移

豊田市若者サポートステーションの登録者数及び相談件数は年々増加しています。

【登録者数】

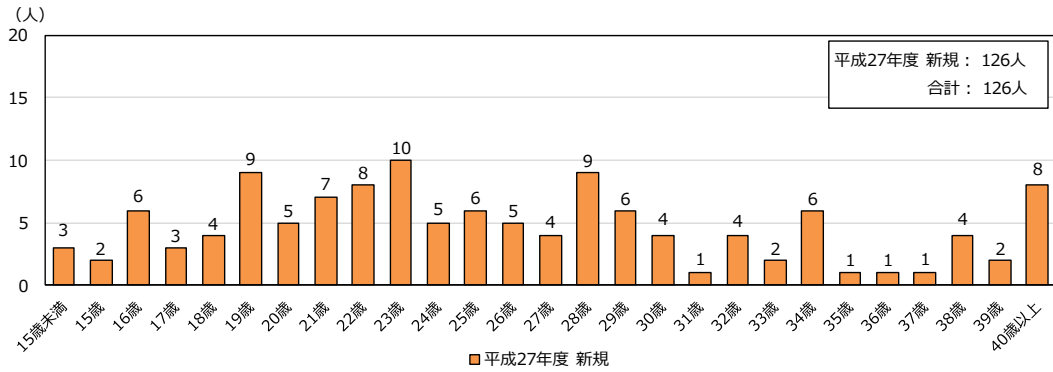


【相談件数】

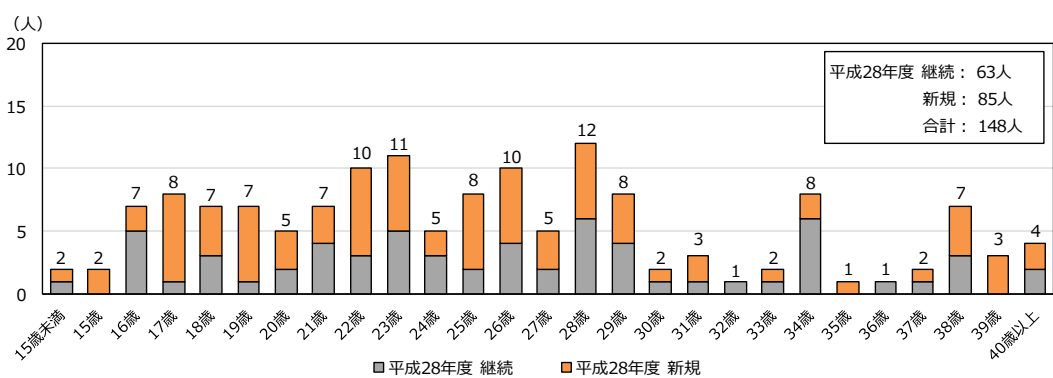


【年齢別登録者】

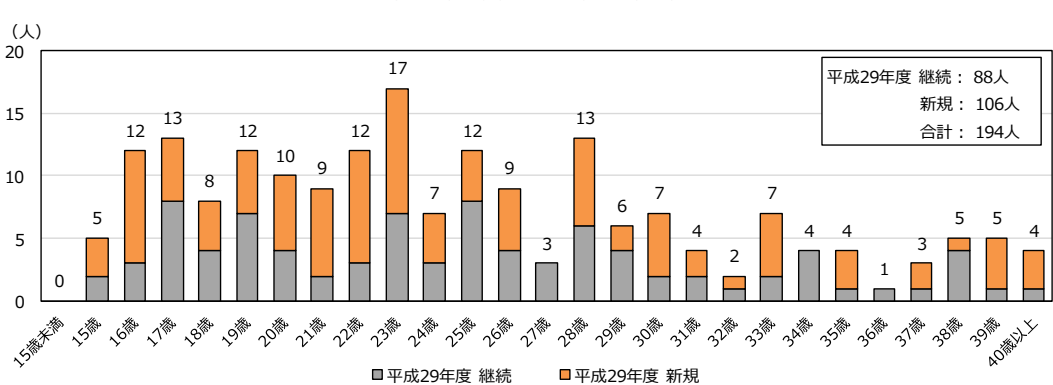
平成 27 年度



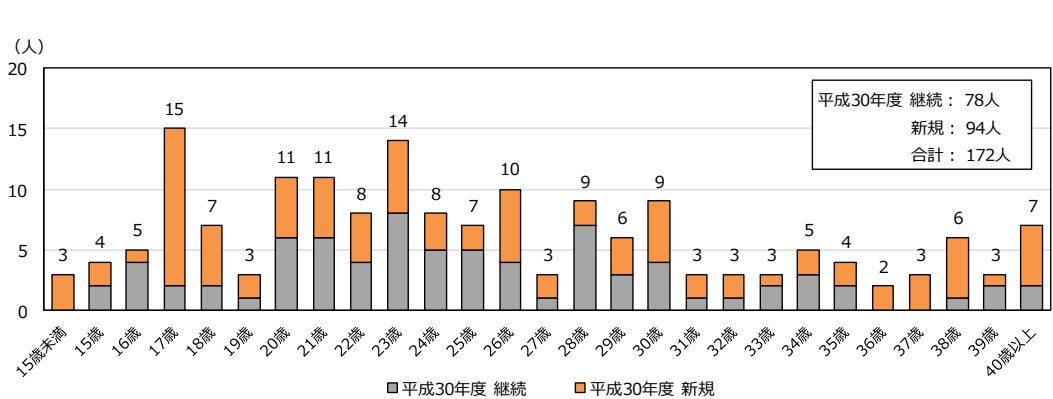
平成 28 年度



平成 29 年度



平成 30 年度

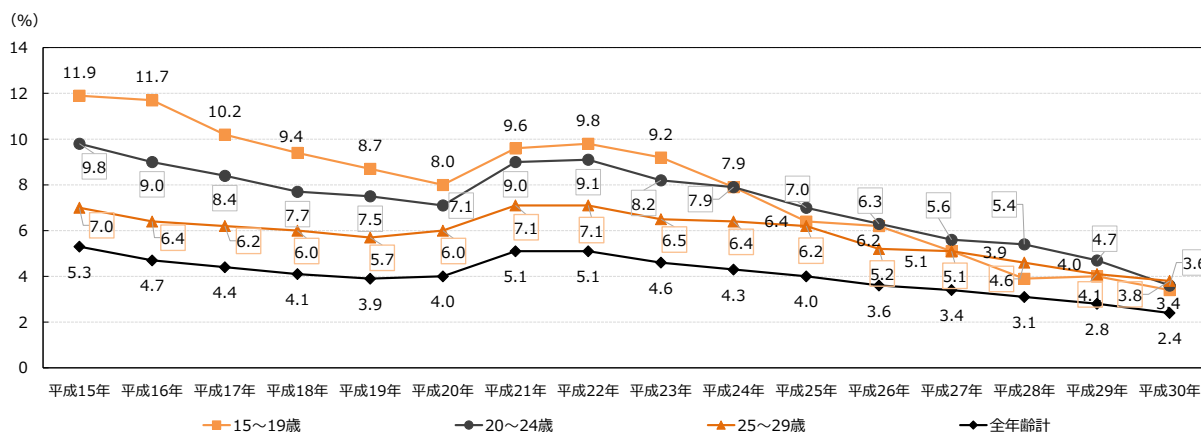


資料：豊田市子ども部次世代育成課調べ



② 青少年の失業率の推移

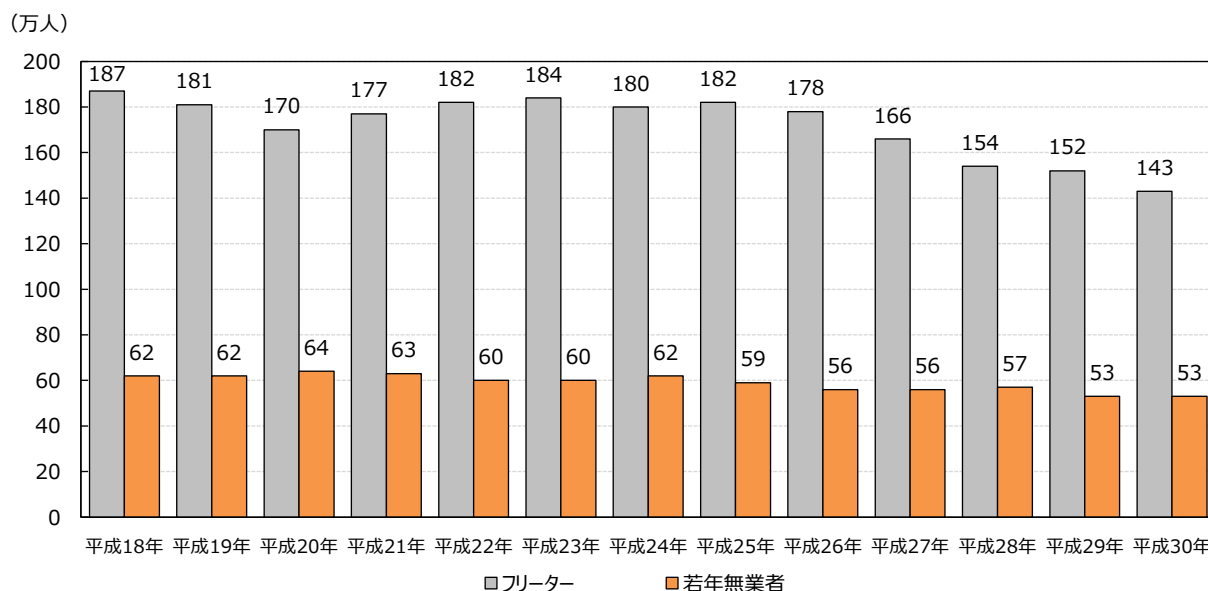
全国の青少年の失業率は、平成19年、平成20年にかけて減少傾向でしたが、リーマンショックによる不況のあおりを受けて一旦増加に転じ、再び減少しています。平成30年の失業率は、15～19歳が3.4%、20～24歳が3.6%、25～29歳が3.8%と、いずれも全年齢計の2.4%を上回っており、青少年の就業対策が引き続き課題となっています。



資料：労働力調査（総務省）

③ フリーター・若年無業者の推移

全国のフリーターの数は、平成25年以降減少傾向にあり、平成30年で143万人となっています。若年無業者は、緩やかな減少傾向にあり、平成30年で53万人となっています。引き続き、若年者の自立・就業支援が課題となっています。



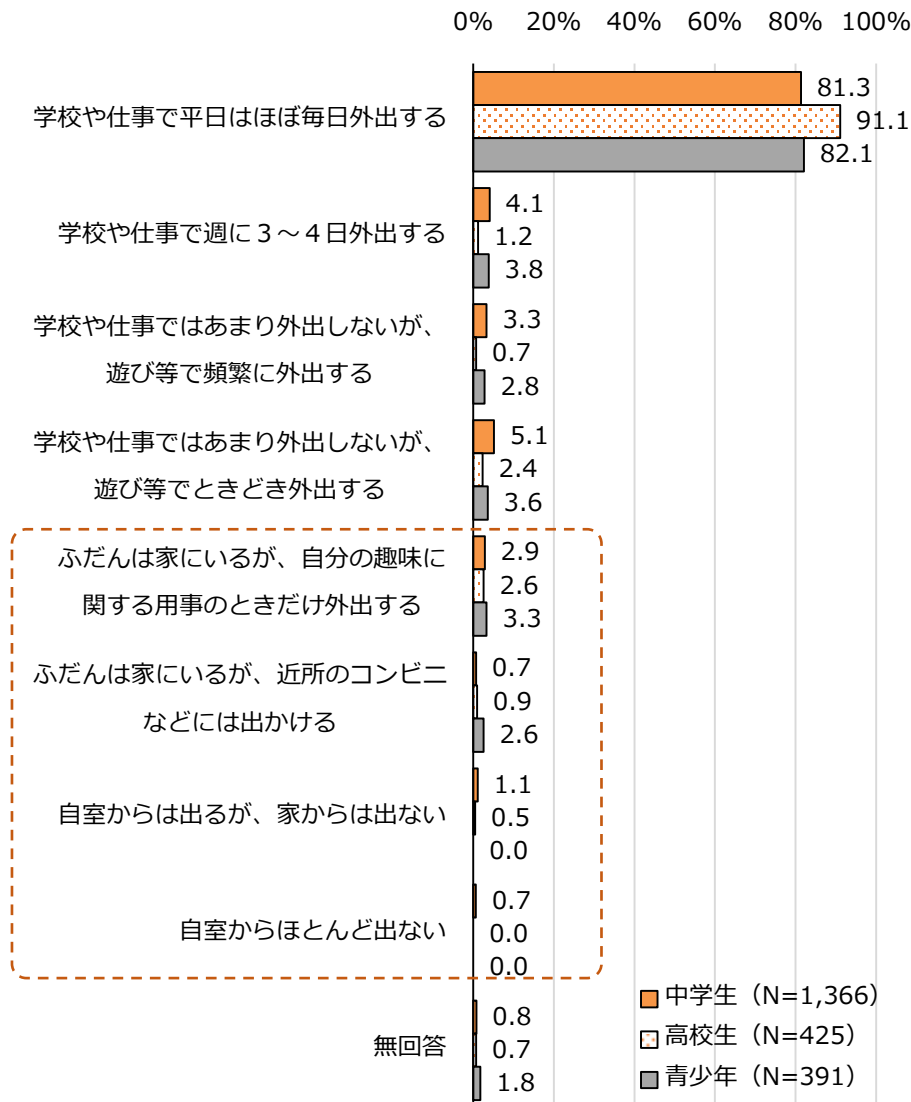
資料：「青少年白書」及び「子ども・若者白書」（内閣府）、労働力調査（総務省）



④ 外出の頻度 (中学生、高校生、青少年)

「ふだんは家にいる」 (= 「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」 + 「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」 + 「自室からは出るが、家からは出ない」 + 「自室からほとんど出ない」) は、中学生が 5.4%、高校生が 4.0%、青少年が 5.9%となっています。このうち、その状態になってから 6 か月以上に及ぶ人の割合は、それぞれ 3.5%、2.8%、3.6%となっています。

また、狭義のひきこもり (= 「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」 + 「自室からは出るが、家からは出ない」 + 「自室からほとんど出ない」の状態になってから 6 か月以上経過) は、中学生が 1.9%、高校生が 1.4%、青少年が 2.6%となっています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 30 年）

※平成 27 年内閣府調査の全国結果（15~39 歳対象）で『広義のひきこもり』（= 「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」 + 「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」 + 「自室からは出るが、家からは出ない」 + 「自室からほとんどでない」でその状態になってから 6 か月以上経過し、妊婦、自宅で仕事をしている人、主に家事・育児をする人などは除く）は 1.57%となっています。



(7) 子どもの権利に対する意識

本市では、子ども条例を制定し、すべての子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を保障することとしています。

子ども・子育てに関する市民意向調査によると、「とよた子どもの権利相談室」の認知度は大きく向上しましたが、「豊田市子ども条例」の認知度は前回と比較して大きな変化はありません。一方で、子どもの権利が尊重されていると感じる子どもが前回調査より増加しているなど、子どもの権利に対する意識の向上も見られます。今後も、継続的に子どもの権利保障の啓発活動などを行い、更なる理解を促進していくことが必要です。

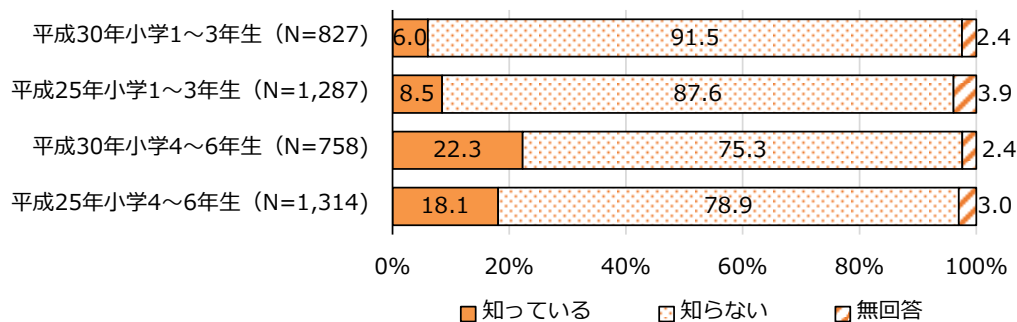
また、いじめや児童虐待は近年深刻な社会問題となっており、本市においても、いじめの認知件数や児童虐待対応件数は増加傾向にあります。不登校の子どもも引き続き一定数存在しており、それらの解消に向けた対策が求められています。

① 「豊田市子ども条例」の認知度（小学1～3年生、小学4～6年生、中学生、高校生）

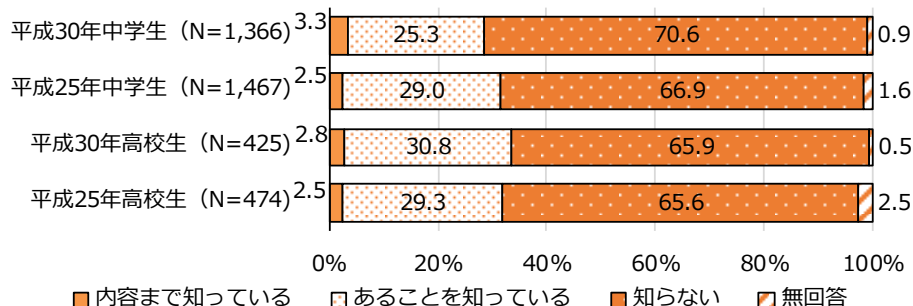
小学1～3年生では、「知っている」が6.0%であり、平成25年調査と比較して2.5ポイント低くなっています。小学4～6年生では、「知っている」が22.3%であり、平成25年調査と比較して4.2ポイント高くなっています。

中学生、高校生では、「知っている」（＝「内容まで知っている」＋「あることを知っている」）は、それぞれ28.6%、33.6%となっています。

【小学1～3年生、小学4～6年生】



【中学生、高校生】



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）

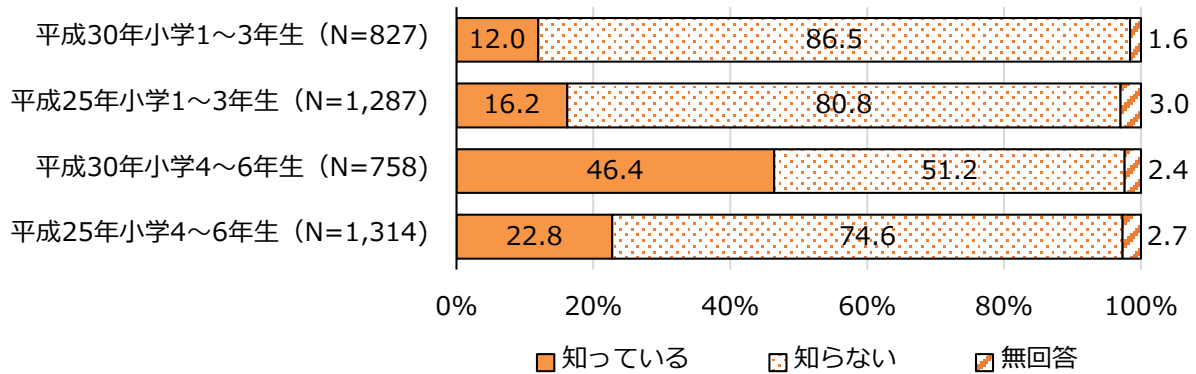


②「とよた子どもの権利相談室」の認知度（小学1～3年生、小学4～6年生、中学生、高校生）

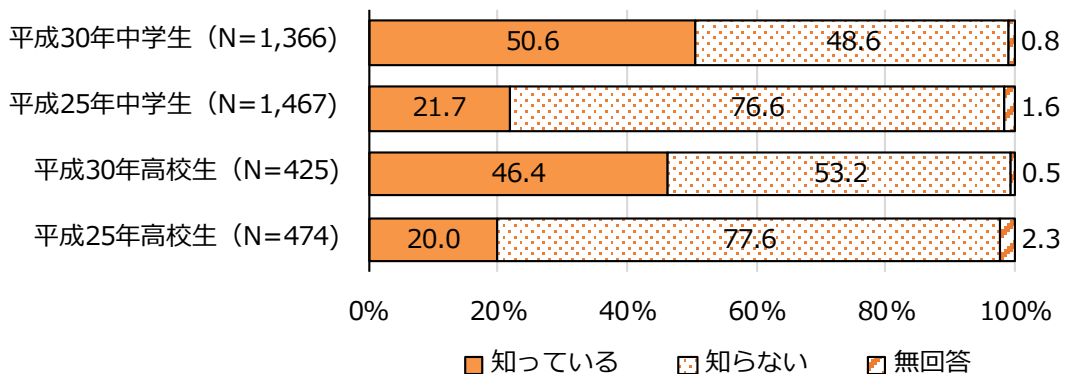
小学1～3年生では、「知っている」が12.0%であり、平成25年調査と比較して4.2ポイント低くなっています。小学4～6年生では、「知っている」が46.4%であり、平成25年調査と比較して23.6ポイント高くなっています。

中学生、高校生では、「知っている」は、それぞれ50.6%、46.4%となっており、平成25年調査と比較して30ポイント程度高くなっています。

【小学1～3年生、小学4～6年生】



【中学生、高校生】



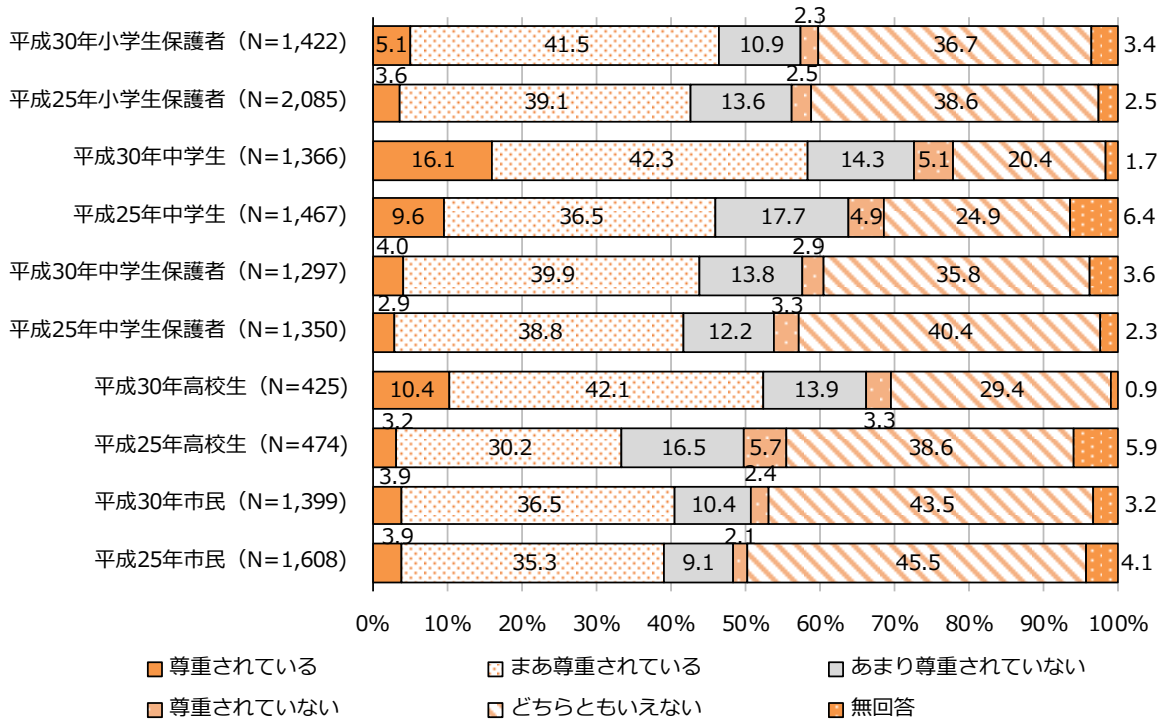
資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）



③ 豊田市における「子どもの権利」の尊重に関する現状意識

(小学生保護者、中学生、中学生保護者、高校生、市民)

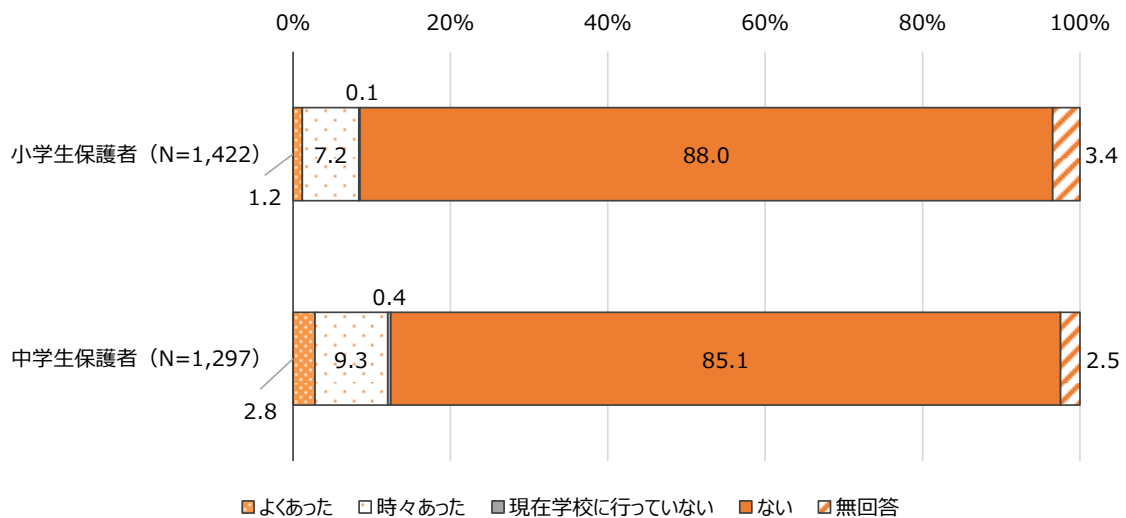
「子どもの権利」の尊重に関する現状認識は、中学生及び高校生で、「尊重されている」(=「尊重されている」+「まあ尊重されている」)が58.4%、52.5%であり、平成25年調査から10ポイント以上高くなっています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）

④ 子どもが学校に行かなくなったこと（不登校）の有無（小学生保護者、中学生保護者）

「よくあった」「時々あった」「現在学校に行っていない」を合わせると、小学生保護者で8.5%、中学生保護者で12.5%となっています。

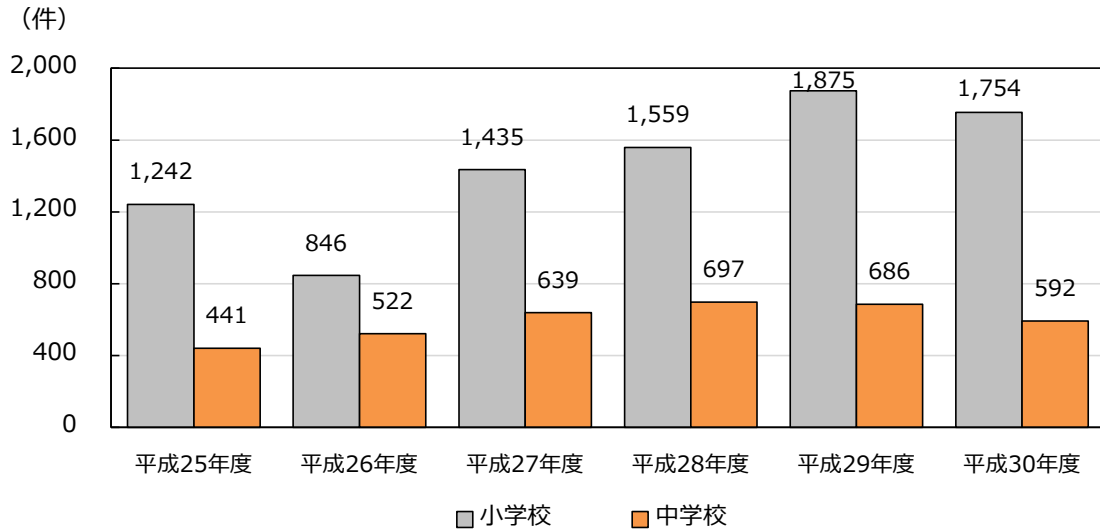


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）



⑤ いじめの認知件数の推移

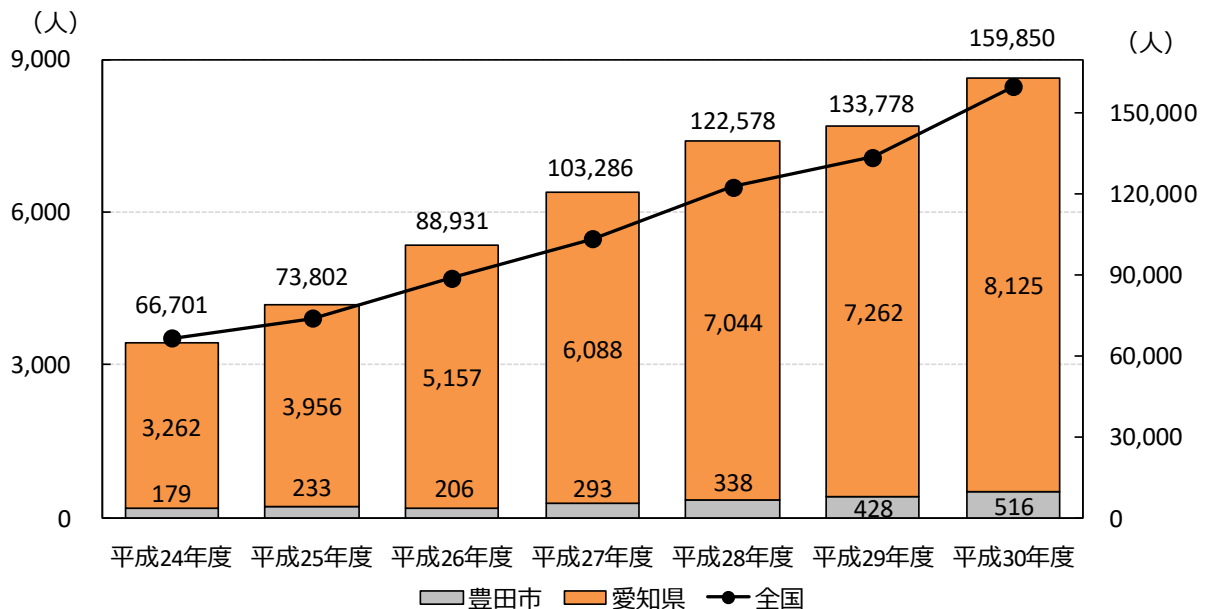
いじめの認知件数は、小学校では、平成 29 年度の 1,875 件をピークに減少し、平成 30 年度は 1,754 件となっています。中学校では、平成 28 年度の 697 件をピークに減少し、平成 30 年度は 592 件となっています。



資料：豊田市いじめの状況月例報告

⑥ 児童虐待の動向

全国・愛知県の子供虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、本市においても同様に増加傾向にあります。



資料：豊田市子ども部子ども家庭課調べ



⑦ とよた子どもの権利相談室の相談件数

とよた子どもの権利相談室の相談件数は、「教職員等のその他指導上の問題」が134件と最も多く、大人の相談件数が101件、子どもの相談件数が33件となっています。次いで、「いじめ」が122件で、大人が81件、子どもが41件となっています。

単位：件

相談内容	子ども	大人	計
いじめ	41	81	122
交友関係の悩み(いじめ除く)	31	9	40
子ども同士の暴力(いじめ除く)	1	1	2
不登校	0	22	22
進路問題	2	1	3
性の悩み	13	0	13
教職員等(保育師等含む)の暴力・暴言や威嚇	14	11	25
校則など学校のルール	0	3	3
学級崩壊	3	0	3
学校・こども園等での事故	0	1	1
教職員等のその他指導上の問題	33	101	134
学校・こども園等の対応の問題	0	2	2
行政機関の対応の問題	0	14	14
その他関係機関の対応の問題	0	10	10
子育ての悩み	0	23	23
家族関係の悩み	2	42	44
家庭内虐待	32	7	39
行政施策等	0	4	4
子どもの福祉的処遇	0	3	3
その他	1	15	16
主訴不明	1	4	5
総計	174	354	528

資料：とよた子どもの権利相談室調べ（平成30年度）

とよた子どもの権利相談室

Column

豊田市では、子ども条例に基づき、子どもの権利が侵害されたときその救済と回復を図るため、公的第三者機関として、とよた子どもの権利相談室を設置しています。相談室は、子どもまたは関係者からの相談を受けると、公正・中立かつ専門的な立場から、子どもの権利擁護委員（※）と相談員が協力して、嫌な思いをしたり、苦しんだり、悩んだりしている子どもの気持ちや考えを受け止め、子どもにとって一番よいこと（子どもの最善の利益）を一緒に考え、解決を目指します。子どもの権利に関することであれば、大人も相談ができます。

（※）子どもの権利擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから市長が選びます。



キウサイくん キウサイさん



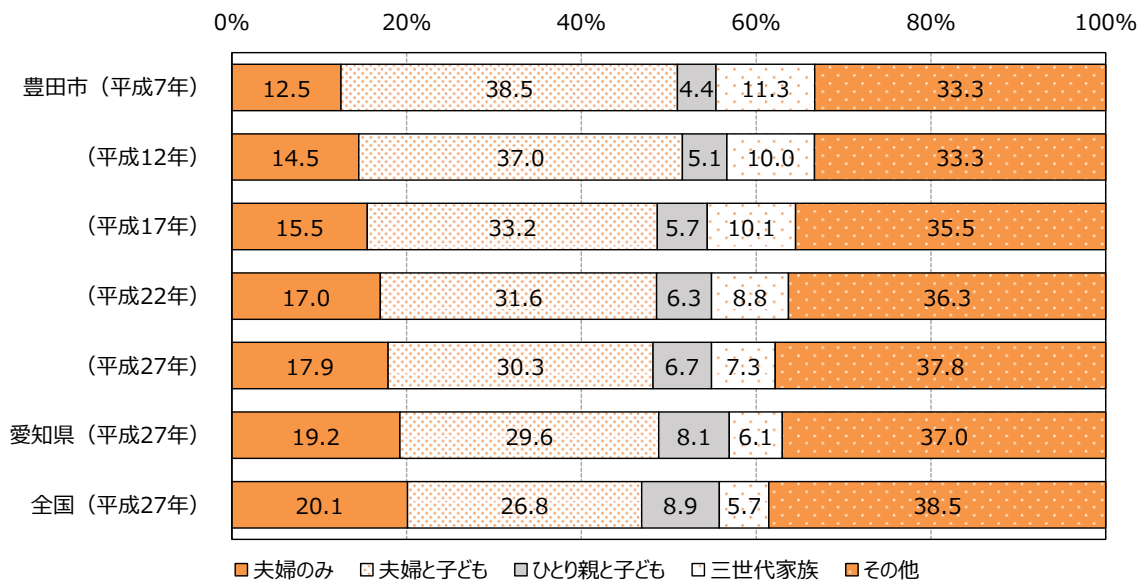
(8) 社会的支援が必要な子育て家庭の状況

現代社会においては、経済的に困難な家庭やひとり親家庭の子ども、外国にルーツを持つ子ども、障がいのある子ども、不登校の子ども、虐待を受けた子ども、非行のある子ども等、様々な要因から社会的支援が必要になる子育て家庭が増加しています。

本市においても、ひとり親世帯は年々増加傾向にあり、20～30歳代の親世代の外国人の割合の増加も見られます。また、療育手帳保持者も年々増加しており、発達障がい児や医療的ケアの必要な子どもなどのいる家庭が増加していることがうかがえます。多様なニーズに応じて、適切に子育て支援を行っていくことが必要です。

① 家庭類型別世帯割合の変化

「夫婦と子ども」「三世代家族」の世帯割合が減少し、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」の世帯割合が増加する傾向にあります。

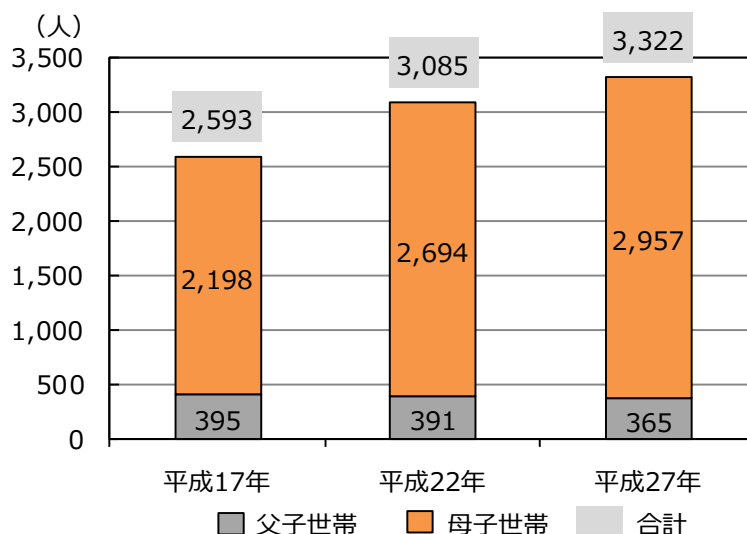


資料：国勢調査



② ひとり親世帯数

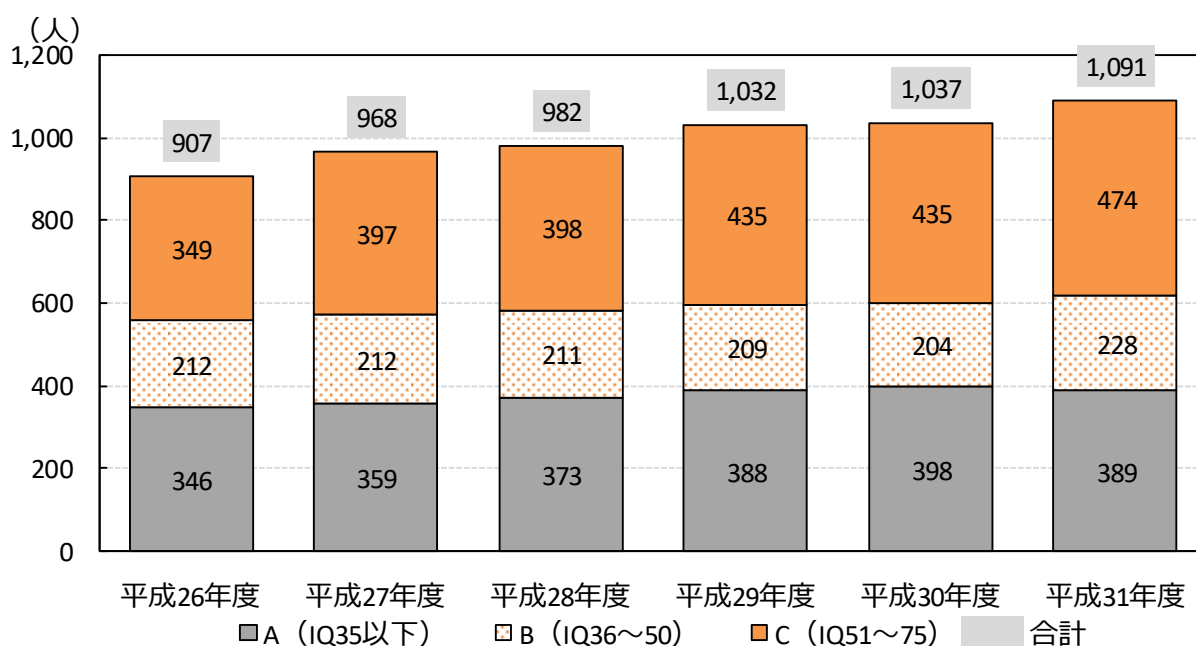
本市におけるひとり親世帯数は年々増加しています。



資料：国勢調査

③ 18歳未満の療育手帳（判定区分別）保持者の推移

18歳未満の療育手帳保持者数は年々増加しており、平成31年度で1,091人となっています。

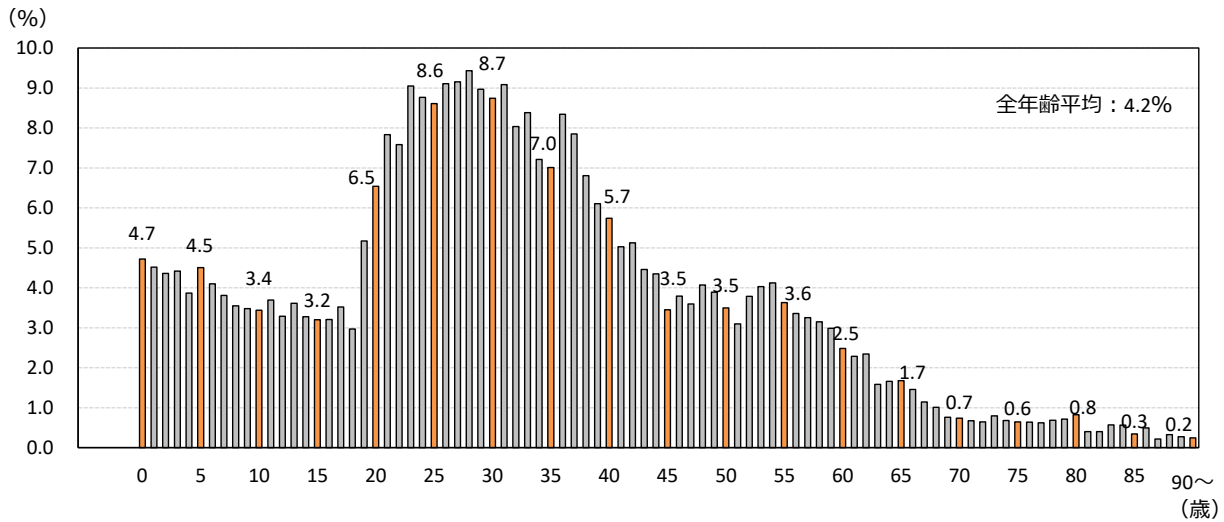


資料：豊田市福祉部障がい福祉課調べ ※各年4月1日現在



④ 年齢別外国人割合

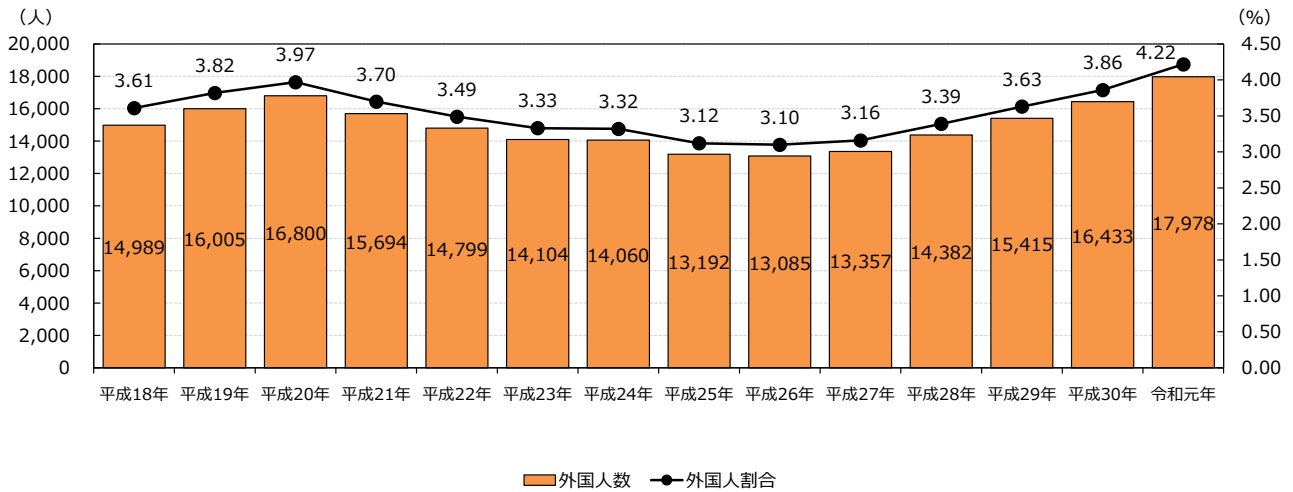
本市の全人口に占める外国人の割合は4.2%となっており、中でも20歳～30歳代の割合が高くなっています。



資料：住民基本台帳 ※平成31年4月1日現在

⑤ 外国人口と外国人割合

本市における外国人数は平成20年をピークに平成26年まで減少しています。その後、平成27年から再び増加しています。令和元年5月は平成26年5月と比べると、4,893人、37.4%増加しています。



資料：外国人統計 ※令和元年5月1日現在



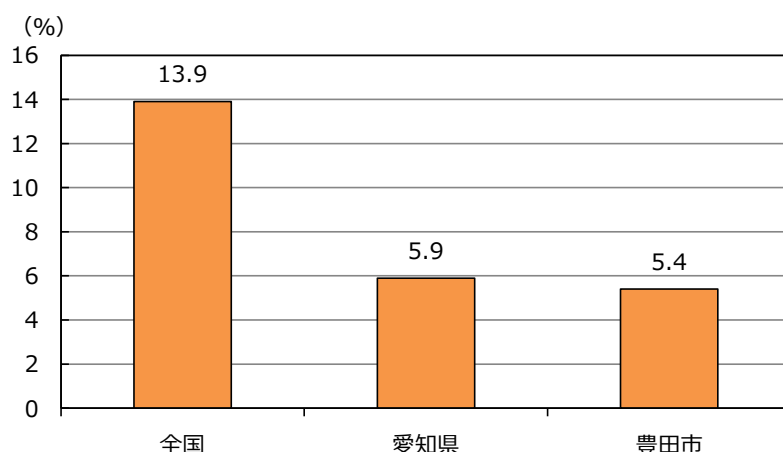
(9) 子どもの貧困に対する認識

現代社会において、貧困家庭に生まれた子どもがその成長過程で様々な不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」が起きていることが問題となっています。また、国の相対的貧困率は13.9%と、他の先進国と比べても高い状況にあります。本市の相対的貧困率は5.4%であり、全国や愛知県と比較して低い水準にあります。

子どもたちがその生まれ育った環境によって左右されず、子どもの権利を保障するといった観点から、健やかに成長し、未来を育んでいくことができる環境を整えていく必要があります。

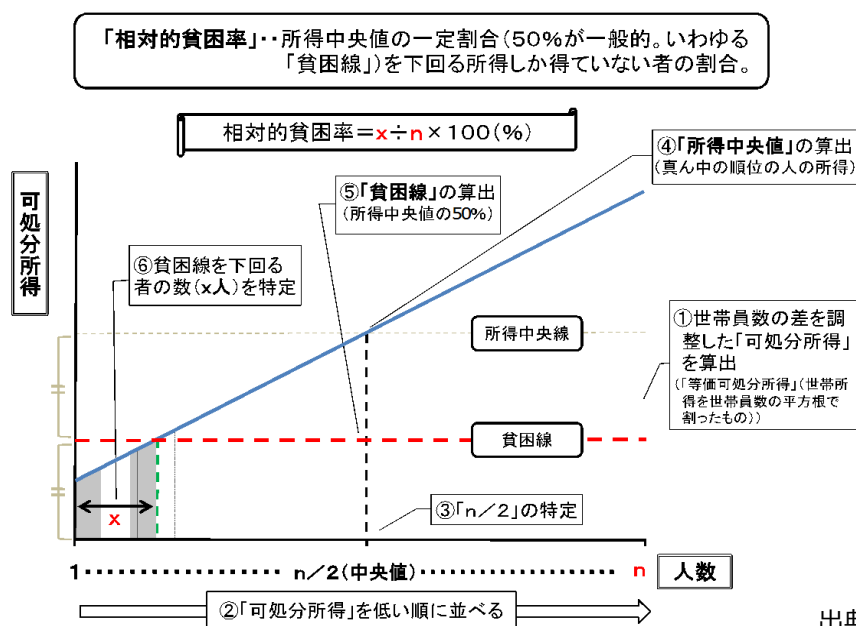
① 子どもの相対的貧困率

本市の相対的貧困率は、全国、愛知県に比べて低い水準にあります。



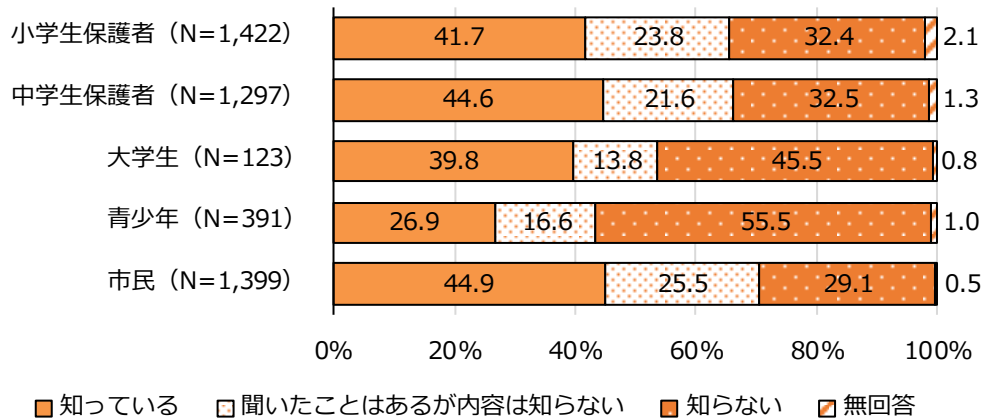
資料：[全国] 国民生活基礎調査（平成27年）、[愛知県・豊田市] 愛知子ども調査（平成28年）

◎相対的貧困率の算出方法



② 「子ども食堂」の認知度

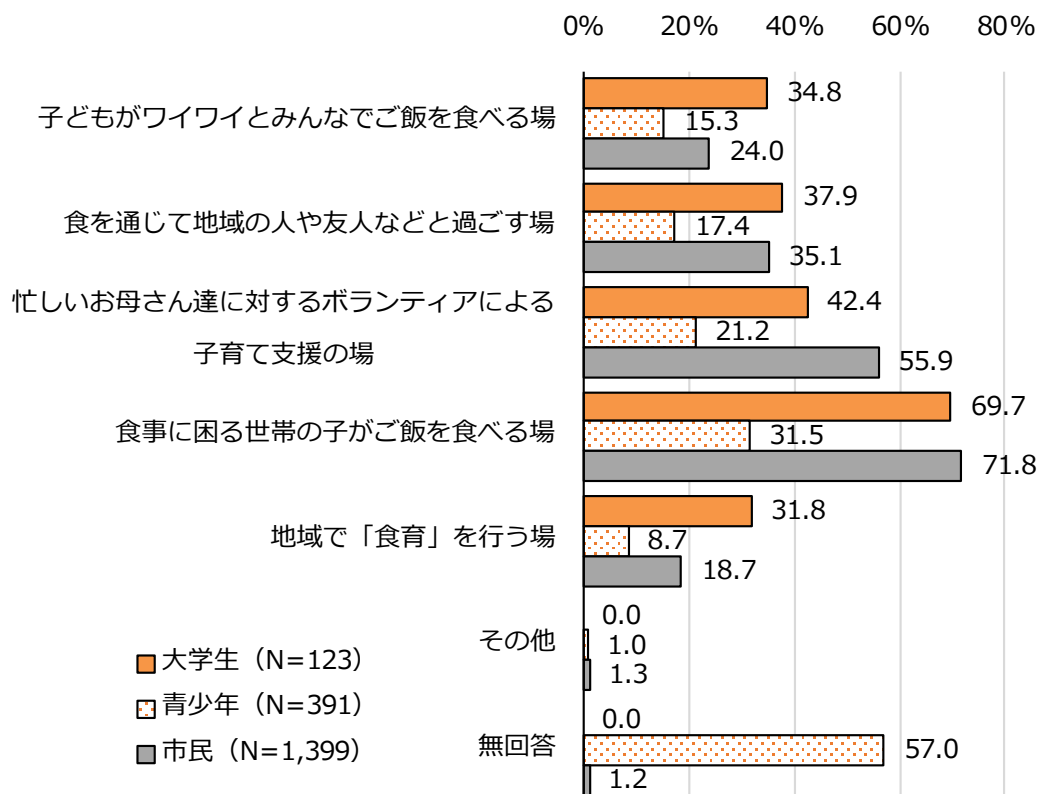
「子ども食堂」の認知度は、おおむね4割程度となっています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）

③ 「子ども食堂」のイメージ

「子ども食堂」のイメージは、「食事に困る世帯の子がご飯を食べる場」が最も高く、次いで「忙しいお母さん達に対するボランティアによる子育て支援の場」となっています。

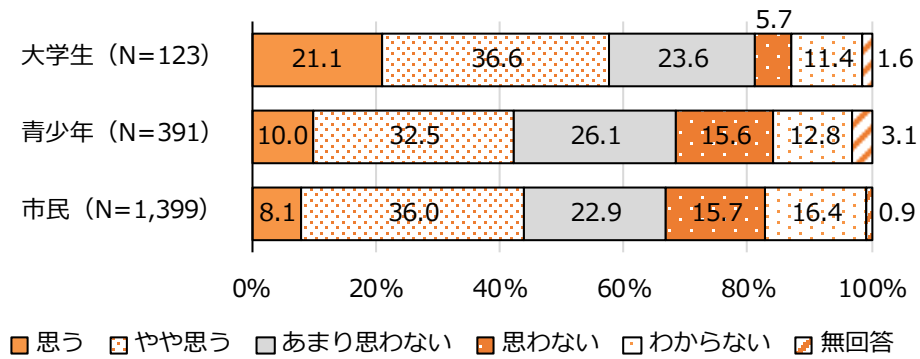


資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）



④ 「学習支援」や「子ども食堂」へのボランティア参加意向

「学習支援」や「子ども食堂」へのボランティアの参加意向は、「思う」「やや思う」を合わせ、大学生が57.7%、青少年が42.5%、市民が44.1%となっています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）



子ども食堂



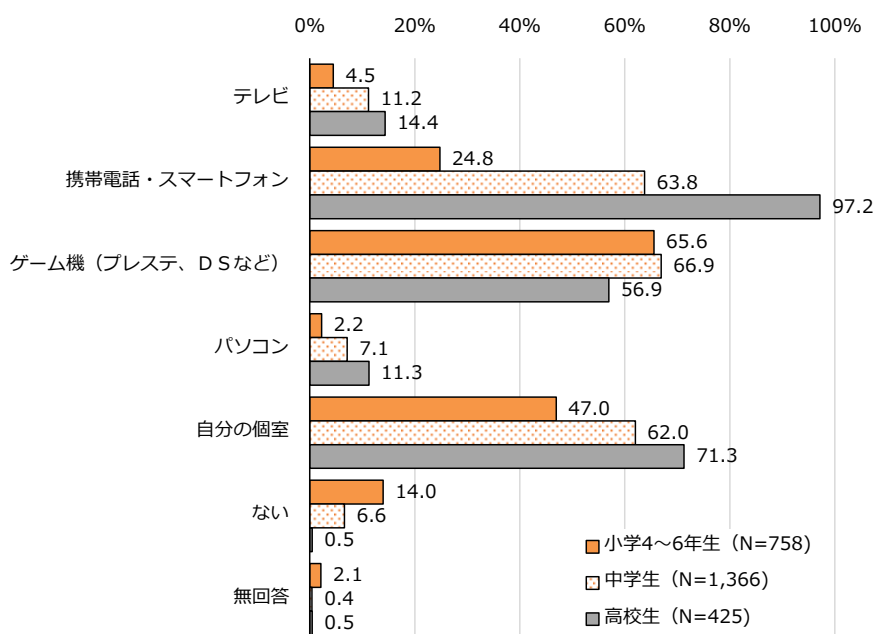
(10) コミュニケーションの変化

近年、携帯電話やスマートフォンなどの新しいツールにより、コミュニケーションの方法が変化する中、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによるトラブルも増加しています。本市においても、子どもの携帯電話やスマートフォンの保有率は増加しており、その使用時間も長くなる傾向が見られます。

このような変化に対応して、メディアリテラシー（テレビや新聞、インターネットなどから発信される情報を主体的に読み解き、理解・活用、自己発信する能力）の向上、コミュニケーション能力を身に付けることなどが重要となっています。

① 自分専用として持っているもの（小学4～6年生、中学生、高校生）

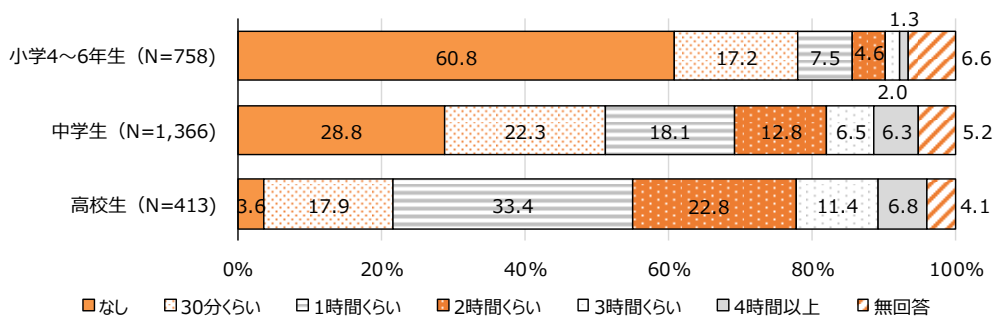
「携帯電話・スマートフォン」は、年齢が上がるにつれて保有率が高くなっており、小学4～6年生で24.8%、中学生で63.8%、高校生で97.2%となっています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）

② 平日、学校が終わった後に携帯電話・スマートフォンを使った時間（小学4～6年生、中学生、高校生）

保有率と同様に、年齢が上がるにつれて使用時間が増加しています。



資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）



3 第3次子ども総合計画のポイント

第2次子ども総合計画に基づく取組の成果と課題の検証及び本市における子ども・青少年を取り巻く現状と課題について統計データや子ども・子育てに関する市民意向調査などから整理した結果を踏まえ、第3次子ども総合計画策定にあたり重要と考えられるポイントを整理しました。

ポイント1 子どもの視点、子どもとの寄り添いを大切にする

① 子どもの権利が十分に保障される豊田市へ

本市では、平成19年に「豊田市子ども条例」を制定し、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考え、子どもの権利を保障し、協力して子どもの育ちを支え合うことに努めてきました。いじめや児童虐待といった子どもをめぐる課題が社会的に深刻化する中、市民一人ひとりが子どもの権利を理解し、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを目指します。

② 「貧困の連鎖」を生まない社会の創造

生まれ育った環境により、教育の機会が得られない子どもたちや、健やかな成長に必要な衣食住が確保されず、「機会」や「可能性」を奪われた子どもがいます。こうした「子どもの貧困」は、次世代にも連鎖する、いわゆる「貧困の連鎖」を生んでしまいます。「豊田市子ども条例」を踏まえ、「子どもの貧困」を経済的な困窮の課題のみではなく、子どもの権利保障の観点から幅広く捉え、「貧困の連鎖」が生まれない社会を創造していくことが重要です。

③ 子どもと大人のコミュニケーションの促進

子ども・子育てに関する市民意向調査の結果から、大人との関わり（コミュニケーション）が子どもの自己肯定感を高めるということが明らかになりました。一方で、地域の行事や活動に参加している市民の割合の低下、母親の就労率の増加により、仕事・家事・プライベートの両立や子どもと関わる時間の確保が難しくなっています。子どもたちの笑顔が輝くまちの実現に向けて、子どもと大人のコミュニケーションを促進し、子ども・親・地域が育ち合う関係性を築きます。



ポイント2 子育てを「孤育て」にしない支援体制の強化

④ 支援ニーズの多様化への対応

現代社会において、経済的に困難な家庭やひとり親家庭の子ども、外国にルーツを持つ子ども、障がいのある子ども、不登校の子ども、虐待を受けた子ども、非行のある子どもなど、様々な要因から社会的支援が必要な子どもとその家庭が増加しています。本市においても、ひとり親世帯のほか、療育手帳保持者が年々増加しており、発達障がい児や医療的ケアの必要な子どもなどのいる家庭も増加していることがうかがえます。多様化するニーズに対して、適切に子育て支援を行っていくことが重要です。

⑤ 子育てをしながら安心して働ける環境づくり

本市では、子育て世代である20歳代後半から30歳代前半における専業主婦の割合が、全国に比べて高くなっています。しかし、母親の就労意識は高まりを見せており、フルタイムで働く母親も増加しています。こうした傾向は今後も続くと予想され、引き続き待機児童数0人の継続を目指すとともに、幼児教育無償化に伴う保育需要の変化、放課後児童クラブの需要増加などにも対応し、子育てしながら安心して働ける環境づくりが必要です。

⑥ 身近な人々が子育てを支え合う環境づくり

子育て支援センターへの子育てに関する相談件数の増加や、平成28年9月に設置した「とよた急病・子育てコール24」の利用件数の増加などから、多くの保護者が子育てに不安やストレスを感じている状況がうかがえます。また、「地域や隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる」市民の割合は緩やかに増加していますが、地域ぐるみで子育てを行う環境の醸成も十分に進んでいない状況です。子育てに関する不安や悩み、些細な気がかりについて周囲に相談できず、孤立した中で子育てをする「孤育て」とならないよう、身近な人々が子育てを支え合う環境づくりが重要です。



ポイント3 次代を担う青少年の健全育成の更なる充実

⑦ 青少年・若者の自立支援の充実

本市では、平成27年4月にひきこもりの若者や家族を支援対象とした「若者サポートステーション」を設置しており、その登録者数や相談者数は増加傾向にあります。ニートやひきこもりの長期化や高齢化が新たな課題となっています。青少年・若者を取り巻く新たな課題にも対応した、自立支援の充実を図る必要があります。

⑧ 地域力を生かした子育て・青少年健全育成の促進

本市では、子ども食堂や学習支援といった「子どもの居場所づくり」に関する取組が広がっています。一方で、子ども・子育てに関する市民意向調査では、地域の子ども居場所づくりなどに「参加してもよい」と考える大人が減少しているなど、地域への関わりが希薄化している傾向が見られます。「地域の子どもは地域で育てる」といった意識を醸成し、多様な地域力を発揮した子育て支援に取り組むことが重要です。

⑨ ソーシャルメディアの適切利用に向けた取組の促進

携帯電話やスマートフォンの保有率は増加しており、保有率と同様に使用時間も長時間化しています。近年では、SNSなどによるトラブルやいじめも増加しており、ソーシャルメディアの適切な利用を啓発するとともに、メディアリテラシーの向上やコミュニケーション能力を身に付けることも重要です。





第 3 章

計画の基本的な考え方

第 3 章では、計画の基本理念や施策の取組方針、施策体系など、計画の基本的な考え方を整理しています。



1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切り拓く存在です。そして、豊田市子ども条例に掲げた「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」は、子どもが生まれながらに持っている基本的で大切な権利です。

本市では、これらの子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、妊娠・出産から子どもの自立までの一連の過程を切れ目なく、そして、社会全体で子どもを育て、子育てを支える施策に取り組んできました。

子どもと子育て家庭を巡る様々な問題が顕在化する中で、改めて子どもの視点や子どもとの寄り添いを大切にした、子どもの権利保障に基づく施策の取組が重要となっています。

「子育ては親育ち」というように、親は子どもの成長とともに育っていくと考えられます。親が子育ての喜びを感じつつ、子育てにおける責任を果たすことができるよう、親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進するなど、「親育ち」を積極的に支援していく視点が必要です。

また、親が子育ての不安や悩みを誰にも相談できず、孤立した中で子育てに向き合う「孤育て」も問題となっています。「子育ち」「親育ち」への支援にあたっては、行政による支援だけでなく、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つことを願って、身近な人々で子育てを支え合うことが重要です。また、企業も地域社会の一員として、子どもの育成に関する一定の役割を果たすことが求められています。こうした地域で子育てを支え合うつながりは、青少年の健全育成においても重要となっています。

このような認識のもと、本市においては、子ども、親、地域など、様々な主体が互いに支え合いながら「育ち合う」関係を充実させ、子どもにやさしいまちづくりを推進していくことを目指し、「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念として掲げます。

基 本 理 念

子ども・親・地域が育ち合う
子どもたちの笑顔が輝くまち豊田



2 施策の取組方針

本計画は、基本理念のもと、本市の子ども・青少年を取り巻く現状を踏まえた5つの「施策の取組方針」に基づき、子どもの健やかな育ちと社会全体で子育てを支える施策を展開します。

その中でも、本市の特徴でもあり、子どもの健やかな育ちの根幹を成す「子どもの権利を保障すること」の実現に向けて、安心して子育てができる環境の整備、幼児教育・保育の一層の充実、子育てしながら無理なく働くことができる環境の整備を図り、総合的な子ども・子育て支援に取り組みます。

取組方針Ⅰ 子どもの権利保障

子どもは、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、その尊厳が守られ、最善の利益を保障されるべき存在です。豊田市子ども条例で定められている、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の子ども権利が総合的に保障され、子どもの権利について、子どもを含めたすべての市民が十分に理解し、子どもが幸せに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

<評価指標>

- **子ども条例の認知度**（市民意向調査）
- **「子どもの権利」が尊重されていると感じる人の割合**（市民意向調査）
- **周りの大人や同級生などから、いやなことをされたり、言われたことがない人の割合**
（市民意向調査）
- **子どもの自己肯定感の向上**（市民意向調査）
- **放課後児童クラブに参加していて楽しいと思う児童の割合**
（放課後児童健全育成事業利用者アンケート）
- **子どもの相対的貧困率**（愛知子ども調査）



取組方針Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実

若年妊娠や子育てに自信がない、子育て仲間がない保護者の割合が増加するなど、子育て家庭を巡る様々な問題が顕著になっています。また、晩婚化、少子化及び核家族化が進み、育児環境や家族の支援が変化し、妊娠・出産・子育てが難しい時代になっています。安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行います。

<評価指標>

- 「出産、子育てがしやすいまち」として満足している割合（市民意識調査）
- 就学前児童のいる世帯のうち、子育てに自信がない市民の割合（市民意向調査）

取組方針Ⅲ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

男女共同参画社会の拡大、共働き世帯の増加などにより、0～2歳児の保育需要が拡大しているため、働きながら子育てをしやすい環境づくりを進めていきます。また、延長保育、休日保育などの多様なニーズが増加しており、こうした保育需要へ対応するため、保育サービスの拡大を図ります。加えて、老朽化している設備の更新や園舎の改築・改修、ライフスタイルの変化に合わせた環境整備など、園児がより安全・安心・快適に生活ができる幼児教育・保育環境の向上を図ります。

<評価指標>

- 待機児童数（4月1日時点）



取組方針Ⅳ 青少年の健全育成及び若者支援

人口減少や超高齢社会の進展など、次世代を担う子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会を生き抜いていく力を育み、自立できるよう、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけづくりを行います。

また、女性の社会進出や共働き世帯の増加等により、放課後児童クラブに対する需要は高まり、参加児童は年々増加しています。今後も引き続き、対象学年において安全・安心に児童が過ごせる体制づくりを進めます。

<評価指標>

- 放課後児童クラブの待機児童数（5月1日時点）
- 地域行事に参加している割合（市民意向調査）
- 6か月以上外出していない中学生・高校生・青少年の割合（市民意向調査）

取組方針Ⅴ 地域ぐるみによる子育て社会の創造

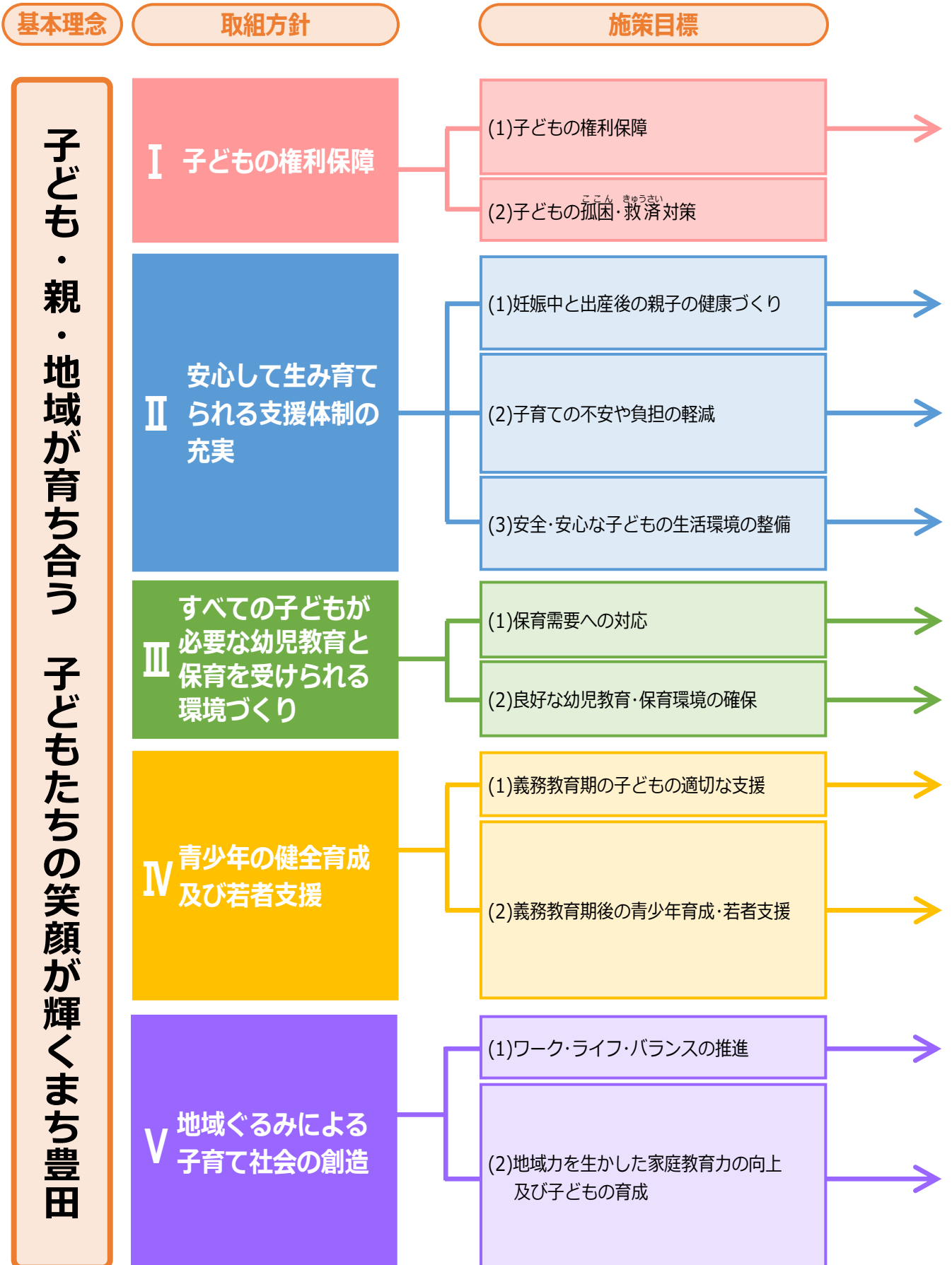
核家族化の進行や地域社会のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える保護者が増加するなど、子どもが育つ家庭や地域の状況は変化し、複雑化しています。子どもが育つ上で最も基本となる家庭における教育力を高めるために、地域と連携した取組を進めます。

<評価指標>

- 地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて（市民意向調査）
- 1年以内に、小・中学校の活動又は児童生徒とともに行う地域の活動に参加した市民の割合（市民意識調査）
- ワーク・ライフ・バランス関連認証制度の取得事業所数（年度末時点）



3 施策体系図



基本施策

- ①子どもの権利の意識啓発 P56
- ②虐待防止及び対応策の強化 P57
- ③いじめ・不登校対策の充実 P58

- ①安心して妊娠・出産できる環境の整備 P59
- ②乳幼児の健康づくり P61

- ①社会的支援を要する子ども・家庭への支援 P63
- ②相談・情報提供等の充実 P65
- ③経済的負担の軽減 P66

- ①子どもの安全対策の推進 P67
- ②子どもの遊び場の整備 P68
- ③子育て世帯への生活環境の整備 P68

- ①待機児童の解消 P69
- ②多様な保育ニーズへの対応 P69

- ①幼児教育・保育施設の整備 P70
- ②幼児教育・保育の質の向上 P70

- ①子どもの学び・育ちの支援 P71
- ②放課後児童クラブの充実 P72

- ①青少年の社会参加の促進と主体性の育成 P72
- ②青少年の活動の場づくり P74
- ③青少年の悩みへの対応と非行防止 P75
- ④ニート・ひきこもりへの対応 P76

- ①ワーク・ライフ・バランスの理解の推進 P77
- ②企業の取組の促進 P77

- ①親育ちの支援 P78
- ②子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供... P79
- ③世代間交流と地域力を生かした子育て支援活動の促進 P79

重点事業群/基礎事業

【重点事業群】

子どもの権利啓発の推進（Ⅰ、Ⅴ）

・子ども、育ち学ぶ施設、保護者、市民及び事業者への子どもの権利啓発を行います。

子どもの孤困きゆうさいプログラム(Ⅰ～Ⅴ)

・孤立や困りごとを抱える子どもたちに寄り添った適切な支援や地域の大人や行政が共働でつながる支援ネットワークを構築します。

情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実（Ⅲ、Ⅳ）

・育ち学ぶ施設において、情報通信技術を活用した事務効率の向上と幼児教育・保育の質の向上を図ります。

虐待防止及び対応策の強化（Ⅰ）

・子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターを中心に、子育て家庭への支援や児童虐待の対応を行います。

待機児童対策（Ⅲ）

・保育士の確保と保育士の働き方改革の実施などにより、受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指します。

義務教育期後の社会参加活動の促進（Ⅳ）

・若者の自立や成長を促すほか、地域や社会でその意欲や能力を発揮できる環境づくりを行います。

少子化への対応（Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ）

・未婚の若者、子育て世代、シニア世代など対象を幅広く捉え、子育てに伴う様々な負担感や不安感が軽減され、子育ての喜びを社会全体で分かち合うことを目指し、出生数の維持・増加に向けて取り組みます。

【基礎事業】（再掲含む）

- 取組方針Ⅰ 16事業
- 取組方針Ⅱ 80事業
- 取組方針Ⅲ 16事業
- 取組方針Ⅳ 34事業
- 取組方針Ⅴ 30事業



子どもの権利保障

子どもの権利は、何かの対価として与えられものではなく、子どもが生まれながらに有するものです。子どもを大人の附属物としてではなく、子どもを一人の人間として認めることで、子ども目線に立ち「子どもにとって最もよいことは何か（子どもの最善の利益）」を第一に考え、支援していくことが大切です。

子どもの成長には、年齢や発達にふさわしい環境が必要です。子ども自身が自分の権利を大切にして尊重されるのと同様に、他の人の権利も尊重できるよう、子ども同士や子どもと大人との間でお互いの権利を調整していくことが大切になります。

豊田市子ども条例

豊田市は、平成 19 年 10 月、全国に先駆けて（愛知県内では初）、児童の権利に関する条約（通称、子どもの権利条約）の理念に基づく「豊田市子ども条例」を制定しました。

条例では、子どもにとって特に大切な権利として「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を定めています。いじめや虐待、体罰などの禁止はもちろん、保護者、育ち学ぶ施設、事業者等の責務を定め、社会全体で子どもの育ちを支え、“子どもにやさしいまちづくり”を推進していくこととしています。

この条例は、子どもたちにわかりやすい表現を使用したり、「失敗しても再度挑戦すること」を保障していることも特徴の一つです。

チルコは豊田市子ども条例のマスコットキャラクターです。

名前の由来は、「チルドレン」の「チル」と「子ども」の「コ」を組み合わせたものです。

ニット帽は豊田市の花ひまわりの種、そこから出る双葉はひまわりの芽により、子どもの持つ可能性を表現しています。



チルコ



第4章 施策の展開

第4章では、取組方針ごとに、具体的な施策・事業について記載しています。また、計画期間中に特に重点的に取り組む重点事業群も記載しています。



施策目標（１）子どもの権利保障

子どもは、一人ひとりが独立した人格を持ち、その尊厳が尊重されるべき存在です。このため、子どもはその心と体が大切にされ、生命や健康、安全が守られなければなりません。豊田市子ども条例で定められている子どもの権利について広く市民が理解できる啓発活動を行い、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えた虐待防止対策の強化やいじめ・不登校対策の充実を図ります。

基本施策① 子どもの権利の意識啓発

子ども、大人、育ち学ぶ施設に対して講演会、研修などを開催し、豊田市子ども条例と子どもの権利の周知や正しい理解につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利について理解を深める機会として、中学校で、教員向け研修、全校講演会、子どもの権利の授業を行います。	次世代育成課
2	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修	育ち学ぶ施設（学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など）及び地域で子どもに関するボランティア活動の団体や大人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設けます。	次世代育成課
3	保護者向けの子どもの権利に関する情報発信・啓発	幼児・児童・生徒の保護者向けに、子どもの権利に関する内容を取り入れて再編した親ノートの配付と家庭教育講座・親育ち交流カフェの実施を行います。	次世代育成課
4	子どもの権利学習プログラム	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	次世代育成課
5	とよた子どもの権利相談室の運営	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。	とよた子どもの権利相談室
6	「人権を考える集い」の開催	小中学校において、人権全般に関する講演会やワークショップなどを開催し、児童・生徒・保護者・地域住民の人権意識の高揚を図ります。	市民相談課
7	「人権移動教室」の開催	人権擁護委員が、こども園・小中学校の園児・児童・生徒をはじめ、市民を対象にDVD視聴や人権クイズ、人権かるたなどを実施し、人権について学ぶ機会を提供します。	市民相談課



基本施策② 虐待防止及び対応策の強化

関係機関との連携及び支援体制の強化を図り、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応が行われるよう、児童虐待防止及び対応策を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
8	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援	児童虐待通告に対し必要な調査等を迅速に実施し、48時間以内の児童の安全確認を行うとともに、児童相談所・警察と連携して適切な対応を行います。 また、関係部署、関係機関との連携により市民に寄り添った相談支援を行うことで、児童虐待等の発生予防に努めます。	子ども家庭課
9	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における相談支援体制の充実	児童虐待への迅速かつ的確な対応を行うため、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるほか、職員体制の充実に努めます。	子ども家庭課
10	要保護児童・DV 対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、要保護児童・DV 対策協議会の関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対し適切な支援が行われるようにします。	子ども家庭課
11	DV 相談に関する情報提供	DV 相談窓口の情報やチェック項目などを掲載したリーフレットを市内公共施設や病院、大型店などに協力を依頼し、設置します。	とよた男女共同参画センター

ガールスカウト三河北地区協議会

Column

ガールスカウトは150の国の1千万人の少女と女性のための社会教育団体です。平成24年から、世界中のガールスカウトが「少女と女性に対する暴力と虐待をなくす」活動を展開しています。日本では、中・高校生の少女が身近な「デートDVをなくす」をテーマに活動しています。ガールスカウト三河北地区協議会でも「知る・学ぶ・理解する・伝えること」を目的に講座開催、高校ホームルームでの勉強会、パネル展示、啓発グッズの配布などの活動を継続中です。



No	事業名	事業内容	担当課
12	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパーなどの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。 また、支援が必要な家庭を、委託助産師が訪問し、個々の状況に応じて専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援を行います。	子ども家庭課 地域保健課
13	児童虐待防止のための啓発事業	各種団体への講師派遣、出前講座等を通じ、児童虐待に関する市民の理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた啓発を行います。	子ども家庭課
14	児童虐待防止教育	子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識を持ち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAPプログラムによるワークショップ）を実施します。	子ども家庭課

基本施策③ いじめ・不登校対策の充実

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒の社会的自立支援などに向けて相談・サポート体制強化を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
15	いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進	いじめをしない、させない環境づくりを目指し、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、よりよい人間関係を築くための取組を推進します。	青少年相談センター
16	適応指導教室の活動内容の充実	不登校児童生徒の社会的自立を目指し、適応指導教室において、社会性や自主性を育成する活動内容の充実を図ります。	青少年相談センター

施策目標（2）^{ここん きゅうさい} 子どもの孤困・救済対策

豊田市子ども条例を念頭に「子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことのできる社会」を目指し、「子どもの自己肯定感の向上」「地域支援力の向上」「深刻な困難を抱える家庭への適切な支援」「貧困の連鎖の解消」を推進します。

具体的な施策・事業については、第5章に掲載しています。



取組方針Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実

施策目標（1）妊娠中と出産後の親子の健康づくり

健康相談、健康教育や健康診査の機会等の充実に努め、安心して妊娠・出産ができるようにするとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境づくりに取り組みます。

将来親になることに向き合うため、命の尊さや親の役割、性に関して正しく理解を深める機会を充実します。

基本施策① 安心して妊娠・出産できる環境の整備

妊婦健康診査などにより母子の健康の確保とともに、各種教室の実施などによる妊娠・出産に関する正しい知識の普及を行うなど、安心して妊娠・出産ができるよう環境整備を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
17	妊産婦歯科健康診査	身体の生理的变化に伴い、歯周疾患が急増する妊産婦に対し、口腔疾患の予防と早期発見に努め、胎児の口腔を健全に発育させるため、医療機関において無料の歯科健康診査を妊婦及び産後1年未満の産婦に対して1回ずつ実施します。	(保) 総務課
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーターが専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	子ども家庭課
19	妊産婦健康診査事業	妊産婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図るため、妊産婦健康診査を実施します。	子ども家庭課
20	妊娠中の健康教室（パパママ教室）の開催	妊娠中の健康管理や食生活等についての知識を学ぶとともに、子育てについて夫婦で一緒に考えることができる教室を開催します。	子ども家庭課
21	産後ケア事業	入院を要しない程度の心身不調等により育児が困難である母親に対し、授乳指導や育児支援を行います。	子ども家庭課
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援	産前産後におけるヘルパーの派遣や、保護者のレスパイト（子育てをしている保護者等の一時的な休息）のための子どもの一時的な預かり（ショートステイ）を行い、親族等からの支援が受けにくい世帯の子育てを支援します。	子ども家庭課
23	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催	妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や体調に不安のある母親及び子どもに対して、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援の充実を図るため、保健・医療・福祉などの関係機関によるネットワーク会議を開催し、連携の強化を図ります。	子ども家庭課 地域保健課



No	事業名	事業内容	担当課
24	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	母子保健推進員が、生後1～3か月の乳児をもつすべての家庭へ「おめでとう訪問」を実施し、育児不安の軽減、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。また、育児に関する心配事がある家庭には、地区担当保健師を紹介し、早期から育児不安などの解消を図ります。	子ども家庭課
25	不妊症・不育症に関する相談・助成	不妊症・不育症について、不妊症看護認定看護師による無料相談を実施するとともに、人工授精、体外受精及び顕微授精に要した治療費を助成します。	子ども家庭課
26	思春期教室の開催	主に中学生を対象に、命の大切さや家族の絆の大切さについて考える「赤ちゃんのふれあい体験」教室や、男女の「性」について正しく理解し、自分や相手を大切にすることを育む教室を開催します。	子ども家庭課
27	多胎家庭への継続的な支援	多胎妊娠・出産・育児においては様々な課題や育児負担を有することが多いため、妊娠期から児の所属（入園等）が決定するまで、訪問・電話等による継続的な支援を実施します。	子ども家庭課 地域保健課
28	自主グループ支援による子育ての悩みや不安の解消	同じ育児経験を持つ親同士が、子育ての悩みや不安を情報交換し解決できるよう支援するほか、自主グループとしての主体的な活動ができるよう支援します。	子ども家庭課
29	「妊産婦にやさしい環境づくり」に向けた啓発等の実施	マタニティマークの周知による市民への啓発や「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及などにより、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。	子ども家庭課

豊田市母子保健推進員の会

Column

子育て応援ボランティアの豊田市母子保健推進員、通称『母推（ぼすい）』です。平成13年3月に発足し、会員数213名（令和元年度）で活動しています。

子育てに関する活動、とりわけ育児の支援を地域住民の目線で、身近に相談できる人を目指し、乳幼児健診や子育て教室、市内16か所にある子育て支援センターの育児相談行事などで『笑顔と傾聴』をモットーに活動しています。

また、生後1～3か月の乳児を持つ家庭を訪問する『おめでとう訪問』では育児に関する情報をお届けし、相談が必要な方には地区担当の保健師へと繋げています。



基本施策② 乳幼児の健康づくり

乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、乳幼児健康診査などの各種健康診査の実施や健康教育、健康相談の機会の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
30	予防接種の推進	定期的予防接種の接種率向上のため、未接種の乳幼児などの保護者に対して、はがきなどによる接種勧奨を行います。	感染症予防課
31	園児むし歯予防教室（よい子の歯みがき運動）の開催	6歳臼歯の保護育成を目的とし、こども園・私立幼稚園の5歳児を対象に歯みがきの普及啓発を図るための教室を開催します。	(保) 総務課
32	親子むし歯予防教室（親子ピカピカ教室）の開催	未就園児と保護者を対象に、歯が生え始める時期から歯や口の機能について関心を持ち、食生活や生活習慣との関わりを認識できるよう、むし歯予防や口腔機能の発育に関する正しい知識を普及することを目的に教室を開催します。	(保) 総務課
33	幼児歯科健康診査	むし歯予防に関する意識の啓発を図り、生活環境や口腔状況に応じて個別の歯科保健指導を実施できるよう、医療機関において無料の歯科健康診査を1歳6か月～5歳未満児を対象に実施します。	(保) 総務課
34	乳児健康診査	医療機関において、生後1か月頃と生後6～10か月頃に発育・発達の診察等が受けられるよう、健診費用の助成を行います。	子ども家庭課
35	3、4か月児健康診査	3、4か月児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：内科診察、問診、育児相談、事故予防・愛着形成・離乳食についての集団指導	子ども家庭課 地域保健課
36	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児を対象に疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：内科診察、歯科診察、問診、相談、発達を促す関わり・虫歯予防についての集団指導	子ども家庭課 地域保健課
37	3歳児健康診査	3歳児を対象に、疾病、問題の発見、育児支援、成長発達の評価、相談等実施します。 内容：内科診察、歯科診察、視力・聴力検査、尿検査、問診、育児相談、発達を促す関わり・幼児の食事についての集団指導	子ども家庭課 地域保健課
38	健診未受診調査	乳幼児健診（3か月児、1歳6か月児、3歳児健診）未受診者の把握及び健診の受診勧奨を行います。	子ども家庭課 地域保健課
39	親子食育講座の開催	子どもたちが将来にわたり、好ましい食生活や食習慣を身に付けられるよう、幼児から小中学生の子どもと保護者を対象に、調理実習や講話などによる講座を実施し、食育を推進します。	(保) 総務課



No	事業名	事業内容	担当課
40	個別相談事業・健康診査事後支援教室の開催	発達支援が必要と思われる親子に対し、個別相談事業や健康診査事後支援教室において、集団遊び・親子遊びを通して、発達の特性に応じた関わりができるよう支援します。また、保健師や臨床心理士による個別相談などにより、発達や育児に関する不安の軽減を図ります。	子ども家庭課 地域保健課
41	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防啓発	乳幼児突然死症候群（SIDS）を予防するため、妊娠中・育児期間中の喫煙防止や同居家族の分煙に関する教育を実施します。また、揺さぶられっ子症候群などの予防啓発を実施します。	子ども家庭課 地域保健課
42	ふれあい子育て教室の開催	1歳の誕生日を機会に、子どもの成長を確認し、「あかちゃんから幼児へ成長する時期の子育てポイント」について親子で楽しみながら学べる場を提供します。	子ども家庭課
43	親子体力づくり教室の開催	親子で体を使って遊ぶ楽しさを知り、遊びを通じて良好な親子関係を築くことを目的として、親子参加の体力づくり講座を希望する自主グループや各種団体へ講師を派遣します。	地域保健課
44	自立支援（育成）医療費助成	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡感覚機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がいなど、確実に治療効果が期待できる18歳未満の児童の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	子ども家庭課
45	慢性疾患等を抱える家庭への支援	小児慢性特定疾病の治療にかかる医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。また、家族への情報提供や交流会の開催などによる支援を行います。	保健支援課
46	未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまで入院療養を必要とする乳児の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	子ども家庭課

Photo

乳幼児健康診査



赤ちゃんのふれあい体験教室



Photo



施策目標（２）子育ての不安や負担の軽減

妊娠期から子育て期における不満や悩みの軽減を図るため、子育てに関する「不安の共有（大変さの理解）」「負担の分担（軽減）」に加え、「子育てを楽しむ」の視点を持ちながら、身近に相談できる体制の整備や交流機会の提供など、段階に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本施策① 社会的支援を要する子ども・家庭への支援

ひとり親家庭に対する就労支援や日常生活支援、障がい児に対する療育支援、外国にルーツを持つ子どもに対する支援など、特別な事情を抱えた子どもとその家族に対するきめ細やかな支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
47	ひとり親家庭の親の資格取得等支援	ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するために養成機関で修学する場合の修学期間中の生活費負担を軽減するための給付金の支給や、市が指定する教育訓練講座を受講するために要した費用の一部を支給し、より安定した仕事への就職や職場におけるスキルアップを支援します。	子ども家庭課
48	ひとり親家庭に対する子育て支援	ひとり親家庭の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病及び冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等の支援を行います。	子ども家庭課
49	母子家庭等就業支援事業	母子・父子家庭の父母及び寡婦に対し、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスや、養育費の取得に関する法律相談などの生活支援サービスを実施します。	子ども家庭課
50	ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）	子ども家庭課に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の経済上の問題、児童の問題、福祉資金の貸付、その他の生活上の問題に対応します。	子ども家庭課
51	放課後児童クラブにおける障がい児支援	放課後児童クラブにおいて、専門家による巡回指導を行い、対応の方法を学ぶとともに、支援員の研修を行うなど、障がいのある児童への理解を深めます。また、関係機関との連携を強化し、児童に関する情報交換、ケース会議の開催などを実施します。	次世代育成課
52	障がい児（こども園児・幼稚園児）研修	障がいのある園児に対し、専門的見地から指導にあたることのできる保育士などを育成するため、障がいの理解や指導方法の研修を実施します。	保育課
53	障がい児保育	豊田市こども発達センターとの連携により、こども園などにおいて、障がい児保育を実施します。実施にあたっては、加配保育士の配置や、園児の状況に合わせた受入れ体制を整えるなどして対応します。	保育課



No	事業名	事業内容	担当課
54	医療的ケア児保育	こども園などにおいて、日常的に経管栄養、導尿その他医療的な行為を必要とする児童に対し、看護師在園時に医療的ケアを実施します。	保育課
55	外来療育事業（あおぞら、おひさま）	障がいの有無にかかわらず発達支援を必要とする乳幼児（言葉が遅い、かんしゃくが強い、トイレトレーニングが進まないなど）の全体発達を促すとともに保護者への子育て支援をこども発達センターにおいて実施します。 ※おひさまは、令和2年7月に移転開設	障がい福祉課
56	放課後等デイサービス事業	障がいのある小学生、中学生、高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所などにおいて、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流促進などの療育を行います。	障がい福祉課
57	障がい児等療育支援事業	在宅の発達障がい児、知的障がい児及び肢体不自由児などの地域における生活を支えるため、こども発達センターにおいて療育支援、相談などを実施します。	障がい福祉課
58	児童発達支援センター（ひまわり、たんぽぽ、なのほな）運営事業	発達障がい児、知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケア児及び難聴幼児などに対し、個々の特性を考慮した支援を行います。情緒の安定を図りながら、できる限り健全な社会生活を営めるよう、早い段階から適切な支援を行います。	障がい福祉課
59	特別支援教育の推進事業	小・中学校と特別支援学校・こども発達センター等の専門機関が連携したブロックサポート体制において、指導・支援に関する情報交換、情報共有を進めます。	青少年相談センター
60	多胎世帯への支援（こども園等）	多胎世帯の支援のため、こども園等への入園要件を緩和します。	保育課
61	TIA、NPO 等との共働による外国人の子どもの教育支援	TIA（豊田市国際交流協会）、NPO 等との共働により、外国人の子どもへ日本語指導や、不就学児童生徒に対する学習指導などの支援を行います。	国際まちづくり推進課
62	語学指導員派遣事業	日本語の支援が必要な園児の保育補助、保護者との連絡介助などを行うため、外国語と日本語が堪能な語学指導員をこども園に派遣します。	保育課
63	外国人児童生徒教育事業	編入の増加、多言語傾向にある外国人児童生徒等と保護者への学習支援・相談支援の充実を図ります。	学校教育課
64	就学支援事業	生活保護受給世帯の子どもの高校進学、高校中退防止のため、就学支援ケースワーカーと就学支援相談員を配置し、意識啓発及び情報の周知などの支援を行います。	生活福祉課
65	子どもの学習・生活支援事業	経済的理由等により学習環境が整っていない子どもに対し、ボランティア等による集合型学習支援を実施するとともに、生活習慣の形成・改善など家庭全体への支援を行います。	福祉総合相談課
66	生活困窮者自立支援事業	経済的な困窮や社会からの孤立などにより、生活を維持することができなくなるおそれのある世帯の相談を受け、自立に向けた支援（家計管理、就労支援等）を行います。	福祉総合相談課



基本施策② 相談・情報提供等の充実

子育てに関する相談や情報提供などの充実を図るとともに、身近に相談できる体制の整備や交流機会の提供など、保護者の不安の解消につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
67	女性及び男性のための相談事業	専門の相談員により、パートナーとの関係・DVなど女性が抱える様々な悩みに対する電話相談（クローバーコール）と面接相談を実施します。また夫婦関係、家庭や職場での悩みや不安などを持つ男性を対象に、電話相談（メンズコール）を実施します。	とよた男女共同参画センター
68	育児健康相談	乳幼児の発育や発達・育児不安・栄養等について相談できる機会を提供するため、子育て支援センターにおいて、保健師・管理栄養士による相談、身長・体重測定を実施します。また、電話による相談も実施します。	地域保健課
69	親と子の電話相談「はあとラインとよた」	子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介するなどして、社会からの孤立を防ぎます。	青少年相談センター
70	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣事業	児童生徒・保護者の心のケアや福祉面での支援の充実を目指し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーがより積極的に学校と連携できるように、派遣等による相談体制を強化します。	青少年相談センター
71	「とよた急病・子育てコール24」事業	急なけがや病気で、医療機関にかかるべきか判断に迷う時や、子育てに不安を抱える保護者に対して、看護師、医師、保健師、社会福祉士など専門的な知識を持つ者が、24時間365日救急医療相談と子育て相談に対応する「とよた急病・子育てコール24」事業を実施します。	地域包括ケア企画課 子ども家庭課

NPO 団体 フリースペースK

Column

フリースペースKは「生き心地の良いまち作り」のために「場作り・場の提供」を行っています。活動内容は、生きる力を養う教室・講座や子育て応援の幼児教室・イベントの開催、情報発信としてミニコミ誌「この指とまれ」の発行、文庫の貸出し等です。昭和61年に発足し活動歴も長く、拠点を持っていることが安心材料となり、誰もが気軽に集えるサードプレイス（自宅でも職場・学校でもない、居心地良く過ごせる第3の居場所）的な役割も担っています。「来る者拒まず去る者追わず」が持ち味で、世代・地域・価値観が多様な人たちとゆるやかにつながっています。



No	事業名	事業内容	担当課
72	総合相談窓口運営事業	子育てや子どもの発達だけでなく、家庭内の介護、障がい、生活困窮なども含め、あらゆる世代・対象に対する相談を受け、必要な支援に結び付けます。	福祉総合相談課
73	子育てに不安や悩みを抱える家庭を対象にした講座の開催	子育てに不安や悩みを抱えている家庭を対象にした講座を開催し、子育てに関する知識の向上や同じ悩みを抱える親同士の仲間づくりを支援します。	子ども家庭課

基本施策③ 経済的負担の軽減

各種手当の支給や助成を行うことにより、妊娠・出産や子育てに伴う経済的な不安の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
74	母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃福祉減額	子育て家庭の住環境安定と児童福祉の向上を図るため、20歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭については、市営住宅の家賃を減額します。	定住促進課
75	子育て世帯等に対する児童手当の適切な支給	中学校修了前の児童を養育している保護者等に対し、児童手当を支給します。	子ども家庭課
76	ひとり親家庭等に対する手当の適切な支給	父または母がいないか、父または母が障がいの状態にある18歳以下の児童を養育する父または母もしくは養育者に対し、手当を支給します。 ①ひとり親家庭等支援手当…市が支給 ②児童扶養手当…国が支給 ※支給条件などに多少の相違があります。	子ども家庭課
77	ひとり親家庭等に対する福祉資金の貸付	母子・父子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、母子・父子家庭の父母または児童、寡婦家庭の本人または子に対し、事業開始資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金などの貸付を行います。	子ども家庭課
78	保育料の軽減	0～2歳児の保育料は、国が定める基準額よりも低く設定し、負担の軽減を図ります。なお、3～5歳児の保育料は、国の制度に基づき、無償化しています。	保育課
79	こども園の給食費の軽減	経済的な支援が必要な世帯に対し、こども園の給食費を免除し、負担の軽減を図ります。	保育課
80	小・中学校の就学援助	経済的な支援が必要な世帯に対し、小・中学校での学用品代、学校給食費用等を援助します。	学校教育課
81	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減	就学援助世帯の利用者負担金を免除し、負担の軽減を図ります。	次世代育成課
82	奨学金の支給	経済的な理由によって修学困難な高校生、大学生などに対し、その学業に必要な資金の一部を支給します。	教育政策課
83	私立高等学校等授業料の補助	私立高等学校などに在籍する生徒の保護者に対して、授業料の補助を行います。 ※補助には条件があります。	教育政策課



No	事業名	事業内容	担当課
84	心身障がい者医療費助成	身体障がい者手帳1～3級、腎臓機能障がい4級、進行性筋委縮症4～6級、療育手帳A・B判定（IQ50以下）及び自閉症状群（要診断書）の方の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。	福祉医療課
85	精神障がい者医療費助成	精神障がい者保健福祉手帳1～2級保持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び精神病と診断され入院中の方の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。（助成範囲は要件により異なります。）	福祉医療課
86	子ども医療費助成	24歳までの子どもの医療に要する保険診療分の自己負担額のうち、以下を対象に助成します。（心身障がい者医療及び母子・父子家庭医療費助成を受ける子どもは除きます。） ・中学校3年生（15歳に達した日以後の最初の3月31日）までの入院・通院分 ・18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの入院分 ・24歳（24歳に達した日以後の最初の3月31日）までの大学院生を除く大学生等の入院分	福祉医療課
87	母子・父子家庭医療費助成	母子・父子家庭で18歳以下の児童を扶養している父母等及びその児童と、父母のいない18歳以下の児童の医療に要する保険診療分の自己負担額を助成します。 ※18歳以下の児童とは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童	福祉医療課

施策目標（3）安心・安全な子どもの生活環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備に取り組みます。

基本施策① 子どもの安全対策の推進

子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないように、地域における事故防止対策や交通安全対策、防犯対策などを推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
88	交通安全教室の開催	交通事故の被害者になりやすい幼児・児童を対象に、交通安全学習センター内の教室・模擬市街地などを使用し、交通安全指導を行います。	交通安全防犯課
89	小児救急医療支援事業	夜間（365日）及び休日や年末年始の昼間において、医療圏内の病院による輪番方式で、小児科の入院治療を要する重症患者の医療を確保します。	地域包括ケア 企画課
90	通学路整備事業	関係機関と連携し、児童生徒が安全に登下校できる通学路の整備を進めます。	学校教育課



No	事業名	事業内容	担当課
91	子どもの防犯教室の開催	登下校時、放課後などにおいて、子どもが連れ去りなどの被害に遭わないよう、子ども自身の防犯力（危険回避能力、自己防衛能力）の向上を図ります。	交通安全防犯課
92	不審者・変質者への対応	不審者情報を随時小・中・特別支援学校及び関係機関へ提供し、共有化を図ります。 不審者対応訓練を実施し、児童生徒の安全管理の徹底を図ります。	学校教育課

基本施策② 子どもの遊び場の整備

子どもが遊びを通して豊かに育つよう、地域における安全・安心な子どもの遊び場を確保します。

No	事業名	事業内容	担当課
93	街区・近隣公園等の整備	子育て家庭の憩いやふれあいの場を確保するため、市民ニーズに応じた都市公園を計画的に整備します。	公園緑地つくる課
94	公園・広場の適正管理	安心安全な遊び場を確保するため、日常点検や定期点検を実施し、施設の更新又は修繕を実施することで、施設が起因となる事故を未然に防ぎます。	公園緑地つかう課

基本施策③ 子育て世帯への生活環境の整備

家族形成期世代に向けた市営住宅の供給などに努め、子育て世帯が安心して暮らすことのできる環境を整えます。また、豊田市の魅力や支援・制度等を広く発信し、定住を促進するプロモーションを実施します。

No	事業名	事業内容	担当課
95	家族形成期支援住戸の整備	年齢構成のバランスのとれた人口構成を実現していくために、家族形成期世代の転出超過を抑制することが必要であり、この世代の居住を支援する取組を推進します。	定住促進課
96	定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」	家族形成期世代を主な対象に、豊田市の魅力や住まいに関する支援・制度等の情報を発信し、豊田市への定住を促進します。	定住促進課



施策目標（１）保育需要への対応

保育需要に対応するため、待機児童の解消に取り組み、保育サービスの拡大を図ります。
すべての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児教育・保育を受けられるよう努めます。

基本施策① 待機児童の解消

待機児童の解消に向けた取組を進めます。幼児教育・保育の無償化による影響も考慮しながら、適切な定員拡大を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
97	こども園などでの定員拡大	官民連携した取組などにより0～2歳児の定員拡大を進めます。 ①幼稚園認可こども園の保育所認可化 ②私立園との連携による分園整備 ③企業主導型保育事業の活用促進 ④豊田市認証保育所制度の活用促進	保育課
98	保育ママ事業	こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。	保育課
99	保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課

基本施策② 多様な保育ニーズへの対応

保護者のニーズに対応し、一時保育や延長保育、休日保育、病児保育など、多様な保育サービスを提供します。

No	事業名	事業内容	担当課
100	一時保育（一時預かり事業）	保護者の疾病などの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園などにおいて児童を保育します。	保育課
101	延長保育（時間外保育事業）	こども園の基本保育時間以外の保育ニーズに対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。	保育課
102	休日保育事業	保護者の勤務などに伴う日曜日・祝日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。	保育課
103	病児保育事業	病気やけがにより安静を必要とする児童で、保護者の仕事などの都合により、自宅で療養できない場合に、一時的に保育を実施します。	保育課



施策目標（２）良好な幼児教育・保育環境の確保

安全・安心・快適に過ごせる保育環境を確保するため、老朽化した園舎の改築・修繕などの整備を計画的に行います。

基本施策① 幼児教育・保育施設の整備

こども園や私立園の施設について、必要に応じて改築・修繕を進めるなど、計画的に整備を行い、幼児教育・保育環境の向上につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
104	公立こども園の園舎の整備	公共施設等総合管理計画などにに基づき、園舎の改築や計画的な修繕などを実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
105	公立こども園の駐車場整備	こども園への送迎方法の変化などに対応し、駐車場が不足している園について必要な整備を行います。	保育課
106	私立園に対する施設整備費補助	私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の改築、空調整備、防犯カメラ設置、修繕などの施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
107	公立こども園のトイレ再整備	トイレの洋式化と合わせて、老朽化しているトイレの改修を実施します。	保育課

基本施策② 幼児教育・保育の質の向上

こども園や私立園における評価体制の充実などにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、少子化により園児数が減少し、集団生活の実施が困難になったこども園について、適切な保育環境の確保に向け、地域や学校などと調整し対応していきます。

No	事業名	事業内容	担当課
108	こども園における園評価	こども園における教育・保育の方針や内容などの運営状況について、自己評価及び保護者などの園関係者による評価を行い、教育・保育の質の向上に努めます。	保育課
109	手厚い設備・運営基準の設定	こども園、幼保連携型認定こども園の設備・運営基準において、職員配置基準、居室面積基準を国基準より手厚く設定し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	保育課
99	(再掲) 保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課
110	一定規模以上の集団保育環境の確保	自主性・自立性・協調性などが培われる幼児期において、集団が固定化することなく、多様な個性と関わりを持つことができる環境を整えます。	保育課
111	豊田市認証保育所制度	市が独自に設定した認証基準により、認証を受けた認可外保育施設に対して運営費を助成します。	保育課



施策目標（１）義務教育期の子どもの適切な支援

学校教育分野など第３次豊田市教育行政計画の中で整理されている項目については、本計画と整合性を図りながら取組を進めます。

放課後児童クラブの利用需要に対応するため、活動室整備や支援員の確保を行い、待機児童数０人を継続します。

基本施策① 子どもの学び・育ちの支援

第３次豊田市教育行政計画に基づき、様々な学びの場を提供し、子どもたちの育ちを支援します。また、子どもたちが自ら行動し、様々な課題を解決する力（生き抜く力）を育むために、地域における活動の場や挑戦する機会を充実します。

No	事業名	事業内容	担当課
112	感動体験機会の提供	児童生徒が、感動体験を通して豊かな情操を育むことができるよう、一流の文化・芸術に触れる機会を提供します。	学校教育課
113	中央図書館が取り組む子ども読書活動	中央図書館は、豊富な図書資料と専門的な知識を活用し、家庭、学校、地域において、子どもと本をつなぐ読み聞かせや本の活用能力を身に付けるための支援など、子ども読書活動に必要な事業の実施やボランティアなどへの支援を推進します。	図書館管理課
114	郷土学習推進事業	小・中学生が実物資料に触れ、郷土の歴史や文化財を学ぶ機会を作るため、学校と連携した学習プログラムの開発や広報に取り組み、「郷土学習スクールサポート」を推進します。	文化財課
115	生き抜く力を育む事業	市内小中学校に外部講師を派遣し、児童・生徒が多様な価値観に触れることで、主体的に自らの生き方を考えられる機会を提供します。	次世代育成課
116	中学生の主張発表大会	中学生が、学校・家庭や社会に対して、日頃思っていることや実践していることを発表し、社会性や自立心を養える場とします。	次世代育成課



基本施策② 放課後児童クラブの充実

放課後における子どもの健全な育成を支援するため、放課後児童施設的环境整備や支援員の質の向上等により放課後児童クラブの充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
117	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	放課後児童クラブの運営体制を整えながら児童クラブの質の向上を図り、原則小学校4年生までの就労家庭の児童の生活の場を、学校施設を有効に活用し、確保します。	次世代育成課
118	放課後児童クラブの委託による運営	民間委託により運営している放課後児童クラブにおいて、適切に事業者選定を実施しながら、安定した運営を図ります。	次世代育成課
119	放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的または連携による事業実施	放課後児童クラブと居場所づくり事業について、安全・安心な一体的運用または連携に向けて、両事業の検討・実施を行います。	次世代育成課
120	放課後児童施設建替事業	老朽化した放課後児童施設の建替えを行い、安全・安心な児童の生活の場を確保します。	次世代育成課
121	情報通信技術の活用や簡素化による放課後児童クラブ事務の軽減	放課後児童クラブの参加申込の申請手続きなどについて、情報通信技術の活用や簡素化により、保護者等の負担軽減及び効率化を図ります。	次世代育成課

施策目標（2）義務教育期後の青少年育成・若者支援

高校生・大学生等が地域社会の担い手として成長するために、地域や社会との交流の機会や活動のきっかけづくりを行います。

自立に困難を抱える若者が就労や社会参加などを行えるよう、関係機関との連携による包括的な体制で自立に向けた支援を行います。

基本施策① 青少年の社会参加の促進と主体性の育成

青少年の社会参加を推進し、ボランティア活動やまちづくり提案など、様々な体験・取組を通じて主体性が生まれるよう支援します。

No	事業名	事業内容	担当課
122	とよたものづくりフェスタの充実	多くの子どもが、工作や実験を通して、ものづくりや科学技術の楽しさ、おもしろさを体感するなど、創造性を育む場とするとともに、ものづくり団体の情報共有、交流の場とし、ものづくり文化の醸成を図ります。	市民活躍支援課
123	青少年ボランティア事業	青少年が、地域・社会とのつながりを目的として、様々なボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参画を考える機会と地域の大人とのつながりの機会を提供します。青少年のボランティア意識を高める事業を実施します。	次世代育成課



No	事業名	事業内容	担当課
124	「子ども会議」の実施と、地域における子どもの参加機会の促進	子どもにやさしいまちづくりに関して、市が子どもの意見を聴く機会として「子ども会議」を開催します。また、子ども会議の趣旨を地域でも広く展開できるよう、地域での子どもの参加機会の増加を地域で啓発します。	次世代育成課
125	子どもシンポジウムの開催	市内の子ども同士が意見交換できるよう子どもシンポジウムを実施し、子ども会議の提案に対する意見交換や、その他市内の子どもたちが感じる意見を自由に話せる機会を作ります。	次世代育成課
126	学生によるまちづくり提案	学生から豊田市のまちづくりに関する施策・事業の提案を募集し、豊田市がより楽しく、魅力あるまちへ発展するための提案を求めます。また、学生自身で提案した事業を実施します。地域というフィールドで学生は、様々な年代や考え方をを持った地域の人との出会いが、学生の成長につながります。	次世代育成課
127	(仮称)二十歳のつどいの実施内容の決定と事業の開催	令和4年度までに「(仮称)二十歳のつどい」の実施内容を検討し、決定します。成年年齢が18歳となる令和4年度以降は「(仮称)二十歳のつどい」として、20歳を対象に事業を開催します。令和3年度までは、「新成人を祝う会」を開催していきます。	次世代育成課
128	ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組	ソーシャルメディアの適切な利用に向けて、青少年健全育成推進協議会やPTA連絡協議会などの市民団体と連携し、青少年向けの講演会や家庭向けの体験教室、市民運動としての啓発活動などを展開します。	次世代育成課
129	青少年センター事業における青少年の育成支援者の養成	青少年の相談や活動支援に対応できる身近な大人を養成します。また、地域の大人や大学生がその役割を担えるよう養成講座を開催します。	次世代育成課
130	総合野外センター事業における青少年の育成支援者の養成	大学生を野外活動の指導者として養成します。大学生は、自然活動体験を通じて、子どもたちとともに遊び、楽しみ、お互いに学び成長していきます。また、大学生同士の交流の場として、支援者のネットワークづくりを推進します。	次世代育成課

豊田市青少年健全育成推進協議会（青推協）

Column

青推協は、「話してつなごう家族のわ」をスローガンとして地区コミュニティの青少年育成部等と連携し、「親育ち交流カフェ」をはじめとした家庭教育の推進と地域での大人と子どものふれあいを通じた青少年の育成活動を行っています。また、スマホの利用ガイドライン「豊田のルール4か条」の啓発を行い、青少年が正しいスマホの使い方を身につけ、インターネットトラブル等に巻き込まれることのないよう市民活動として広く展開しています。



基本施策② 青少年の活動の場づくり

青少年センターや総合野外センターなどにおいて魅力ある事業を実施し、青少年の多様な活動の場として活用できるよう支援します。

No	事業名	事業内容	担当課
131	総合野外センターの運営	野外活動の拠点施設として、こども園や小中学校、子ども会などの青少年団体の野外体験学習の受入や活動指導を通して、子どもの主体性・積極性を高める機会と場を提供します。	次世代育成課
132	青少年センターの運営	小学生から働く若者までの活動場所を整備することにより、青少年の自主活動を支援します。また、異世代交流の場と居場所を提供します。	次世代育成課
133	青少年音楽3団体の運営	ジュニアマーチングバンド、少年少女合唱団、ジュニアオーケストラの少年少女音楽3団体の音楽活動を通じて、青少年の豊かな情操を養い、円満なる人格を養成します。	文化振興課
134	とよた出会いの場プロジェクト	青少年の独身者を対象に、立食パーティーや交流ゲームなどのイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施します。	次世代育成課
135	高校生・大学生の社会参加活動促進事業	青少年センターを拠点とし、高校生・大学生が、地域・社会への参加を自主的に行うことができるよう活動を促進します。	次世代育成課

豊田市子ども会議

Column

「豊田市子ども条例」に基づき、平成20年6月から「豊田市子ども会議」を設置しています。子ども会議は、「子どもにやさしいまちづくり」に関することについて、子どもたちに意見を聴くための機関です。

子ども会議では、公募によって集まった小学生から高校生の子どもたちが子ども委員として、まちをよくするための調査や話し合いを行っています。また、自分たちでできることを考え、学校や地域での実践活動もしています。1年かけてまとめた提案は、市長に報告します。

活動している子ども委員からは、「学校や学年の違う仲間と1つのテーマについて話し合い、色々な考えが聞けて楽しい」や「意見を出し合うだけでなく、実際に市へ提案できるのがうれしい」といった声が聞かれます。



基本施策③ 青少年の悩みへの対応と非行防止

悩みや不安を抱える青少年に対する相談支援を図るとともに、青少年の非行防止に取り組めます。

No	事業名	事業内容	担当課
5	(再掲) とよた子どもの権利相談室の運営	子どもの身近な悩みや権利侵害について、子ども自身が気軽に相談できる窓口として、とよた子どもの権利相談室の運営を行い、関係機関との連携のもと、子どもの救済、悩みの解決を図ります。	とよた子どもの権利相談室
69	(再掲) 親と子の電話相談「はあとラインとよた」	子どもや保護者が抱える様々な悩みなどの相談に対応します。臨床心理士との対話を通して、不安な気持ちを和らげたり、適切な機関を紹介するなどして、社会からの孤立を防ぎます。	青少年相談センター
136	青少年補導体制の充実	不良行為少年の早期発見と早期補導及び青少年の非行防止、健全育成のための巡回補導を充実します。	青少年相談センター
137	更生保護活動の支援	犯罪をした人等の立ち直りと、犯罪や非行を予防するため、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを支援します。	次世代育成課
138	社会を明るくする運動の開催支援	社会を明るくする運動推進委員会による、中央式典の開催支援や地域におけるイベントの開催支援を行います。	次世代育成課
139	協力雇用主会への活動支援	犯罪をした人等の自立や社会復帰に向けて就業面から再犯防止を推進している協力雇用主会へ活動の支援を行います。	次世代育成課

更生保護活動（非行防止と再犯防止）

Column

（保護司会・更生保護女性会・BBS会・協力雇用主会）

青少年の非行防止・再犯防止の取組として、更生保護団体が様々な活動を行っています。

法務大臣から委嘱を受け活動する保護司会、更生の活動に協力する女性で構成された更生保護女性会、同世代の兄や姉のような存在として活動するBBS会は、地域ボランティア団体として犯罪や非行の防止、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りの支援を行います。また、協力雇用主会は、事業主の立場で非行を犯した人たちを雇用し、自立及び社会復帰に協力しています。

これらの団体と青少年育成団体などが連携して行う“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と「更生」について理解を深めることを目的とした全国的な啓発活動です。

毎年7月を強化月間と位置づけ、中央式典を始め、地区ごとに様々な事業や活動を実施しています。



基本施策④ ニート・ひきこもりへの対応

ニートやひきこもり状態である人やその家族に対し、若者サポートステーションなどにおいて、就労や社会参加などが行えるよう、自立に向けた支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
140	青少年の自立支援	社会生活への適応が難しく、家庭にこもりがちであるなど、困難を抱える青少年（19歳まで）への継続的な相談支援や自立支援を行います。	青少年相談センター
141	若年者就労支援事業	若年者に対して就職に必要な知識・スキルについてセミナー等を実施し早期就労につなげるとともに、キャリアコンサルタントによるカウンセリングを行い、職業的自立を支援します。	産業労働課
142	若者サポートステーションの運営と支援	ニート・ひきこもり等、自立に困難を抱える若者とその家族を対象に、自立に向けた相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や家族のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を若者サポートステーションで行います。また、総合相談窓口として、各支援機関と連携します。	次世代育成課
143	若者支援地域協議会の開催	ニート・ひきこもり等困難を抱える若者の自立に向けた支援を福祉や就労や教育など、様々な機関が連携し、専門性を生かして、包括的な支援をします。また、担当者レベルでの会議を開催し、顔の見える関係を築き、連携強化をしていきます。	次世代育成課

豊田大地の会

Column

豊田大地の会は平成15年に発足した任意団体・自助会です。社会的ひきこもり当事者を持つ保護者の「家族会」と当事者の「居場所活動」を行っています。

家族会は毎月第2水曜日に、居場所活動は毎月第4水曜日に、豊田市青少年センターの会議室、談話室にて実施しています。

当会ではこの他に、農作業、軽トラ朝市、ゴム製品の内職等の就労体験や、季節ごとのレクリエーションなども行い、当事者同士のコミュニケーションを図っています。



施策目標（１）ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの理解活動や働き方改革の推進により、女性に偏っている子育ての負担を分かち合い、男性も進んで育児に参加できる環境づくりを進めます。

基本施策① ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進に向けて、講座の開催、情報提供などを行います。

No	事業名	事業内容	担当課
144	男女共同参画推進講座の開催	男女共同参画社会を実現するため男女共同参画セミナー、女性応援講座、男性応援講座など様々な講座を開催し、市民の男女共同参画意識を高めます。	とよた男女共同参画センター
145	男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身に付けるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。	とよた男女共同参画センター

基本施策② 企業の取組の促進

従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革の必要性や取組方法を、企業へ啓発するとともに、取組を進める企業に対する各種支援を行い、多様な働き方が可能な職場環境の実現を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
146	働き方改革アドバイザー・講師派遣制度	事業所における働き方改革を推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善などについて、アドバイザー及び講師を派遣します。	産業労働課
147	働き方改革推進のための事業所訪問	事業所の働き方改革の取組状況を把握するとともに、育児・介護休業をはじめとする社内制度の整備、拡充に向けた啓発や、国・県・市の支援制度についての情報提供を行います。	産業労働課
148	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度	働き方改革に関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、更なる周知、啓発を行います。	産業労働課



施策目標（２）地域力を生かした家庭教育力の向上及び子どもの育成

子育てする親が抱える不安を軽減できるよう、親同士の学びや仲間づくりの機会の推進により、子育てが孤立しない取組を行います。

また、地域における子育て力を高め、子どもたちが地域における多世代交流を通して様々な経験を得られるよう、地域活動を支援します。

基本施策① 親育ちの支援

親としての意識や能力が身に付く家庭教育支援の展開を図り、子育ての悩みを抱える親に対して、地域ぐるみで子育てできる環境づくりを進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
149	家庭教育講座の開催	子育て家庭を対象に子どもとの関わりやしつけなどに関する講座をこども園、子育て支援センターなどにおいて開催します。	保育課
150	家庭教育事業（家庭教育講座・親育ち交流カフェ）の開催支援	子どもの発達状況にあった家庭環境づくりが進められるよう、主に小中学生の保護者を対象にした学習機会を提供します。子どもとの関わり方について学ぶ講座や、親同士が情報交換と子育てを振り返る機会として親育ち交流カフェの開催を支援します。	次世代育成課
151	こども園での親の保育参加事業	こども園で親が直接、保育参加することにより、子どもの特性及び発達への理解を深め、自分の子どもへの関わり方を見直す機会とします。ほかの子どもを同時に保育することにより、子育てのヒントをつかむとともに、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。	保育課
152	ブックスタート事業	赤ちゃん絵本を開くひとときを分かち合い、親子で絵本を楽しむきっかけをつくるため、健康診査会場で親子1組ずつに読み聞かせを体験してもらい、絵本を手渡し家庭での継続を図ります。	図書館管理課
153	家庭教育手帳「親ノート」の活用	小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる家庭教育手帳を配付し、家庭教育力の向上を図ります。	次世代育成課
154	親ノートの再編集	現在の親ノートの内容を、より保護者に伝わりやすい内容に再編集します。また子どもの権利の視点を取り入れた内容を追加します。	次世代育成課



基本施策② 子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供

子育ての悩みを抱える家族が孤立しないために、子育てについての情報交換、悩みや不安の解決につながる相談などが親同士で行える仲間づくりや交流の機会を提供します。

No	事業名	事業内容	担当課
155	子育てサロン事業	子育て家庭が家庭教育や子育てについて気軽に話し合ったり、仲間づくりをするための場を交流館に設置し、地域と家庭教育・子育ての結びつきを深めます。	保育課
156	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し、交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを関係機関と連携して実施します。また、子どもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを開催します。	保育課

基本施策③ 世代間交流と地域力を生かした子育て支援活動の促進

地域における異世代の交流を促進し、様々な主体が子育てに関わることで、社会全体で子育て支援ができる活動を促進します。

No	事業名	事業内容	担当課
157	青少年健全育成推進協議会活動への支援	地域における青少年の健全育成の活発化を目指し、青少年健全育成推進協議会の活動を支援します。	次世代育成課
158	子ども会活動への支援	子どもたちが子ども会活動を通じて、自主性と主体性を育みながら地域で活動できるよう、子ども会活動に係る費用の一部を助成するとともに、行事などにレクリエーション指導者を派遣し、運営を支援します。また、活発な活動を促すための方策を検討します。	次世代育成課
159	ジュニアクラブ活動への支援	中学生が地域で大人たちと交流しながら、ボランティアなど、地域で活発に活動できるよう、その費用の一部を助成するとともに、ジュニアクラブの指導者を対象に研修会を開催します。活発な活動を促すため、青少年健全育成推進協議会とともに、その方策を検討します。	次世代育成課
160	青少年育成団体の活動支援	子ども会育成連絡協議会やボーイスカウト、ガールスカウト、豊田てらこやなど、青少年育成を目的とした団体に対し、運営補助金や青少年育成団体の活動拠点となるための環境整備、団体間の情報共有（連絡会の開催）などの運営の支援を行います。	次世代育成課
161	子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会の活動支援	市内各地で青少年育成活動を行っている単位子ども会や単位 PTA の上位団体である子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会との連携を図り、活動を支援します。	次世代育成課



No	事業名	事業内容	担当課
162	母子保健推進員・おめでとう訪問員の養成	妊娠、出産、子育てなどに不安や悩みを持つ母親の身近な相談員として、母子保健推進員・おめでとう訪問員を養成します。	子ども家庭課
163	地域子どもの居場所づくり事業	すべての小学生を対象とした安全・安心な居場所づくりのため、地域学校共働本部などによる「地域子どもの居場所づくり事業」の拡大を図り、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進めます。	次世代育成課
164	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	保育課
165	主任児童委員活動の支援	地域の実情を把握し、子育てに関する相談に応じるとともに、関係機関と連携しながら支援を行い、地域における児童福祉の増進を図ります。	子ども家庭課
166	豊田市ファミリー・サービス・クラブ事業の支援	近隣地域の会員同士で家庭内の仕事を有料で援助し合う「相互援助活動」を行う組織である豊田市ファミリー・サービス・クラブの事業を支援します。	とよた男女共同参画センター
167	プレーパークの開催	鞍ヶ池公園に隣接する里山エリアにおいて、子どもたちが自然の中で自由に遊べるよう、運営知識を持った団体によりプレーパークを開催します。	鞍ヶ池公園
168	子ども食堂支援事業	子ども食堂の立ち上げや運営に対し、相談対応、運営支援などの取組を一体的に実施します。	福祉総合相談課
169	支援が必要な子どもの居場所づくり事業	地域の中で見守りが必要な子どもの居場所の立ち上げや運営に対し、相談対応、運営支援などの取組を一体的に実施します。	福祉総合相談課
170	特色ある学校づくり推進事業	地域に開かれ地域に愛される学校となるよう、地域の文化や芸術に関わる活動・交流や、勤労生産に関わる活動等を学校独自に展開します。	学校教育課
171	地域学校共働本部事業	地域と学校が連携・共働し、地域全体で児童生徒の成長を支える体制づくりを推進します。	学校教育課
172	コミュニティ・スクール推進事業	中学校区の単位で、目指す子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、学校間の連携及び地域ぐるみによる教育を効果的に実施するコミュニティ・スクールを推進します。	学校教育課
173	こども園における地域活動事業	こども園の有する専門的機能を地域住民のために活用するため、地域の子育て家庭に対する育児講座の開催、世代間のふれあい活動、異年齢児交流の実施など、地域のニーズに応じた幅広い活動に取り組みます。	保育課



日本ボーイスカウト豊田地区協議会

日本ボーイスカウト豊田地区協議会は昭和40年に始まり、小学生から高校生を中心に、「人のお世話にならぬよう」「人のお世話をするよう」「むくい求めぬよう」を基本精神とした、「人づくり運動」として活動しています。

自然の中で様々な活動を、異年齢の少人数グループで互いに教え合い、助け合いながら防災、救急、環境学習等に取り組んでいます。また、キャンプ生活での創意工夫を通して生きる力を身につけ、その成果を障がい者スポーツ大会、薬物乱用防止キャンペーン、地域の防災訓練、国際交流等に発揮しています。



地域における子どもの居場所

(地域子どもの居場所づくり事業「東山こどもサポーターズ いま・ここ」/
子ども食堂「東山ぐうぐう食堂」)

子どもたちが自由に遊べる場「居場所いま・ここ」の活動を平成29年1月から行っています。月2回小学校の下校後に子どもたちが集まり、卓球やスライム作り、鬼ごっこ、おしゃべりなど思い思いの時間を過ごしています。スタッフは見守り…ではなく、一緒に遊んでいます。

令和元年10月からは、子どもも大人も参加できる「東山ぐうぐう食堂」を始めました。地域の皆さんの協力をいただきながら、参加者・スタッフ・ボランティアのみんなで調理・食事・団らんを楽しんでいます。

子どもたちは、地域に流れる放送で食堂開催の案内をしたり、参加者の受付を担当してくれます。調理や配膳も手伝います。食堂を始めた当初は「こんな事やっていいのかな…」と探り探りだった子どもたちも、今では放送当番や調理の手伝いを「わたしが・ぼくがやる！」と役割を担ってくれています。地域の方も特技の手品を披露してくださいます。

この活動を通して、子どもたちや大人が「自分は大切な存在なんだ」「東山が、豊田市が好きなんだな～」と感じてもらえれば嬉しいと思っています。



重点事業群

子どもに関する事業は、課題が複雑に絡み合っており、本計画では、重点的に推進すべき基本施策を複数連動させることで、事業効果の最大化を図ることとします。

子どもの権利啓発の推進

豊田市における子どもに関する基本的な考え方は、豊田市子ども条例に集約されています。子どもの権利に関する啓発の推進や理解・学習の促進を図ることにより、子どもに関する施策全体の効果を高めます。特に日々子どもに接する育ち学ぶ施設や保護者等に向けて、子どもの権利啓発を推進することで、子どもの目線に立った対応を促進します。

No	事業名	事業内容	担当課
1	子どもの権利啓発事業	子どもの権利について理解を深める機会として、中学校で、教員向け研修、全校講演会、子どもの権利の授業を行います。	次世代育成課
2	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修	育ち学ぶ施設（学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など）及び地域で子どもに関するボランティア活動の団体や大人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設けます。	次世代育成課
3	保護者向けの子どもの権利に関する情報発信・啓発	幼児・児童・生徒の保護者向けに、子どもの権利に関する内容を取り入れて再編した親ノートの配付と家庭教育講座・親育ち交流カフェの実施を行います。	次世代育成課
4	子どもの権利学習プログラム	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム（幼児版、小学生版（低学年、中学年、高学年）、中学生版、保護者版）を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道徳の授業などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。	次世代育成課
149	家庭教育講座の開催	子育て家庭を対象に子どもとの関わりやしつけなどに関する講座をこども園、子育て支援センターなどにおいて開催します。	保育課
150	家庭教育事業（家庭教育講座・親育ち交流カフェ）の開催支援	子どもの発達状況にあった家庭環境づくりが進められるよう、主に小中学生の保護者を対象にした学習機会を提供します。子どもとの関わり方について学ぶ講座や、親同士が情報交換と子育てを振り返る機会として親育ち交流カフェの開催を支援します。	次世代育成課
153	家庭教育手帳「親ノート」の活用	小中学生の保護者に対し、子どもとの関わり方のアドバイスや市の子育て支援策の情報を掲載し、子どもの成長及び親育ちの経過を記録できる家庭教育手帳を配付し、家庭教育力の向上を図ります。	次世代育成課



子どもの^{ここん}孤困きゅうさいプログラム

第5章で事業群を整理しています。

情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実

育ち学ぶ施設において、子育てに関する多様なニーズの増加に対応することが求められています。それに対応するため、情報通信技術を活用した事務効率の向上を図るとともに、幼児教育・保育の環境の向上につなげます。

No	事業名	事業内容	担当課
99	保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課
121	情報通信技術の活用や簡素化による放課後児童クラブ事務の軽減	放課後児童クラブの参加申込の申請手続きなどについて、情報通信技術の活用や簡素化により、保護者等の負担軽減及び効率化を図ります。	次世代育成課

Photo

タブレット端末を用いた子どもの健康管理



虐待防止及び対応策の強化

関係機関との連携及び支援体制の強化を図り、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応が行われるよう、児童虐待防止及び対応策を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
8	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援	児童虐待通告に対し必要な調査等を迅速に実施し、48時間以内の児童の安全確認を行うとともに、児童相談所・警察と連携して適切な対応を行います。 また、関係部署、関係機関との連携により市民に寄り添った相談支援を行うことで、児童虐待等の発生予防に努めます。	子ども家庭課
9	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における相談支援体制の充実	児童虐待への迅速かつ的確な対応を行うため、専門的な知識を持つ人材の確保に努めるほか、職員体制の充実に努めます。	子ども家庭課
10	要保護児童・DV 対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦の早期発見と適切な支援を行うため、要保護児童・DV 対策協議会の関係機関が連携し、必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対し適切な支援が行われるようにします。	子ども家庭課
11	DV 相談に関する情報提供	DV 相談窓口の情報やチェック項目などを掲載したリーフレットを市内公共施設や病院、大型店などに協力を依頼し、設置します。	とよた男女共同参画センター
12	養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、過重な負担がかかる前に、ヘルパーなどの専門職員を派遣し、家庭内での養育に関する援助支援を行います。 また、支援が必要な家庭を、委託助産師が訪問し、個々の状況に応じて専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援を行います。	子ども家庭課 地域保健課
13	児童虐待防止のための啓発事業	各種団体への講師派遣、出前講座等を通じ、児童虐待に関する市民の理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた啓発を行います。	子ども家庭課
14	児童虐待防止教育	子どもへの虐待を防ぐために、子ども自身が具体的な対応方法を学ぶとともに、保護者、こども園・学校関係者などが、子どもへの虐待についての知識を持ち、信頼できる大人としての適切な対応について学ぶための児童虐待防止教育（CAP プログラムによるワークショップ）を実施します。	子ども家庭課



待機児童対策

保育士の確保と保育士の働き方改革の実施などにより受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指します。

No	事業名	事業内容	担当課
97	こども園などでの定員拡大	官民連携した取組などにより0～2歳児の定員拡大を進めます。 ①幼稚園認可こども園の保育所認可化 ②私立園との連携による分園整備 ③企業主導型保育事業の活用促進 ④豊田市認証保育所制度の活用促進	保育課
98	保育ママ事業	こども園の空き教室で、市が認定した保育ママにより、入園を待機となった0～2歳児の保育を実施します。	保育課
99	保育士の確保と働きやすい環境の整備	大学等との連携や採用手法の見直しなどにより、必要な保育士を確保します。また、情報通信技術の活用、事務員の配置、使用済みおむつの回収・処分などにより事務負担を軽減することで、保育士が保育に専念できる働きやすい環境を整備します。	保育課
104	公立こども園の園舎の整備	公共施設等総合管理計画などに基づき、園舎の改築や計画的な修繕などを実施し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課
106	私立園に対する施設整備費補助	私立こども園、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園の改築、空調整備、防犯カメラ設置、修繕などの施設整備に係る費用を助成し、幼児教育・保育環境の維持・向上を図ります。また、改築に合わせ、受入定員の拡大を図ります。	保育課



義務教育期後の社会参加活動の促進

義務教育期後の学生など青少年は、社会や地域の大きな活力となります。その意欲や能力を地域や社会に適切につなげ、青少年の社会参画をさらに促進します。

併せて、自立に困難を抱える若者の支援を行うことで、地域や社会とつながる若者を増やします。

No	事業名	事業内容	担当課
123	青少年ボランティア事業	青少年が、地域・社会とのつながりを目的として、様々なボランティア活動の体験を通して、自立心と思いやりの心を育むとともに、地域社会への参画を考える機会と地域の大人とのつながりの機会を提供します。青少年のボランティア意識を高める事業を実施します。	次世代育成課
126	学生によるまちづくり提案	学生から豊田市のまちづくりに関する施策・事業の提案を募集し、豊田市がより楽しく、魅力あるまちへ発展するための提案を求めます。また、学生自身で提案した事業を実施します。地域というフィールドで学生は、様々な年代や考え方をを持った地域の人との出会いが、学生の成長につながります。	次世代育成課
127	(仮称)二十歳のつどいの実施内容の決定と事業の開催	令和4年度までに「(仮称)二十歳のつどい」の実施内容を検討し、決定します。成年年齢が18歳となる令和4年度以降は「(仮称)二十歳のつどい」として、20歳を対象に事業を開催します。令和3年度までは、「新成人を祝う会」を開催していきます。	次世代育成課
135	高校生・大学生の社会参加活動促進事業	青少年センターを拠点とし、高校生・大学生が、地域・社会への参加を自主的に行うことができるよう活動を促進します。	次世代育成課
142	若者サポートステーションの運営と支援	ニート・ひきこもり等、自立に困難を抱える若者とその家族を対象に、自立に向けた相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や家族のグループ活動の支援など、社会参加や就労に向けた支援を若者サポートステーションで行います。また、総合相談窓口として、各支援機関と連携します。	次世代育成課

とよた学生盛りあげ隊

Column

豊田市を盛りあげたい！そんな熱い思いをもった学生が集まってできた団体です。

イベントの企画や運営に挑戦しながら、他大学の学生と関わりを持つことが団体の魅力です！

これまでに、豊田市駅周辺の飲食店を紹介する「＃とよまっぷ」の作成やラグビーワールドカップ2019のPR活動、県外の学生団体との交流など、様々な活動に取り組んできました。難しく、大変な活動もありますが、イベントに来てくれた方々の笑顔を見ると達成感を感じます！



少子化への対応

平成 30 年 6 月に取りまとめられた「少子化克服戦略会議」の提言によると、「結婚、妊娠、出産、子育て支援といった狭義の少子化対策のみならず、より視野を広げ、地域の産業活性化や企業誘致、雇用の創出により社会の活力を維持し、地方への移住促進や若者の定着・増加を図ること、子育て世帯にやさしいまちづくりといった広義の少子化対策も同時に進める必要がある」としています。この提言を参考に施策の対象を幅広く捉え、子育ての喜びを社会全体で分かち合うことを目指し、出生数の維持・増加に向けて取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、ママサポーターが専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	子ども家庭課
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援	産前産後におけるヘルパーの派遣や、保護者のレスパイト（子育てをしている保護者等の一時的な休息）のための子どもの一時的な預かり（ショートステイ）を行い、親族等からの支援が受けにくい世帯の子育てを支援します。	子ども家庭課
96	定住促進プロモーション「ファースト暮らしとよた」	家族形成期世代を主な対象に、豊田市の魅力や住まいに関する支援・制度等の情報を発信し、豊田市への定住を促進します。	定住促進課
134	とよた出会いの場プロジェクト	青少年の独身者を対象に、立食パーティーや交流ゲームなどのイベントや活動を通して出会い、交流できる活動を実施します。	次世代育成課

ユースクラブ

Column

ユースクラブは、青少年センターを拠点に活動する若者の団体です。「豊田市を若者の力で盛り上げる」をモットーに掲げ、18歳から39歳までの若者が自ら進んでイベントの企画を立案から運営まで行っています。

主に豊田市の魅力を発信するために、街中を会場としたウォークラリーイベントの実施、男女の出会いとなるパーティーの開催、フリーペーパーの発行など楽しい企画で豊田市を盛り上げています。

イベントを主催することで、小さな子どもから大人まで様々な人と交流ができること、メンバー同士で目的をもって一つ企画を成し遂げるなど多くのことを体験できるのがユースクラブの魅力です。



No	事業名	事業内容	担当課
145	男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身に付けるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。	とよた男女共同参画センター
146	働き方改革アドバイザー・講師派遣制度	事業所における働き方改革を推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善などについて、アドバイザー及び講師を派遣します。	産業労働課
147	働き方改革推進のための事業所訪問	事業所の働き方改革の取組状況を把握するとともに、育児・介護休業をはじめとする社内制度の整備、拡充に向けた啓発や、国・県・市の支援制度についての情報提供を行います。	産業労働課
148	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度	働き方改革に関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、更なる周知、啓発を行います。	産業労働課
156	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子どもつどいの広場において、子育て中の親子に対し、交流や相談の場の提供、子育てサークルの育成支援、子育てに関する情報提供などを関係機関と連携して実施します。また、子どもや子育て家庭が楽しむことができるイベントを開催します。	保育課
164	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と子育ての両立を支援するため、保育などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織化し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。	保育課
166	豊田市ファミリー・サービス・クラブ事業の支援	近隣地域の会員同士で家庭内の仕事を有料で援助し合う「相互援助活動」を行う組織である豊田市ファミリー・サービス・クラブの事業を支援します。	とよた男女共同参画センター



第5章

こ こん きゅうさい 子どもの孤困・救済対策

第5章では、本市が子どもの孤困・救済対策に取り組む背景とその基本的な考え方を整理しています。また、具体的な施策・事業について記載しています。



1 国の子どもの貧困対策

現在、わが国の子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しい状況にあります。子どもの相対的貧困率は、OECD加盟国の中でも最悪の水準にあり、7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体として低い水準にとどまっています。

こうした貧困家庭に生まれた子どもは、医療や食事、学習、進学等の様々な場面で不利な状況におかれ、将来も貧困から抜け出せない、いわゆる貧困の連鎖が起きていることも明らかになってきました。

このような背景から、平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

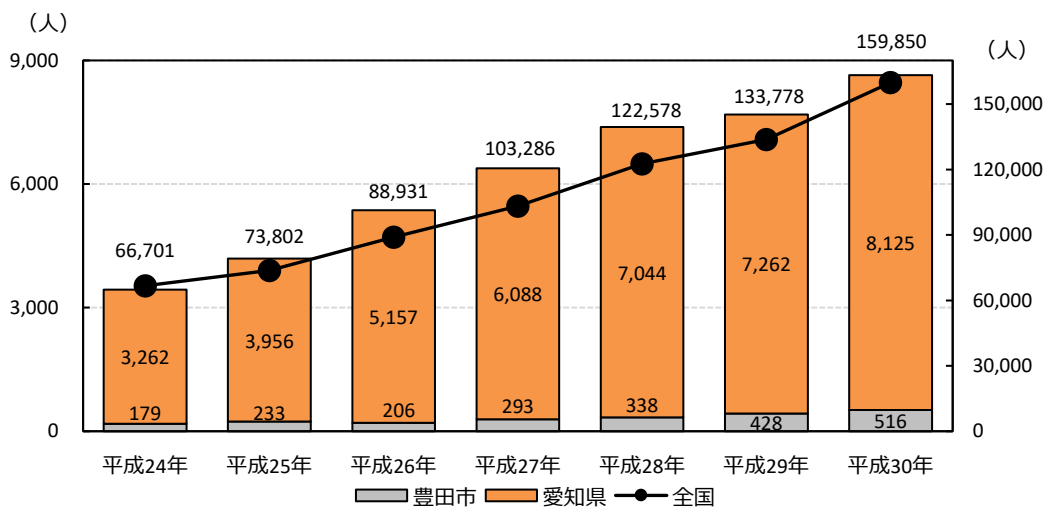
令和元6月、改正子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布され、市町村は子どもの貧困対策計画の策定を努めるものとされました。改正法に従い、市町村は大綱を勘案して取組を進めていくこととなっています。

2 本市における現状と課題

① 児童虐待件数の増加

児童虐待件数は、全国的に増加しており、本市においても増加しています。

児童虐待につながるとされる家庭・家族の状況には、「虐待者の心身の不安定」「経済的な困難」「ひとり親家庭」「不安定な就労」など、複合的な困難が存在しています。



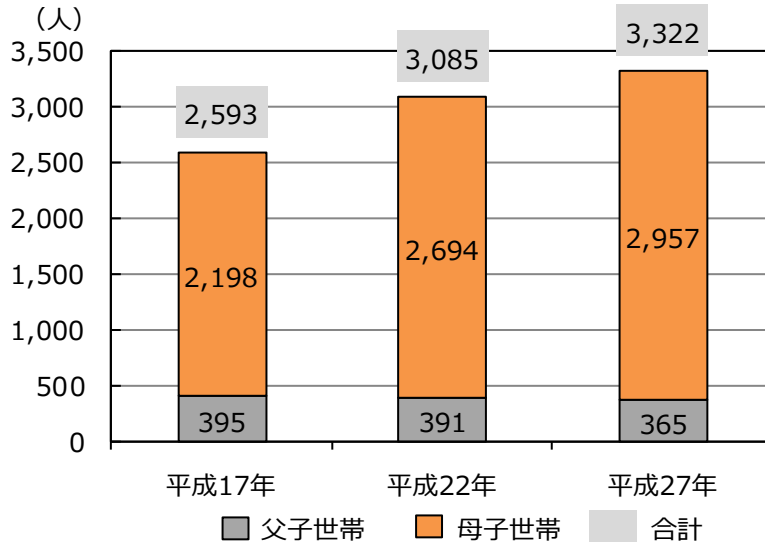
資料：豊田市子ども部子ども家庭課調べ



② ひとり親世帯の増加

本市において、ひとり親世帯は増加しています。

ひとり親世帯には、パートやアルバイトの非正規雇用の割合が43.8%と高く、就労が不安定で経済的な困難に陥りやすい状況です。また、家事・育児も一人で行うため、精神的負担感を感じやすく、児童虐待など深刻な問題が起こる可能性も考えられます。



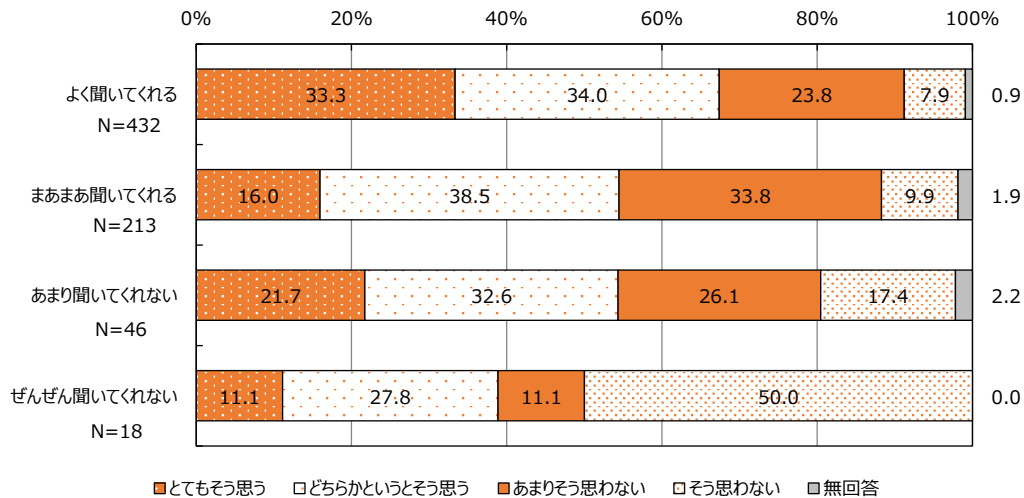
資料：国勢調査

③ 大人との関わりが子どもの自己肯定感を高めている

子どもにとって大人との会話が多いと、子どもの自己肯定感が高くなる傾向があります。

家庭での会話、学校での教育、地域での多様な活動など、様々な大人との交流の中で話を聞いてくれたり、評価してくれることで、子ども自身の自己肯定感が高まると考えられます。

【お父さんはよく話を聞いてくれますか×自分は価値のある人間だと思う（小学4～6年生）】



資料：子ども・子育てに関する市民意向調査（平成30年）



3 「子どもの^{ここん}孤困・^{きゅうさい}救済対策」の基本的な考え方

子どもの貧困は、本市の子ども条例が保障する、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を脅かすものです。愛知県が実施した愛知子ども調査によると、本市の平成 28 年の子どもの相対的貧困率は 5.4%であり、国の 13.9%と比較すると低い水準にはあるものの、子どもの貧困対策は重要な課題として位置づけられます。

そのため、本市では、子どもの貧困を経済的困窮にとどまらない幅広い視点で捉え、子ども条例に規定される「子どもの権利の保障」という観点から、施策を推進していきます。

考え方

「子どもの貧困対策」から、子どもたちに寄り添った
「子どもの^{ここん}孤困・^{きゅうさい}救済対策」へ

子どもは一人ひとりがかげがえのない存在です。子どもの権利が保障された社会となるために、経済的な問題だけでなく様々な環境にあるすべての子どもに寄り添い向き合うことが必要です。そのために、孤立や困りごとを抱える子どもたちを大人や地域が助ける仕組みを構築します。

目指す姿

子どもの権利が保障され
子どもたちが幸せに暮らすことのできる社会

方向性

子どもの自己肯定感の向上
地域支援力の向上
深刻な困難を抱える家庭への適切な支援
貧困の連鎖の解消



4 子どもの^{ここん}孤困きゅうさいプログラム

子どもの^{ここん}孤困きゅうさいプログラムは、重点事業群の1つに位置づけて取り組みます。

(1) 子どもの権利保障

子ども自身の権利を学ぶことと、子どもたちを取り巻くすべての大人に子どもの権利を啓発し理解を深めることで、子どもが「自分は大切にされてよい存在だ」と気づき、子どもたちが自分らしく生き、豊かに育つことができます。子どもたちに寄り添った環境の中で、子どもたちの自己肯定感を育んでいきます。

事業 No	事業名
1	子どもの権利啓発事業
2	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修
3	保護者向けの子どもの権利に関する情報発信・啓発
4	子どもの権利学習プログラム
5	とよた子どもの権利相談室の運営
6	「人権を考える集い」の開催
7	「人権移動教室」の開催
13	児童虐待防止のための啓発事業

(2) 共働でつながる支援のネットワーク

市の関係部局での連携を図るとともに、各地域におけるコミュニティと連携・共働し、必要な支援へつなげる仕組みを構築します。

事業 No	事業名
8	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)における児童虐待への早期対応及び子育て相談・支援
9	子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)における相談支援体制の充実
10	要保護児童・DV 対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理
12	養育支援訪問事業
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援
23	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催
72	総合相談窓口運営事業



事業 No	事業名
157	青少年健全育成推進協議会活動への支援
158	子ども会活動への支援
159	ジュニアクラブ活動への支援
161	子ども会育成連絡協議会、PTA 連絡協議会の活動支援
165	主任児童委員活動の支援
168	子ども食堂支援事業
169	支援が必要な子どもの居場所づくり事業

(3) 教育の支援

家庭環境に左右されず、子どもたちの学力の保障と教育の機会の均等化を図るべく、学習支援や高校、大学等進学への経済的支援、幼児教育・保育の無償化の対応を行います。

事業 No	事業名
15	いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進
16	適応指導教室の活動内容の充実
64	就学支援事業
65	子どもの学習・生活支援事業
69	親と子の電話相談「はあとラインとよた」
70	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣事業
78	保育料の軽減
79	こども園の給食費の軽減
80	小・中学校の就学援助
82	奨学金の支給
83	私立高等学校授業料の補助
112	感動体験機会の提供



(4) 生活の支援

貧困状態にある子どもや家庭が社会的孤立に陥ることがないように社会参加の機会や相談機関の充実を図ります。

事業 No	事業名
19	妊産婦健康診査事業
20	妊娠中の健康教室（パパママ教室）の開催
21	産後ケア事業
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援
24	おめでとつ訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
34	乳児健康診査
35	3、4か月児健康診査
36	1歳6か月児健康診査
37	3歳児健康診査
42	ふれあい子育て教室の開催
48	ひとり親家庭に対する子育て支援
50	ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）
66	生活困窮者自立支援事業
68	育児健康相談
71	「とよた急病・子育てコール24」事業
74	母子・父子家庭に対する市営住宅の家賃福祉軽減
95	家族形成期支援住戸の整備
97	こども園などでの定員拡大
98	保育ママ事業
100	一時保育（一時預かり事業）
101	延長保育（時間外保育事業）
102	休日保育事業
103	病児保育事業
117	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）



(5) 保護者の就労・経済的支援

生活の基盤を安定的に確保するため、保護者の就労を支援します。また、手当での支給のほか、各種負担の軽減を図り、最低限の経済基盤や生活の場が保たれるよう支援を行います。

事業 No	事業名
47	ひとり親家庭の親の資格取得等支援
49	母子家庭等就業支援事業
75	子育て世帯等に対する児童手当の適切な支給
76	ひとり親家庭等に対する手当の適切な支給
77	ひとり親家庭等に対する福祉資金の貸付
80	小・中学校の就学援助
81	放課後児童クラブ利用者負担金の軽減
86	子ども医療費助成
87	母子・父子家庭医療費助成



第6章

子ども・子育て 支援事業計画

第6章では、子ども・子育て支援新制度の概要と、本市における教育・保育提供区域の考え方、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を記載しています。



1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度では、以下の子ども・子育てに係るサービス・事業を提供することとしています。

① 子育て支援の給付と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園（新制度移行）
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保護者の居宅などにおいて保育を行います。
定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅において保育を行います）
- 事業所内保育
（事業所内の施設などにおいて保育を行います）

施設等利用給付

- 幼稚園（新制度未移行）
- 預かり保育事業
- 特別支援学校
- 認可外保育施設等

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、0歳から中学校修了前の児童を養育している保護者などに手当を支給します。

地域子ども・子育て支援事業

- 放課後児童クラブ
（放課後児童健全育成事業）
- 延長保育
（時間外保育事業）
- 子育て短期支援事業
（ショートステイ）
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時保育
（一時預かり事業）
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 妊婦健診事業
- おめでとう訪問
（乳児家庭全戸訪問事業）
- 養育支援訪問事業
- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業



② 認定区分

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付（施設型給付及び地域型保育給付等）を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

また、子育てのための施設等利用給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次の3区分です。

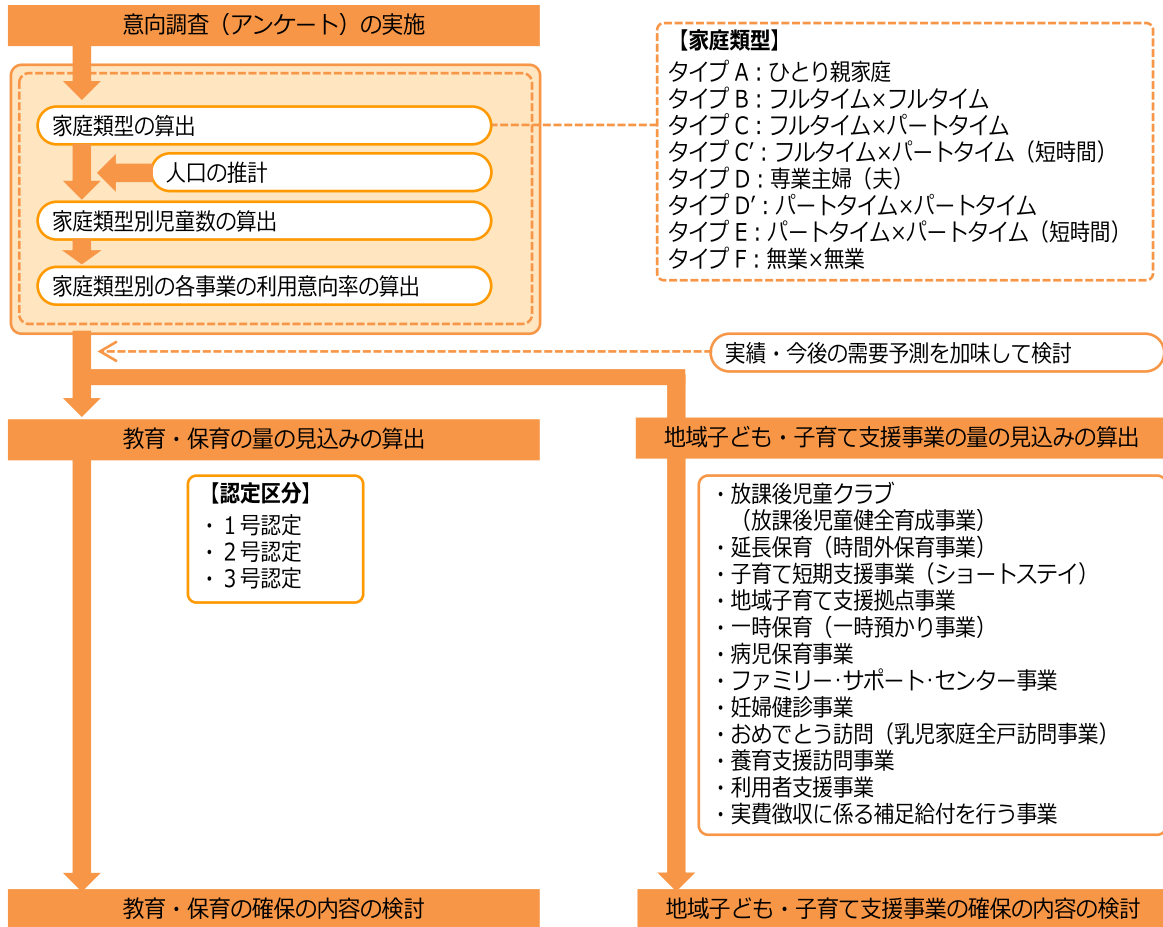
	新1号認定	新2号認定	新3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども
対象条件	新2号、新3号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
			保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの



③ 量の見込みの算出の流れ

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和2年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととされています。

本市では、平成30年度に実施した意向調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しました。

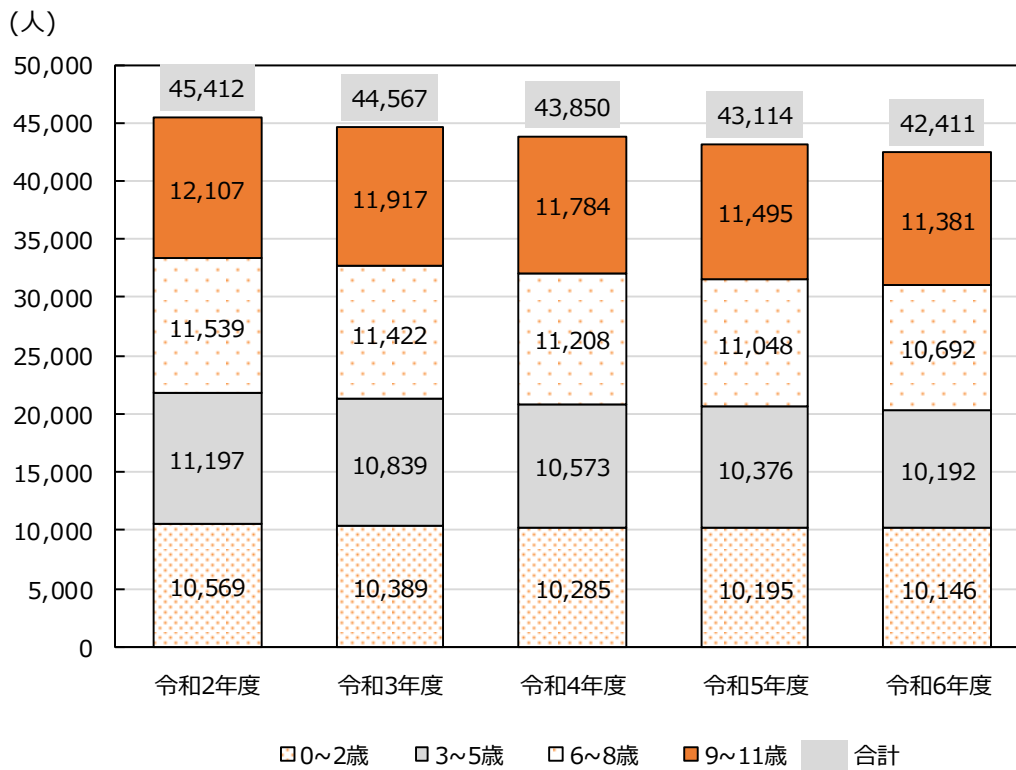


④ 年齢区分別児童人口推計

量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和2年度～令和6年度までの人口推計は、平成26年～平成30年（各年10月1日）の住民基本台帳及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法により算出しました。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	3,465	3,415	3,418	3,383	3,374
1歳	3,533	3,479	3,426	3,426	3,390
2歳	3,571	3,495	3,441	3,386	3,382
3歳	3,604	3,539	3,466	3,411	3,355
4歳	3,717	3,586	3,519	3,446	3,391
5歳	3,876	3,714	3,588	3,519	3,446
6歳	3,714	3,839	3,679	3,558	3,483
7歳	3,889	3,707	3,832	3,670	3,549
8歳	3,936	3,876	3,697	3,820	3,660
9歳	3,989	3,935	3,876	3,697	3,820
10歳	3,996	3,978	3,923	3,865	3,688
11歳	4,122	4,004	3,985	3,933	3,873



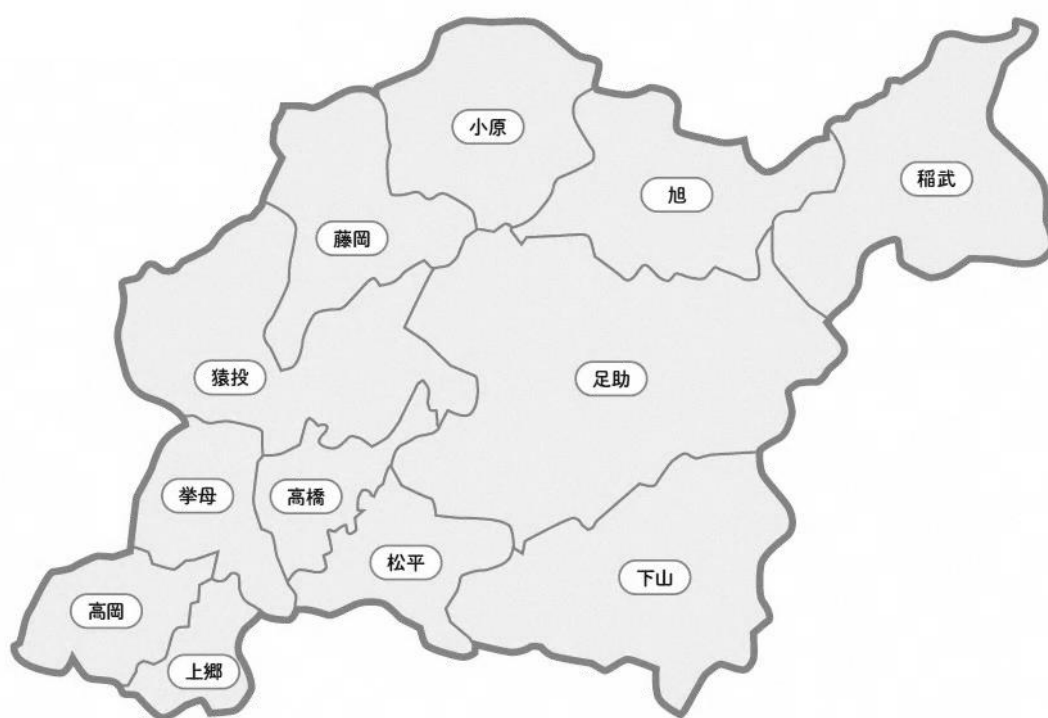
2 教育・保育提供区域について

国では、地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

こども園、私立幼保連携型認定こども園、私立幼稚園に通園している児童の居住地と通園先の関連性を分析したところ、細分化された中学校区単位の区域では、こども園、私立幼保連携型認定こども園、私立幼稚園に通園している児童が居住区域内の園に通っている割合は低くなっており、分布状況にばらつきが見られることから、非効率な施設整備が必要となるおそれがあります。

一方で、支所単位の区域は、居住区域と利用園のバランスが比較的整っており、居住区域内の園に通っている割合も高くなっているため、中学校区単位と比較し、より実態に合った区域設定であるといえます。また、山村地域については、児童数が少ないことから、より広範囲で区域を設定するという考え方もできるものの、各区域の面積が広域であることや、社会的条件等を考慮すると、支所単位を1つの区域と捉えることが適切です。

これらのことから、本計画においては、本市の教育・保育提供区域は支所単位である12区域とします。



教育・保育の提供については、12 区域ごとに量の見込み及び確保の内容を設定します。また、地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童クラブを除く事業については、事業の性質を考慮し、市全域での量の見込み及び確保の内容を設定します。

		事業名	提供区域
教育・保育	(1)	3～5歳児（1・2号認定子ども）	12区域
	(2)	0～2歳児（3号認定子ども）	12区域
地域子ども・子育て支援事業	(1)	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	12区域
	(2)	延長保育（時間外保育事業）	全市域
	(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市域
	(4)	地域子育て支援拠点事業	全市域
	(5)	一時保育（一時預かり事業）	全市域
	(6)	病児保育事業	全市域
	(7)	ファミリー・サポート・センター事業	全市域
	(8)	妊婦健診事業	全市域
	(9)	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	全市域
	(10)	養育支援訪問事業	全市域
	(11)	利用者支援事業（母子保健型）	全市域
	(12)	実費徴収にかかる補足給付事業	全市域



3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 3～5歳児（1・2号認定子ども）

① 確保の方針

- ・ 3～5歳児は、少子化の進行に伴い園児数が減少するため、現行の施設で充足します。
- ・ 局所的なニーズの偏りについては、施設の増改築等により対応します。

② 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
全市	量の見込み	A 1号	4,994	3,913	3,786	3,693	3,625	3,561	
		B 2号	5,503	7,051	6,825	6,655	6,532	6,417	
		合計	10,497	10,964	10,611	10,348	10,157	9,978	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	1,700	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
			こども園（保）	1,728	1,429	1,377	1,377	1,377	1,377
			私立幼稚園（私学助成）	1,510	1,430	1,280	1,280	1,280	1,280
			私立幼稚園（施設型給付）	330	410	560	560	560	560
			幼保連携型認定こども園	1,697	1,907	1,967	1,967	1,967	1,967
			C 合計	6,965	6,666	6,674	6,674	6,674	6,674
			充足数（C-A）	1,971	2,753	2,888	2,981	3,049	3,113
		2号	こども園（保）	6,133	5,922	5,809	5,809	5,809	5,809
			幼保連携型認定こども園	1,311	1,960	2,134	2,134	2,134	2,134
			D 合計	7,444	7,882	7,943	7,943	7,943	7,943
			充足数（D-B）	1,941	831	1,118	1,288	1,411	1,526
		合計（C+D）		14,409	14,548	14,617	14,617	14,617	14,617



③ 区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
孝母	量の見込み	A 1号	1,364	1,308	1,252	1,250	1,245	
		B 2号	2,457	2,357	2,255	2,252	2,245	
		合計	3,821	3,665	3,507	3,502	3,490	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	980	980	980	980	980
			こども園（保）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（私学助成）	820	670	670	670	670
			私立幼稚園（施設型給付）	0	150	150	150	150
			幼保連携型認定こども園	734	734	734	734	734
			C 合計	2,534	2,534	2,534	2,534	2,534
		充足数（C-A）	1,170	1,226	1,282	1,284	1,289	
		2号	こども園（保）	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
			幼保連携型認定こども園	668	668	668	668	668
			D 合計	2,408	2,408	2,408	2,408	2,408
			充足数（D-B）	-49	51	153	156	163
		合計（C+D）		4,942	4,942	4,942	4,942	4,942

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
高橋	量の見込み	A 1号	525	510	506	488	469	
		B 2号	945	919	912	879	845	
		合計	1,470	1,429	1,418	1,367	1,314	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	350	350	350	350	350
			こども園（保）	247	247	247	247	247
			私立幼稚園（私学助成）	410	410	410	410	410
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	300	300	300	300	300
			C 合計	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
		充足数（C-A）	782	797	801	819	838	
		2号	こども園（保）	674	674	674	674	674
			幼保連携型認定こども園	250	250	250	250	250
			D 合計	924	924	924	924	924
			充足数（D-B）	-21	5	12	45	79
		合計（C+D）		2,231	2,231	2,231	2,231	2,231



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
上郷	量の見込み	A 1号	411	397	381	365	360	
		B 2号	741	716	687	657	649	
		合計	1,152	1,113	1,068	1,022	1,009	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	231	179	179	179	179
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	298	358	358	358	358
			C 合計	529	537	537	537	537
			充足数（C-A）	118	140	156	172	177
		2号	こども園（保）	631	488	488	488	488
			幼保連携型認定こども園	345	519	519	519	519
			D 合計	976	1,007	1,007	1,007	1,007
			充足数（D-B）	235	291	320	350	358
		合計（C+D）		1,505	1,544	1,544	1,544	1,544

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
高岡	量の見込み	A 1号	708	697	684	680	663	
		B 2号	1,276	1,256	1,233	1,226	1,195	
		合計	1,984	1,953	1,917	1,906	1,858	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	274	274	274	274	274
			私立幼稚園（私学助成）	200	200	200	200	200
			私立幼稚園（施設型給付）	90	90	90	90	90
			幼保連携型認定こども園	170	170	170	170	170
			C 合計	734	734	734	734	734
			充足数（C-A）	26	37	50	54	71
		2号	こども園（保）	905	905	905	905	905
			幼保連携型認定こども園	405	405	405	405	405
			D 合計	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
			充足数（D-B）	34	54	77	84	115
		合計（C+D）		2,044	2,044	2,044	2,044	2,044



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
猿投	量の見込み	A 1号	539	520	514	506	497	
		B 2号	971	937	926	911	895	
		合計	1,510	1,457	1,440	1,417	1,392	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	243	243	243	243	243
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	180	180	180	180	180
			幼保連携型認定こども園	315	315	315	315	315
			C 合計	738	738	738	738	738
			充足数（C-A）	199	218	224	232	241
		2号	こども園（保）	800	800	800	800	800
			幼保連携型認定こども園	242	242	242	242	242
			D 合計	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042
			充足数（D-B）	71	105	116	131	147
		合計（C+D）		1,780	1,780	1,780	1,780	1,780

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
松平	量の見込み	A 1号	78	72	71	65	63	
		B 2号	140	130	128	118	113	
		合計	218	202	199	183	176	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	55	55	55	55	55
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	60	60	60	60	60
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	115	115	115	115	115
			充足数（C-A）	37	43	44	50	52
		2号	こども園（保）	150	150	150	150	150
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	150	150	150	150	150
			充足数（D-B）	10	20	22	32	37
		合計（C+D）		265	265	265	265	265



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
藤岡	量の見込み	A 1号	171	179	187	183	175	
		B 2号	308	323	337	329	316	
		合計	479	502	524	512	491	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	168	168	168	168	168
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	80	80	80	80	80
			幼保連携型認定こども園	90	90	90	90	90
			C 合計	338	338	338	338	338
			充足数（C-A）	167	159	151	155	163
		2号	こども園（保）	444	444	444	444	444
			幼保連携型認定こども園	50	50	50	50	50
			D 合計	494	494	494	494	494
			充足数（D-B）	186	171	157	165	178
		合計（C+D）		832	832	832	832	832

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
小原	量の見込み	A 1号	24	22	21	21	22	
		B 2号	43	40	37	38	39	
		合計	67	62	58	59	61	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	60	60	60	60	60
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	60	60	60	60	60
			充足数（C-A）	36	38	39	39	38
		2号	こども園（保）	164	164	164	164	164
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	164	164	164	164	164
			充足数（D-B）	121	124	127	126	125
		合計（C+D）		224	224	224	224	224



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
足助	量の見込み	A 1号	45	37	34	27	27	
		B 2号	82	67	61	49	49	
		合計	127	104	95	76	76	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	80	80	80	80	80
			こども園（保）	50	50	50	50	50
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	130	130	130	130	130
		充足数（C-A）	85	93	96	103	103	
		2号	こども園（保）	136	166	166	166	166
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	136	166	166	166	166
			充足数（D-B）	54	99	105	117	117
		合計（C+D）	266	296	296	296	296	

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
下山	量の見込み	A 1号	26	25	23	21	22	
		B 2号	48	44	42	37	40	
		合計	74	69	65	58	62	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	51	51	51	51	51
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	51	51	51	51	51
		充足数（C-A）	25	26	28	30	29	
		2号	こども園（保）	141	141	141	141	141
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	141	141	141	141	141
			充足数（D-B）	93	97	99	104	101
		合計（C+D）	192	192	192	192	192	



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
旭	量の見込み	A 1号	15	12	12	10	11	
		B 2号	27	22	22	19	19	
		合計	42	34	34	29	30	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	80	80	80	80	80
			こども園（保）	21	21	21	21	21
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	101	101	101	101	101
		2号	こども園（保）	56	56	56	56	56
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	56	56	56	56	56
			充足数（D-B）	29	34	34	37	37
			合計（C+D）	157	157	157	157	157

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
稲武	量の見込み	A 1号	7	7	8	9	7	
		B 2号	13	14	15	17	12	
		合計	20	21	23	26	19	
	確保の内容	1号	こども園（幼）	0	0	0	0	0
			こども園（保）	29	29	29	29	29
			私立幼稚園（私学助成）	0	0	0	0	0
			私立幼稚園（施設型給付）	0	0	0	0	0
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			C 合計	29	29	29	29	29
		2号	こども園（保）	81	81	81	81	81
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			D 合計	81	81	81	81	81
			充足数（D-B）	68	67	66	64	69
			合計（C+D）	110	110	110	110	110



(2) 0～2 歳児 (3 号認定子ども)

① 確保の方針

- ・今後、0～2 歳児のニーズ増加が見込まれますが、施設定員上は充足します。そのため、基本的には必要な保育士を確保することで、量の見込みに対応します。
- ・局所的なニーズの偏りについては、施設の増改築等により対応します。

② 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
全市	量の見込み	A 0歳	110	257	274	292	308	325	
		B 1・2歳	1,906	2,196	2,220	2,255	2,303	2,357	
		合計	2,016	2,453	2,494	2,547	2,611	2,682	
	確保の内容	0歳	こども園(保)	209	199	194	194	194	194
			幼保連携型認定こども園	79	101	121	121	121	121
			豊田市認証保育所	11	24	24	24	24	24
			小規模保育	4	4	8	8	8	8
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0
			事業所内保育	3	3	3	3	3	3
			C 合計	306	331	350	350	350	350
		充足数(C-A)	196	74	76	58	42	25	
		1・2歳	こども園(保)	1,762	1,576	1,546	1,546	1,546	1,546
			幼保連携型認定こども園	558	772	857	857	857	857
			豊田市認証保育所	208	327	327	327	327	327
			小規模保育	34	34	49	49	49	49
			家庭的保育	0	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0
			事業所内保育	12	12	12	12	12	12
			D 合計	2,574	2,721	2,791	2,791	2,791	2,791
充足数(D-B)	668		525	571	536	488	434		
合計(C+D)	2,880	3,052	3,141	3,141	3,141	3,141			



③ 区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
孝母	量の見込み	A 0歳	100	108	119	125	134	
		B 1・2歳	798	815	842	884	915	
		合計	898	923	961	1,009	1,049	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	72	77	77	77	77
			幼保連携型認定こども園	38	48	48	48	48
			豊田市認証保育所	20	20	20	20	20
			小規模保育	4	8	8	8	8
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	3	3	3	3	3
			C 合計	137	156	156	156	156
			充足数（C-A）	37	48	37	31	22
		1・2歳	こども園（保）	542	557	557	557	557
			幼保連携型認定こども園	275	315	315	315	315
			豊田市認証保育所	215	215	215	215	215
			小規模保育	34	49	49	49	49
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	12	12	12	12	12
			D 合計	1,078	1,148	1,148	1,148	1,148
充足数（D-B）	280		333	306	264	233		
合計（C+D）		1,215	1,304	1,304	1,304	1,304		



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
高橋	量の 見込み	A 0歳	32	33	34	36	37	
		B 1・2歳	290	288	287	284	286	
		合計	322	321	321	320	323	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	31	31	31	31	31
			幼保連携型認定こども園	18	18	18	18	18
			豊田市認証保育所	1	1	1	1	1
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	50	50	50	50	50
			充足数（C-A）	18	17	16	14	13
		1・2歳	こども園（保）	212	212	212	212	212
			幼保連携型認定こども園	120	120	120	120	120
			豊田市認証保育所	26	26	26	26	26
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	358	358	358	358	358
			充足数（D-B）	68	70	71	74	72
合計（C+D）		408	408	408	408	408		



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
上郷	量の 見込み	A 0歳	29	31	32	34	35	
		B 1・2歳	231	233	239	242	246	
		合計	260	264	271	276	281	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	26	16	16	16	16
			幼保連携型認定こども園	13	23	23	23	23
			豊田市認証保育所	2	2	2	2	2
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	41	41	41	41	41
		充足数（C-A）	12	10	9	7	6	
		1・2歳	こども園（保）	167	122	122	122	122
			幼保連携型認定こども園	117	162	162	162	162
			豊田市認証保育所	40	40	40	40	40
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	324	324	324	324	324
充足数（D-B）	93	91	85	82	78			
合計（C+D）		365	365	365	365	365		



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
高岡	量の 見込み	A 0歳	49	51	54	59	62	
		B 1・2歳	417	421	425	427	442	
		合計	466	472	479	486	504	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	30	30	30	30	30
			幼保連携型認定こども園	14	14	14	14	14
			豊田市認証保育所	1	1	1	1	1
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	45	45	45	45	45
		充足数（C-A）	-4	-6	-9	-14	-17	
		1・2歳	こども園（保）	236	236	236	236	236
			幼保連携型認定こども園	136	136	136	136	136
			豊田市認証保育所	18	18	18	18	18
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	390	390	390	390	390
充足数（D-B）	-27	-31	-35	-37	-52			
合計（C+D）		435	435	435	435	435		



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
猿投	量の 見込み	A 0歳	29	31	34	35	38	
		B 1・2歳	277	280	282	289	296	
		合計	306	311	316	324	334	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	20	20	20	20	20
			幼保連携型認定こども園	15	15	15	15	15
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	35	35	35	35	35
			充足数（C-A）	6	4	1	0	-3
		1・2歳	こども園（保）	190	190	190	190	190
			幼保連携型認定こども園	97	97	97	97	97
			豊田市認証保育所	19	19	19	19	19
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	306	306	306	306	306
	充足数（D-B）		29	26	24	17	10	
	合計（C+D）		341	341	341	341	341	



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
松平	量の 見込み	A 0歳	4	4	4	4	4	
		B 1・2歳	37	36	35	35	34	
		合計	41	40	39	39	38	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	4	4	4	4	4
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	4	4	4	4	4
			充足数（C-A）	0	0	0	0	0
		1・2歳	こども園（保）	36	36	36	36	36
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	36	36	36	36	36
			充足数（D-B）	-1	0	1	1	2
合計（C+D）	40	40	40	40	40			



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
藤岡	量の 見込み	A 0歳	8	9	9	9	9	
		B 1・2歳	94	92	93	91	90	
		合計	102	101	102	100	99	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	7	7	7	7	7
			幼保連携型認定こども園	3	3	3	3	3
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	10	10	10	10	10
			充足数（C-A）	2	1	1	1	1
		1・2歳	こども園（保）	91	91	91	91	91
			幼保連携型認定こども園	27	27	27	27	27
			豊田市認証保育所	2	2	2	2	2
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	120	120	120	120	120
			充足数（D-B）	26	28	27	29	30
合計（C+D）	130	130	130	130	130			



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
小原	量の 見込み	A 0歳	1	1	1	1	1	
		B 1・2歳	11	12	11	11	11	
		合計	12	13	12	12	12	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	1	1	1	1	1
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	1	1	1	1	1
			充足数（C-A）	0	0	0	0	0
		1・2歳	こども園（保）	10	10	10	10	10
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	10	10	10	10	10
			充足数（D-B）	-1	-2	-1	-1	-1
合計（C+D）	11	11	11	11	11			



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
足助	量の 見込み	A 0歳	2	2	2	2	2	
		B 1・2歳	16	16	15	16	14	
		合計	18	18	17	18	16	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	3	3	3	3	3
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	3	3	3	3	3
			充足数（C-A）	1	1	1	1	1
		1・2歳	こども園（保）	36	36	36	36	36
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	36	36	36	36	36
充足数（D-B）	20		20	21	20	22		
合計（C+D）	39	39	39	39	39			



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
下 山	量の 見込み	A 0歳	1	2	1	1	1	
		B 1・2歳	12	14	14	14	13	
		合計	13	16	15	15	14	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	2	2	2	2	2
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	2	2	2	2	2
			充足数（C-A）	1	0	1	1	1
		1・2歳	こども園（保）	21	21	21	21	21
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	7	7	7	7	7
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	28	28	28	28	28
充足数（D-B）	16		14	14	14	15		
合計（C+D）	30	30	30	30	30			



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
旭	量の 見込み	A 0歳	1	1	1	1	1	
		B 1・2歳	5	7	7	6	6	
		合計	6	8	8	7	7	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	1	1	1	1	1
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	1	1	1	1	1
			充足数（C-A）	0	0	0	0	0
		1・2歳	こども園（保）	17	17	17	17	17
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	17	17	17	17	17
			充足数（D-B）	12	10	10	11	11
合計（C+D）	18	18	18	18	18			



単位：人

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
稲武	量の 見込み	A 0歳	1	1	1	1	1	
		B 1・2歳	8	6	5	4	4	
		合計	9	7	6	5	5	
	確保の内容	0歳	こども園（保）	2	2	2	2	2
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			C 合計	2	2	2	2	2
		充足数（C-A）	1	1	1	1	1	
		1・2歳	こども園（保）	18	18	18	18	18
			幼保連携型認定こども園	0	0	0	0	0
			豊田市認証保育所	0	0	0	0	0
			小規模保育	0	0	0	0	0
			家庭的保育	0	0	0	0	0
			居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
			事業所内保育	0	0	0	0	0
			D 合計	18	18	18	18	18
充足数（D-B）	10	12	13	14	14			
合計（C+D）		20	20	20	20	20		



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

① 事業内容

就労等により保護者が昼間に家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休業中に、専用の活動室や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を確保し、その健全な育成を図ります。

② 確保の方針

- ・現在実施している1～4年生については、開設している70の放課後児童クラブ（うち1クラブは民設民営）の確保の内容の合計で、おおむね量の見込みに対応できます。
- ・夏休みなど長期休業中は、必要に応じて学校施設などを活動室として確保し対応します。
- ・未設置区域においては、地域の実情を踏まえつつ、必要に応じて開設します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	量の見込み	1年生	1,190	1,267	1,328	1,386	1,432	1,460
		2年生	1,063	1,098	1,233	1,287	1,344	1,398
		3年生	869	944	986	1,090	1,156	1,220
		4年生	578	629	733	782	867	935
		5年生	37	487	525	543	568	617
		6年生	26	314	374	418	434	462
		A 合計	3,763	4,739	5,179	5,506	5,801	6,092
	B 確保の内容	5,344	5,560	5,940	6,127	6,210	6,310	
	充足数 (B-A)	1,581	821	761	621	409	218	



④ 区域別量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
孝母	量の見込み	1年生	461	486	499	536	567
		2年生	412	445	471	487	521
		3年生	316	371	400	426	440
		4年生	235	242	294	316	343
		5年生	165	191	186	212	226
		6年生	111	127	150	148	169
		A 合計	1,700	1,862	2,000	2,125	2,266
	B 確保の内容	1,812	1,980	2,001	2,084	2,237	
	充足数 (B-A)	112	118	1	-41	-29	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
高橋	量の見込み	1年生	166	179	191	203	183
		2年生	130	162	172	184	198
		3年生	128	115	142	155	168
		4年生	80	99	92	114	126
		5年生	70	62	76	72	81
		6年生	40	51	50	62	58
		A 合計	614	668	723	790	814
	B 確保の内容	733	820	863	863	828	
	充足数 (B-A)	119	152	140	73	14	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
上郷	量の見込み	1年生	126	118	122	139	127
		2年生	108	124	114	119	136
		3年生	82	95	109	101	108
		4年生	63	64	79	86	81
		5年生	50	52	50	56	61
		6年生	32	39	43	40	46
		A 合計	461	492	517	541	559
	B 確保の内容	478	503	503	503	529	
	充足数 (B-A)	17	11	-14	-38	-30	



単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
高岡	量の見込み	1年生	222	250	258	252	267
		2年生	203	216	244	249	246
		3年生	151	184	190	217	226
		4年生	109	132	140	149	174
		5年生	83	90	96	105	108
		6年生	60	72	69	76	87
		A 合計	828	944	997	1,048	1,108
	B 確保の内容	911	959	963	963	987	
	充足数 (B-A)	83	15	-34	-85	-121	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
猿投	量の見込み	1年生	180	185	195	188	195
		2年生	146	176	179	188	186
		3年生	162	132	155	160	170
		4年生	80	120	102	124	131
		5年生	76	79	85	76	88
		6年生	43	57	62	66	61
		A 合計	687	749	778	802	831
	B 確保の内容	777	829	951	951	883	
	充足数 (B-A)	90	80	173	149	52	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
松平	量の見込み	1年生	23	24	32	24	29
		2年生	21	23	23	31	24
		3年生	31	19	19	21	29
		4年生	12	20	15	15	18
		5年生	13	9	13	12	10
		6年生	7	7	8	12	10
		A 合計	107	102	110	115	120
	B 確保の内容	198	198	195	195	195	
	充足数 (B-A)	91	96	85	80	75	



単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
藤岡	量の見込み	1年生	57	61	59	57	62
		2年生	45	55	60	57	56
		3年生	49	40	48	54	53
		4年生	34	33	33	39	43
		5年生	22	26	26	23	28
		6年生	17	13	22	20	19
		A 合計	224	228	248	250	261
	B 確保の内容	292	292	292	292	292	
	充足数 (B-A)	68	64	44	42	31	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
小原	量の見込み	1年生	3	3	4	3	5
		2年生	7	3	3	4	3
		3年生	6	7	3	3	3
		4年生	1	6	7	2	2
		5年生	2	4	1	1	1
		6年生	0	2	4	1	1
		A 合計	19	25	22	14	15
	B 確保の内容	58	58	58	58	58	
	充足数 (B-A)	39	33	36	44	43	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
足助	量の見込み	1年生	14	10	11	10	10
		2年生	12	14	10	10	10
		3年生	7	9	11	9	9
		4年生	6	6	7	10	7
		5年生	3	6	4	5	7
		6年生	2	3	4	4	5
		A 合計	44	48	47	48	48
	B 確保の内容	174	174	174	174	174	
	充足数 (B-A)	130	126	127	126	126	



単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
下山	量の見込み	1年生	9	7	9	14	11
		2年生	9	9	6	9	13
		3年生	6	9	8	6	9
		4年生	7	5	8	7	6
		5年生	2	4	4	4	4
		6年生	2	2	4	3	4
		A 合計	35	36	39	43	47
	B 確保の内容	91	91	91	91	91	
充足数 (B-A)		56	55	52	48	44	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
旭	量の見込み	1年生	6	5	6	6	4
		2年生	5	6	5	6	5
		3年生	6	5	5	4	5
		4年生	2	6	5	5	4
		5年生	1	2	2	2	3
		6年生	0	1	2	2	2
		A 合計	20	25	25	25	23
	B 確保の内容	36	36	36	36	36	
充足数 (B-A)		16	11	11	11	13	

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
稲武	量の見込み	1年生	0	0	0	0	0
		2年生	0	0	0	0	0
		3年生	0	0	0	0	0
		4年生	0	0	0	0	0
		5年生	0	0	0	0	0
		6年生	0	0	0	0	0
		A 合計	0	0	0	0	0
	B 確保の内容	0	0	0	0	0	
充足数 (B-A)		0	0	0	0	0	

※稲武地区では、稲武ふれあい子ども館で地域子どもの居場所づくり事業を実施しています。



(2) 延長保育（時間外保育事業）

① 事業内容

こども園、認定こども園の基本保育時間（8時30分から15時まで）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供します。

- ・ 7時30分から8時30分までの早朝保育実施園：75園
- ・ 18時までの延長保育実施園：24園
- ・ 19時までの延長保育実施園：51園

② 確保の方針

- ・ 19時まで延長保育実施園の定員数で受入が可能です。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	A 量の見込み	1,064	2,708	2,641	2,595	2,559	2,530
	B 確保の内容	10,008	11,765	11,765	11,765	11,765	11,765
	充足数 (B-A)	8,944	9,057	9,124	9,170	9,206	9,235

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業内容

保護者の疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設などにおいて、必要な児童の養育・保護を行います。

② 確保の方針

- ・ 児童養護施設などに委託し、想定した見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人日

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	A 量の見込み	51	76	76	76	76	76
	B 確保の内容	84	76	76	76	76	76
	充足数 (B-A)	33	0	0	0	0	0



(4) 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

- ・とよた子育て総合支援センター
- ・志賀子どもつどいの広場
- ・柳川瀬子どもつどいの広場
- ・地域子育て支援センター（13か所）

② 確保の方針

- ・既存の16か所の施設で、事業を実施することで、量の見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人回

		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	A 量の見込み	328,996	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
	B 確保の内容	328,996	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
	充足数 (B-A)	0	0	0	0	0	0



(5) 一時保育（一時預かり事業）

① 事業内容

＜私立幼稚園の預かり保育＞

私立幼稚園での、通常の教育時間後や長期休暇中などに、保護者の希望に応じて保育を実施します。

＜その他の一時預かり＞

保護者の傷病、入院、育児疲れなどの理由により、家庭における保育の実施が一時的に困難となった場合に、こども園等での一時保育（一時預かり）やファミリー・サポート・センター事業により児童を一時的に預かります。

② 確保の方針

＜私立幼稚園の預かり保育＞

- ・量の見込みに対応した受入を行います。

＜その他の一時預かり＞

- ・一時保育、ファミリー・サポート・センターにおいて、量の見込みに対応します。

一時保育：過去5年間の実績の平均値を確保の内容とします。

ファミリー・サポート・センター：想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

＜私立幼稚園の預かり保育＞

単位：人日

			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み	1号認定による利用	33,731	26,228	25,442	24,933	24,434	23,946
		2号認定による利用	0	3,577	3,469	3,400	3,332	3,265
		A 合計	33,731	29,805	28,911	28,333	27,766	27,211
	B 確保の内容		33,731	29,805	28,911	28,333	27,766	27,211
	充足数 (B-A)		0	0	0	0	0	0

＜その他の一時預かり＞

単位：人日

			平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	A 量の見込み		4,459	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174
	確保の内容	一時保育	973	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001
		ファミリー・サポート・センター (就学前児童)	3,486	4,173	4,173	4,173	4,173	4,173
		B 合計	4,459	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174
	充足数 (B-A)		0	0	0	0	0	0



(6) 病児保育事業

① 事業内容

病気やけがにより安静を必要とするため、集団保育・学校生活に入れなない児童を、病院・クリニックに付設された専用スペースにおいて、保護者の仕事等の都合により自宅で療養できない場合に、一時的に保育します。

② 確保の方針

- ・確保の内容の算定は、
(病児保育事業実施施設の定員) × (週あたり開所日数) × (52 週)

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人日

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	A 量の見込み	1,083	1,194	1,194	1,194	1,194	1,194
	B 確保の内容	4,576	4,576	4,576	4,576	4,576	4,576
	充足数 (B-A)	3,493	3,382	3,382	3,382	3,382	3,382

(7) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

乳幼児や小学生などの児童の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

② 確保の方針

- ・想定した量の見込みに対応した援助会員を確保します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人日

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	A 量の見込み	4,936	4,720	4,720	4,720	4,720	4,720
	B 確保の内容	4,936	4,720	4,720	4,720	4,720	4,720
	充足数 (B-A)	0	0	0	0	0	0



(8) 妊婦健診事業

① 事業内容

安全・安心な出産と健全な育児を行えるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行います。

② 確保の方針

- ・ 県内医療機関などに委託し、想定した見込みに対応します。

＜実施時期＞ 通年

＜実施体制＞ 県内医療機関などに委託

＜回数＞ 妊娠 23 週まで（4 回：月 1 回程度）、24～35 週（6 回：2 週間に 1 回程度）、36 週～出産まで（4 回：毎週） 計 14 回

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人回

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	A 量の見込み	48,829	43,470	40,427	37,597	34,965	32,518
	B 確保の内容	48,829	43,470	40,427	37,597	34,965	32,518
	充足数 (B-A)	0	0	0	0	0	0

(9) おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

① 事業内容

育児不安が強くなるおおむね生後 1～3 か月の乳児をもつ子育て家庭に対して、母子保健推進員による家庭訪問を実施します。

② 確保の方針

- ・ 豊田市母子保健推進員の会に委託し、想定した見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：人

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	A 量の見込み	3,482	3,465	3,415	3,418	3,383	3,374
	B 確保の内容	3,482	3,465	3,415	3,418	3,383	3,374
	充足数 (B-A)	0	0	0	0	0	0



(10) 養育支援訪問事業

① 事業内容

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、ヘルパーなどによる育児・家事援助や保健師・助産師などによる専門的・具体的な育児に関する相談・指導支援などを行います。

② 確保の方針

<ヘルパー派遣> 社会福祉協議会に委託し、想定した見込みに対応します。

<助産師訪問> 委託助産師を確保し、想定した見込みに対応します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：回

		平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	量の見込み	ヘルパー派遣	148	89	89	89	89
		助産師訪問	762	866	853	854	845
		A 合計	910	955	942	943	934
	確保の内容	ヘルパー派遣	148	89	89	89	89
		助産師訪問	762	866	853	854	845
		B 合計	910	955	942	943	934
充足数 (B-A)		0	0	0	0	0	

(11) 利用者支援事業（母子保健型）

① 事業内容

保健師等の専門性を活かした相談支援を行い、母子保健を中心としたネットワーク、医療機関、療育機関等につなげるなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

② 確保の方針

子育て世代包括支援センターを子ども家庭課内に位置づけ、機能を確保します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：か所

		令和元年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	A 量の見込み	1	1	1	1	1	1
	B 確保の内容	1	1	1	1	1	1
	充足数 (B-A)	0	0	0	0	0	0



(12) 実費徴収に係る補足給付事業

① 事業内容

世帯年収 360 万円未満相当世帯又は第 3 子以降の児童（満 3 歳以上に限る。）の保護者が、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等を利用する場合に、利用施設に対して支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額に対して、その一部を補助します。

② 確保の方針

保育課からの補助を実施します。

③ 全市量の見込みと確保の内容

単位：か所

		令和元年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
全市	A 量の見込み	—	112	97	97	97	97
	B 確保の内容	—	112	97	97	97	97
	充足数 (B-A)	0	0	0	0	0	0



5 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方及び推進方策

本市では、就学前児童やその保護者に対して均等な教育・保育を一体的に提供するため、公立幼稚園と公私立保育園を「こども園」として、独自の幼保一体化施策を進めています。これにより、1号認定子どもの受入れなど、ほとんどのこども園において認定こども園の機能を有しています。そのため、私立こども園については事業者の実情を踏まえながら、幼保連携型認定こども園への移行を支援します。

また、既存の私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行は、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であるとされています。本市においても、地域や事業者の実情を勘案しながら、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を円滑に行えるよう支援します。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に関する支援

本市では、公私立こども園、私立幼保連携型認定こども園、私立幼稚園において、合同の研修を継続的に実施しています。今後もお互いの専門性や教育・保育の内容の理解をともに深めるため、合同研修の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

③ 質の高い教育・保育の提供

本市では、国が示す「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」に基づき、平成3年度に「豊田市幼稚園・保育園教育課程」を策定し、4・5歳児のカリキュラムを統一しました。平成16年度の改定では、0～5歳児までの教育・保育期間全体にわたる計画として、「豊田市保育課程・指導計画」を策定しました。平成27年度には、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「豊田市教育・保育課程指導計画」を策定し、こども園においては、本計画に従い均一で質の高い幼児教育・保育を提供しています。

私立幼稚園は、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育を実施しており、その上で、各園が建学の精神に基づいた教育課程を作成し、特色ある幼児教育を提供しています。

こども園と私立幼稚園が、これまでに蓄積してきた知見、環境などを生かしつつ、すべての子どもの健やかな育ちの実現を目指します。

④ 地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方及び推進方策

本市は、全国に先駆けての母子保健推進員のボランティアによるおめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の実施、とよた子育て総合支援センターをはじめ16か所の子育て支援施設（子育て支援拠点事業）の設置など、地域子育て支援施策の充実を図ってきました。

引き続き、子育て家庭のニーズに応じ支援策の充実を図り、安心して子どもを産み育てることのきる環境の整備を進め、まち全体で子どもを育む社会の実現に向けた取組を進めていきます。



⑤ 教育・保育施設と小学校との連携

こども園・私立幼保連携型認定こども園・私立幼稚園と小学校の情報の共有化、園児と小学生の交流、職員間の交流を進め、本市の幼児期における教育・保育と小学校教育の円滑な接続につなげます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

① 施設等利用給付の実施回数

施設等利用給付の実施回数については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、年4回の実施を基本とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合には、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来さないよう年度当初に概算払いを行うことを基本とします。

② 施設等利用給付の申請

預かり保育に係る施設等利用給付の申請については、保護者が利用している施設に取りまとめを依頼し、保護者の利便性の向上を図ります。その他の施設等利用給付の申請については、適正な支給ができるよう、今後、申請の実態を踏まえながら検討を進めます。

③ 愛知県との連携

必要に応じて愛知県が有する特定子ども・子育て支援施設等の運営状況、監査状況等の情報を提供するよう依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することで、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めます。





第7章

計画の推進

第7章では、本計画の推進体制や評価（進捗管理）の方法について記載しています。



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、以下の会議による事業・施策の実施状況に関する進捗管理、評価などを行います。

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

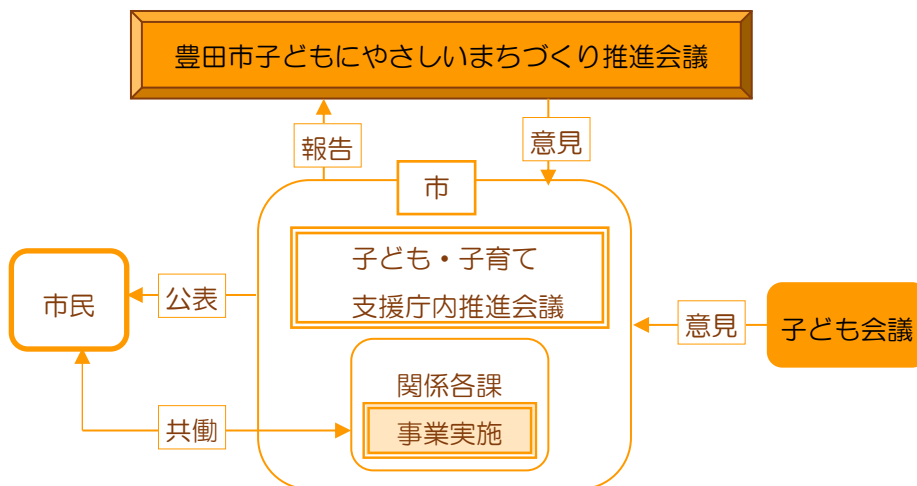
本市では、豊田市子ども条例に基づき、「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます)」を設置しています。推進会議では、①子ども総合計画に関すること、②子どもに関する施策の実施状況に関すること、③そのほか子どもにやさしいまちづくりに関することについて審議・協議を行っています。

推進会議の委員は、子どもにやさしいまちづくりを進めるために、広範な分野にわたる総合的な取組が必要とされることに照らして、児童福祉などの関連分野の有識者、保育・児童福祉関係者、教育関係者、保健・医療関係者、労働関係者、青少年関係者、市民公募委員など、多様な構成となっています。

本計画の推進においては、この推進会議が、計画推進体制の要として、事業・施策の進捗状況の点検・評価、計画及び実施体制の改善等に関する協議・提言を行っていきます。

子ども・子育て支援庁内推進会議

本計画の推進においては、庁内の横断的な取組を図るため、「子ども・子育て支援庁内推進会議」を開催し、主に重点事業群の実施に向けた検討を中心に、子ども・子育て支援施策・事業に関する庁内の意見の取りまとめ・意思決定を行っていきます。



豊田市子ども会議

本市では、豊田市子ども条例に基づき、子どもの意見や考えを聴き、市政及び地域まちづくりへ反映する「豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます）」を設置しています。子ども会議は、幅広い年齢の子どもの意見を聴くために、小学生から高校生（18歳）までを対象とした子ども委員で構成されています。

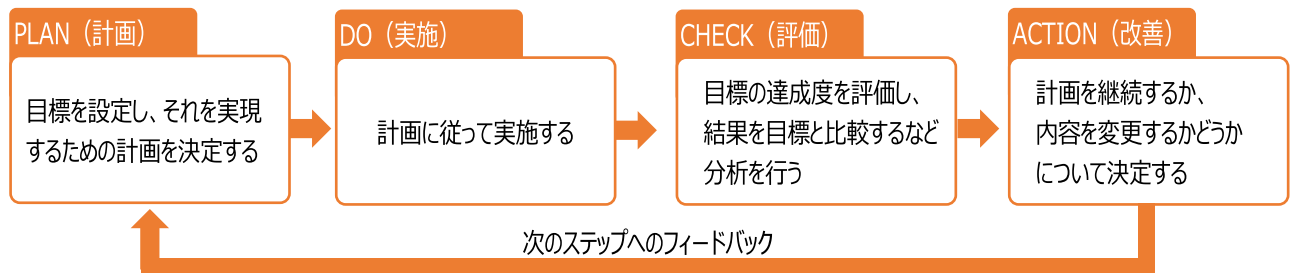
本計画の推進においては、計画事業への子どもの意見の提言・提案などの役割を担います。

2 計画の評価

本計画の推進に向けては、「PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」に基づき、事業の実施状況を毎年調査・公表していきます。

個別事業の進捗を測る指標（アウトプット）に加え、利用者の視点に立った成果指標（アウトカム）を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげられるよう、適切な進捗管理を行います。計画の評価は、「基本施策」の基礎事業及び「重点事業群」の実施状況の評価について毎年度実施します。また、計画の総合評価として、計画全体の成果指標の評価について、次期計画の施策準備段階に実施予定の意向調査などを活用して評価を行います。

なお、評価の内容については、子どもにやさしいまちづくり推進会議に諮った後、市民へ公表します。



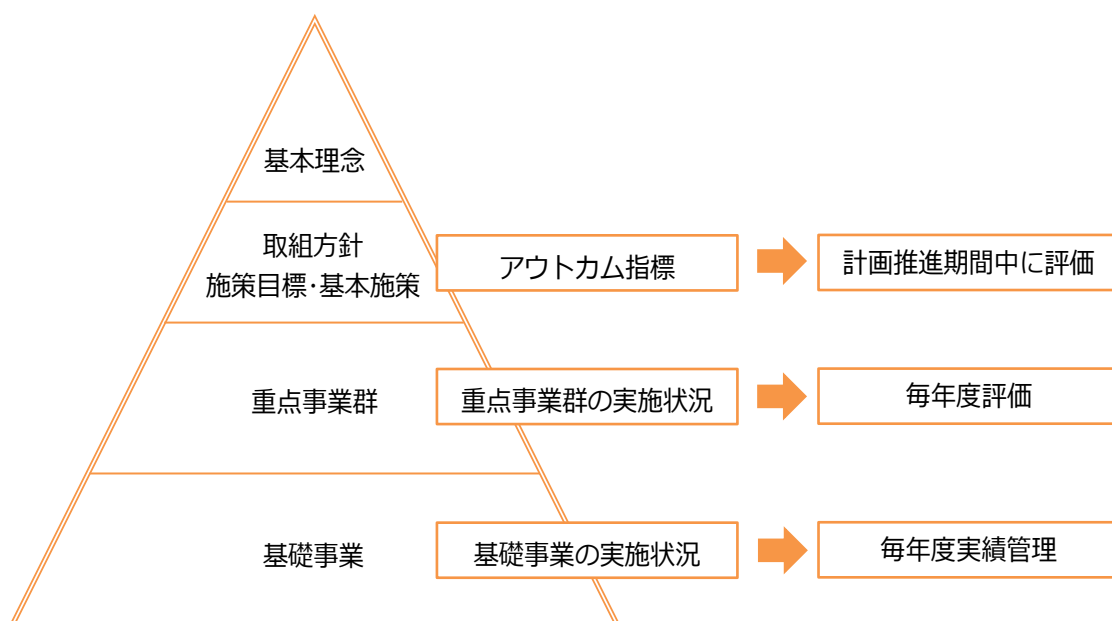
3 評価のしくみと評価指標

本計画の評価については、計画の構造が多層的であることを踏まえ、「計画全体」「重点事業群」「基礎事業」の3つの区分を対象に評価を行います。

「計画全体」の評価については、取組方針ごとに指標を設け、令和5年度に実施予定の市民意向調査などを活用して行います。各評価指標についてめざす方向を示し、定量的に判断していきます。

「重点事業群」の評価については、基礎事業ごとの実施状況に基づき、成果を横断的に検証します。

「基礎事業」の管理については、事業実績調書等を用いて実施するほか、子どもに関する事業については、子どもにとって最善の利益となっているかどうかという視点での評価を行います。



取組方針Ⅰ 子どもの権利保障

施策目標

- (1) 子どもの権利保障
- (2) 子どもの孤困・救済対策

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値		めざす方向
子ども条例の認知度（市民意向調査） 「知っている」と答えた割合	小学1～3年生 6.0%	小学4～6年生 22.3%	↑
	中学生 28.6%	高校生 33.6%	
	高校生 33.6%	市民 27.3%	
	（平成30年）		
「子どもの権利」が尊重されていると感じる人の割合（市民意向調査） 「尊重されている」「まあ尊重されている」と答えた割合	小学生保護者 46.6%	中学生 58.4%	↑
	中学生保護者 43.9%	高校生 52.5%	
	高校生 52.5%	市民 40.4%	
	（平成30年）		
周りの大人や同級生などから、いやなことをされたり、言われたことがない人の割合（市民意向調査）	小学4～6年生 51.6%	中学生 57.2%	↑
	中学生 57.2%	高校生 52.7%	
	（平成30年）		
子どもの自己肯定感の向上（市民意向調査） ①自分のことが好きだ ②自分は価値のある人間だと思う ③自分は家族に大切にされている ④孤独を感じることはない ⑤自分の将来が楽しみだ 「とてもそう思う」「どちらかというと思う」と答えた割合	小学4～6年生 ①72.0% ②61.2% ③91.9% ④70.2% ⑤79.2% （平成30年）	中学生 ①45.8% ②50.8% ③88.3% ④65.6% ⑤63.4% （平成30年）	↑
放課後児童クラブに参加していて楽しいと思う児童の割合（放課後児童健全育成事業利用者アンケート） 「すごく楽しい」「楽しい」と答えた割合	91.5% （平成30年）		
子どもの相対的貧困率（愛知子ども調査）	5.4% （平成28年）		



取組方針Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実

施策目標

- (1) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり
- (2) 子育ての不安や負担の軽減
- (3) 安全・安心な子どもの生活環境の整備

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値	めざす方向
「出産、子育てがしやすいまち」として満足している割合（市民意識調査）	66.5% （平成 28 年）	↑
就学前児童のいる世帯のうち、子育てに自信がない市民の割合（市民意向調査）	44.2% （平成 30 年）	↓

取組方針Ⅲ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり

施策目標

- (1) 保育需要への対応
- (2) 良好な幼児教育・保育環境の確保

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値	めざす方向
待機児童数	0人 （平成 31 年 4 月 1 日時点）	→ （0人の継続）



取組方針Ⅳ 青少年の健全育成及び若者支援

施策目標

- (1) 義務教育期の子どもへの適切な支援
- (2) 義務教育期後の青少年・若者の育成、支援

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値	めざす方向
放課後児童クラブの待機児童数	0人 (令和元年5月1日時点)	→ (0人の継続)
地域行事に参加している割合(市民意向調査) 「できるだけ多く参加している」、「ときどき参加している」と回答した割合	小学1～3年生 84.1% 小学4～6年生 86.4% 中学生 72.4% 高校生 38.1% 青少年 18.4% (平成30年)	↑
6か月以上外出していない中学生・高校生・青少年の割合(市民意向調査)	3.4% (平成30年)	↓

取組方針Ⅴ 地域ぐるみによる子育て社会の創造

施策目標

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域力を生かした家庭力の向上及び子どもの育成

評価指標及びめざす方向

評価指標	現状値	めざす方向
地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて(市民意向調査) 「内容の企画検討から参加してみたい」「参加してもよい」人の割合	小学生保護者 23.6% 市民 31.0% (平成30年)	↑
1年以内に、小・中学校の活動又は児童生徒とともに地域での活動に参加した市民の割合(市民意識調査)	28.6% (平成28年)	↑
ワーク・ライフ・バランス関連認証制度の取得事業所数(年度末時点)	208社 (平成30年度)	↑



事業 番号	事業名	本計画の対象となる計画						豊田市子ども条例															
								第2章				第3章			第4章								
		計-①	計-②	計-③	計-④	計-⑤	計-⑥	2-①	2-②	2-③	2-④	3-①	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦	4-⑧	4-⑨
9	子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）における相談支援体制の充実		●		●														■				
10	要保護児童・DV 対策協議会参加機関の連携による要保護児童等の早期発見早期対応及び適切なケース進捗管理	●	●	●	●														■			■	
11	DV 相談に関する情報提供		●	●	●																	■	
12	養育支援訪問事業	●	●		●														■	■			
13	児童虐待防止のための啓発事業	●	●	●	●																	■	
14	児童虐待防止教育	●	●	●	●																	■	
15	いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進		●	●																		■	
16	適応指導教室の活動内容の充実		●	●																■	■		
17	妊産婦歯科健康診査		●		●																		
18	子育て世代包括支援センターによる利用者支援事業	●			●		●													■			
19	妊産婦健康診査事業	●	●		●																		
20	妊娠中の健康教室（パパママ教室）の開催		●		●																		
21	産後ケア事業	●	●		●															■			
22	子育て世帯に対する育児負担軽減のための支援	●	●		●																		
23	豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議の開催		●		●																		
24	おめでとう訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	●	●		●		●													■			
25	不妊症・不育症に関する相談・助成		●		●																		
26	思春期教室の開催		●	●	●																		

事業 番号	事業名	本計画の対象となる計画						豊田市子ども条例															
								第2章				第3章			第4章								
		計-①	計-②	計-③	計-④	計-⑤	計-⑥	2-①	2-②	2-③	2-④	3-①	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦	4-⑧	4-⑨
47	ひとり親家庭の親の資格取得等支援	●	●			●	●									■	■						
48	ひとり親家庭に対する子育て支援	●	●			●	●									■	■						
49	母子家庭等就業支援事業	●	●			●	●									■	■						
50	ひとり親相談（母子・父子自立支援員事業）	●	●			●	●									■	■						
51	放課後児童クラブにおける障がい児支援	●	●	●												■	■					■	
52	障がい児（こども園児・幼稚園児）研修	●	●	●	●												■						
53	障がい児保育	●	●	●	●												■						
54	医療的ケア児保育	●	●	●	●												■						
55	外来療育事業（あおぞら、おひさま）	●	●	●	●												■						
56	放課後等デイサービス事業	●	●	●	●											■	■						
57	障がい児等療育支援事業	●	●	●	●												■						
58	児童発達支援センター（ひまわり、たんぼぼ、なのはな）運営事業	●	●	●	●												■						
59	特別支援教育の推進事業		●	●	●												■						
60	多胎世帯への支援（こども園等）	●	●		●											■	■						
61	TIA、NPO 等との共働による外国人の子どもの教育支援			●													■						
62	語学指導員派遣事業			●													■						
63	外国人児童生徒教育事業			●													■						
64	就学支援事業			●		●	●									■	■						
65	子どもの学習・生活支援事業						●									■	■						
66	生活困窮者自立支援事業						●									■	■						

事業 番号	事業名	本計画の対象となる計画						豊田市子ども条例															
								第2章				第3章			第4章								
		計-①	計-②	計-③	計-④	計-⑤	計-⑥	2-①	2-②	2-③	2-④	3-①	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦	4-⑧	4-⑨
89	小児救急医療支援事業		●		●			■															
90	通学路整備事業		●	●				■															
91	子どもの防犯教室の開催		●	●				■															
92	不審者・変質者への対応		●	●				■															
93	街区・近隣公園等の整備			●				■		■		■									■		
94	公園・広場の適正管理			●				■		■		■									■		
95	家族形成期支援住戸の整備															■							
96	定住促進プロモーション 「ファースト暮らしとよた」																						
97	こども園などでの定員拡大	●					●									■							
98	保育ママ事業															■							
99	保育士の確保と働きやすい 環境の整備															■							
100	一時保育（一時預かり事業）	●														■							
101	延長保育（時間外保育事業）	●														■							
102	休日保育事業		●													■							
103	病児保育事業	●														■							
104	公立こども園の園舎の整備											■				■							
105	公立こども園の駐車場整備											■				■							
106	私立園に対する施設整備費 補助											■				■							
107	公立こども園のトイレ再整備											■				■							
108	こども園における園評価											■				■							
109	手厚い設備・運営基準の設定															■							
110	一定規模以上の集団保育環 境の確保								■	■													
111	豊田市認証保育所制度											■											
112	感動体験機会の提供		●	●					■	■	■											■	
113	中央図書館が取り組む子ど も読書活動			●					■	■	■											■	

事業 番号	事業名	本計画の対象となる計画						豊田市子ども条例															
								第2章				第3章			第4章								
		計-①	計-②	計-③	計-④	計-⑤	計-⑥	2-①	2-②	2-③	2-④	3-①	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦	4-⑧	4-⑨
134	とよた出会いの場プロジェクト																						
135	高校生・大学生の社会参加活動促進事業			●					■	■	■										■	■	
136	青少年補導体制の充実			●										■						■			
137	更生保護活動の支援			●				■		■			■							■			
138	社会を明るくする運動の開催支援			●										■									
139	協力雇用主会への活動支援			●								■								■			
140	青少年の自立支援			●									■				■						
141	若年者就労支援事業			●									■				■						
142	若者サポートステーションの運営と支援			●									■				■						
143	若者支援地域協議会の開催			●									■				■						
144	男女共同参画推進講座の開催		●	●								■											
145	男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上		●	●								■											
146	働き方改革アドバイザー・講師派遣制度	●	●	●								■		■									
147	働き方改革推進のための事業所訪問	●	●	●										■									
148	働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度	●	●	●										■									
149	家庭教育講座の開催		●		●							■				■							
150	家庭教育事業（家庭教育講座・親育ち交流カフェ）の開催支援		●		●							■				■							
151	こども園での親の保育参加事業		●		●								■										
152	ブックスタート事業			●					■	■		■				■							

資料編



1 策定経緯・策定体制

(1) 策定経緯

開催日	内容
平成 30 年 5 月 9 日	平成 30 年度第 1 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 諮問（第 3 次豊田市子ども総合計画について） （1）第 3 次子ども総合計画策定について（案） （2）子ども・子育てに関する市民意向調査について（案） （3）第 2 次子ども総合計画平成 29 年度事業実施状況について （4）豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について
平成 30 年 6 月 1 日～ 6 月 22 日	「豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査」の実施（就学前の子どもをもつ保護者を除く）
平成 30 年 8 月 20 日	第 1 回子どもの貧困対策検討部会 （1）子どもの貧困対策検討部会の設置について （2）子どもの貧困対策について
平成 30 年 9 月 19 日	第 2 回子どもの貧困対策検討部会 （1）子どもの貧困に関するデータについて （2）子どもの貧困対策施策体系について
平成 30 年 10 月 12 日～ 11 月 2 日	「豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査」の実施（就学前の子どもをもつ保護者）
平成 30 年 10 月 17 日	第 3 回子どもの貧困対策検討部会 （1）子どもの貧困対策施策体系について
平成 30 年 11 月 14 日	平成 30 年度第 2 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 （1）市民意向調査結果について （2）子どもの貧困対策検討部会の検討状況について （3）本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題 （4）施策の取組方針
平成 31 年 2 月 13 日	平成 30 年度第 3 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 （1）計画素案の構成について （2）施策体系について （3）評価のしくみと評価指標について （4）掲載事業について （5）団体ヒアリングに実施について



開催日	内容
平成 31 年 4 月 3 日	第 4 回子どもの貧困対策検討部会 (1) 「子どもの貧困対策」に代わる表現について (2) 子どもの貧困対策の掲載事業について
令和元年 5 月 16 日	令和元年度第 1 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 (1) 子どもの貧困対策検討部会の検討状況について (2) 第 3 次子ども総合計画素案について (3) パブリックコメントの実施について
令和元年 5 月 24 日～ 6 月 23 日	パブリックコメントの実施
令和元年 7 月 12 日	令和元年度第 2 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 答申案について (3) 第 2 次子ども総合計画平成 30 年度事業実施状況について (4) 豊田市のいじめの現状と防止等に関する取組について
令和元年 7 月 24 日	答申
令和元年 7 月 24 日	令和元年度豊田市総合教育会議
令和元年 11 月 22 日	令和元年度第 3 回豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第 3 次子ども総合計画の推進体制について (3) 第 3 次子ども総合計画図書について
令和元年 12 月 23 日	12 月市議会定例会で議決



子どもにやさしいまちづくり推進会議



子どもの貧困対策検討部会



(2) 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

① 子どもにやさしいまちづくり推進会議委員（委員名簿）

◎：会長 ○：副会長

委員区分	所属団体等	役職等	氏名
住民	市民公募委員	—	小黒 泰之
	市民公募委員	—	丹山 珠美
	市民公募委員	—	鬼木 利恵
	市民公募委員	—	西村 新
	市民公募委員	—	山岡 裕子
	豊田市子ども会議	代表	筋生田 和哉 柏本 彩百合
各種団体	豊田市区長会	理事	杉浦 正司
	豊田市子ども会育成連絡協議会	会長	田浦 武英
		委員長	山下 茂子
	豊田市立幼稚園協会	市推進委員	竹川 和人
			武田 洋子
	豊田市私立幼稚園保護者の会連合会	会長	銭谷 真由実
			芝 香里
	豊田市青少年健全育成推進協議会	会長	野上 孝之
			福田 文彦
	豊田市 PTA 連絡協議会	会長	榊原 丈
			山内 祥正
			濱崎 志紀
	豊田市こども園保護者の会	幹事	喜屋武 真唯
会長		渡瀬 裕美子	
幹事		佐藤 紗奈美	
豊田市母子保健推進員の会	副会長	芳賀 三千代	
		山口 友美	
豊田市民生委員児童委員協議会	主任児童委員部会長	湯浅 つき子	
豊田市私立こども園園長 （社会福祉法人清心会 東保見こども園）	園長	福上 道則	
		児童養護施設梅ヶ丘学園	施設長
学識経験者	椋山女学園大学	教授	早川 操
	日本赤十字豊田看護大学	教授	◎野口 眞弓
	中京大学	教授	松田 茂樹
	豊田市子どもの権利擁護委員	代表擁護委員	山田 麻紗子
			間宮 静香
一般社団法人豊田加茂医師会	副会長	○高橋 昌久	
事業者	トヨタ自動車株式会社 人材開発部 人事室 ダイバーシティ推進グループ	グループ長	斎藤 万里
			水野 至保
	豊田商工会議所	事務局長	藪押 光市



委員区分	所属団体等	役職等	氏名
関係行政機関	愛知県豊田加茂福祉相談センター	センター長	三浦 宏太
	愛知県豊田警察署生活安全課	課長	神田 圭介 長谷 昭次
	愛知県足助警察署生活安全課	課長	鈴木 哲也
	名古屋法務局豊田支局総務課	課長	太田 浩司 横山 明美
市長が適当と認めるもの	連合愛知豊田地域協議会	代表	大橋 一之 小澤 仁和
	豊田市小中学校長会	末野原中学校長 井上小学校長	山中 浩之 地多 恭康
	NPO 団体 フリースペースK	代表	釘宮 順子
	認定 NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA)	理事長	萬屋 育子

※計画策定期間の委員、「役職等」は就任時のもの

② 子どもの貧困対策検討部会委員（委員名簿）

◎：部会長

委員区分	所属団体等	役職等	氏名
住民	市民公募委員	-	鬼木 利恵
	市民公募委員	-	西村 新
	市民公募委員	-	山岡 裕子
	豊田市子ども会議	代表	柏本 彩百合
各種団体	豊田市子ども会育成連絡協議会	会長 委員長	田浦 武英 山下 茂子
	豊田市私立幼稚園協会	市推進委員	武田 洋子
	豊田市青少年健全育成推進協議会	会長	福田 文彦
	豊田市PTA連絡協議会	会長	山内 祥正
	豊田市こども園保護者の会	会長	渡瀬 裕美子
	豊田市母子保健推進員の会	副会長	山口 友美
	豊田市民生委員児童委員協議会	主任児童委員部会長	湯浅 つき子
学識経験者	椋山女学園大学	教授	早川 操
	豊田市子どもの権利擁護委員	代表擁護委員	◎間宮 静香
関係行政機関	愛知県豊田加茂福祉相談センター	センター長	三浦 宏太
市長が適当と認めるもの	連合愛知豊田地域協議会	代表	小澤 仁和
	NPO 団体 フリースペースK	代表	釘宮 順子
	認定 NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち (CAPNA)	理事長	萬屋 育子

※「役職等」は就任時のもの



(3) 諮問

豊次発第 1 3 4 号
平成 3 0 年 5 月 9 日

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議
会長 野口 眞弓 様

豊田市長 太田 稔彦

第 3 次豊田市子ども総合計画について（諮問）

豊田市子ども条例（平成 1 9 年条例第 7 0 号）第 2 7 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第 3 次豊田市子ども総合計画の策定について、貴推進会議の意見を求めます。

2 諮問理由

当市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成 1 9 年に「豊田市子ども条例」を策定しました。そして、同条例に基づき平成 2 2 年度に「豊田市子ども総合計画（新・とよた子どもスマイルプラン）」、平成 2 7 年度に「第 2 次豊田市子ども総合計画」を策定し、「子ども・親・地域が育ち合う子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」を基本理念として、社会全体で支えあいながら、子どもが育つ環境づくりと親育ちへの支援を進めています。

現計画は、平成 3 1 年度で計画期間が終了しますが、安心して子育てができるまちの実現を目指し、子ども・子育て支援新制度や法令改正等を踏まえながら、第 3 次となる子ども総合計画を策定してまいります。第 3 次豊田市子ども総合計画の策定にあたり、これまでの子ども総合計画の実績及び本市の現状を念頭に置き、市民や専門家の意見を反映した子ども施策に関する総合的な計画とするため、貴推進会議に諮問を行うものであります。

3 回答期限

平成 3 1 年 7 月 2 8 日まで

4 主管課名

子ども部 次世代育成課



(4) 答申

令和元年7月24日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議
会長 野口 眞弓

第3次豊田市子ども総合計画について（答申）

平成30年5月9日付け豊次発第134号で諮問のありました、「第3次豊田市子ども総合計画」の策定について、これまで9回（本会議5回、子どもの貧困対策検討部会4回）にわたる会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添「第3次豊田市子ども総合計画（案）」のとおり答申します。

なお、本計画を推進していく際には、引き続き留意すべき点として、次の2点について意見を申し添えますので、市長におかれましては、第3次子ども総合計画を推進していく際に、適切な対応を要望します。

1 子どもの視点からの施策の展開

子どもを含めたすべての市民が子どもの権利を十分に理解し、子どもの権利が総合的に保障された子どもにやさしいまちづくりを目指すために、子どもの声に耳を傾け、子どもにとって最も良いことは何かを考え、子どもの視点に基づく施策の展開を図ることを求めます。

2 地域と共働・連携による取組

子どもが育つ環境づくりと親育ちへの支援にあたっては、行政による支援だけでなく、地域との共働による支援の推進が重要です。基本理念である「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」の実現に向け、行政、専門機関、地域、企業など多様な主体がそれぞれ共働・連携し、幅広いネットワークが構築され、子どもに必要な支援が届く取組を求めます。

別添

- 1 第3次豊田市子ども総合計画（案）
- 2 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議議事録



2 市民の参画

(1) 「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」

【実施目的】

○本計画策定に向け、市内の就学前児童・小中学生の保護者、母子健康手帳を受け取られる人及び一般の市民の子育て支援に関する状況や意見並びに、子どもたちの今の考えや気持ち、生活の状況、子どもや青少年の育つ環境などについて把握するため、調査を実施しました。

【調査対象者・回収状況等】

- 調査地域 : 豊田市全域
- 調査対象者及び配布数 : 下表参照
- 調査期間 : 平成 30 年 6 月 1 日～6 月 22 日
※調査対象者①については、平成 30 年 10 月 12 日～11 月 2 日
- 回収結果 : 下表参照

	調査対象者	配布数	回収数	回収率	有効回答数
①	就学前児童保護者	2,500	1,617	64.7%	1,617
②	母子健康手帳被交付者	500	182	36.4%	182
③	小学 1～3 年生	1,000	847	84.7%	827
④	小学 4～6 年生	1,000	785	78.5%	758
⑤	小学生保護者	2,000	1,608	80.4%	1,422
⑥	中学生	1,500	1,385	92.3%	1,366
⑦	中学生保護者	1,500	1,372	91.5%	1,297
⑧	高校生	1,000	425	42.5%	425
⑨	大学生	1,000	123	12.3%	123
⑩	青少年 (19～29 歳)	1,000	391	39.1%	391
⑪	市民	2,500	1,399	56.0%	1,399
	合計	15,500	10,134	65.4%	9,807

※小学生及び保護者、中学生及び保護者については、配布・回収を対で実施したため、いずれか一方が無回答でも回収数にはカウントしており、有効回答数はそれら無回答調査票を除いたものです。



(2) 関係団体へのヒアリング

【ヒアリング対象団体】

	団体・施設名	分野	実施日
1	豊田市民生児童委員協議会主任児童委員部会	主任児童委員	平成 30 年 10 月 5 日
2	中京大学レクリエーションクラブ	学生団体	平成 30 年 12 月 23 日
3	虹の会 (豊田市若者サポートステーション)	ひきこもり支援	平成 30 年 12 月 25 日
4	青少年センター利用団体 (2 団体)	青少年センター利用団体	平成 31 年 1 月 5 日 平成 31 年 1 月 11 日
5	豊田大地の会	ひきこもりの家族会	平成 31 年 1 月 9 日
6	豊田市母子保健推進員の会	母子保健推進員	平成 31 年 1 月 16 日
7	ボーイスカウト豊田地区協議会	青少年育成団体	平成 31 年 1 月 17 日
8	とよた学生盛りあげ隊	学生団体	平成 31 年 1 月 17 日
9	私立こども園園長会	私立保育園事業者	平成 31 年 1 月 18 日
10	私立幼稚園協会	私立幼稚園事業者	平成 31 年 2 月 7 日
11	ガールスカウト三河北地区協議会	青少年育成団体	平成 31 年 2 月 16 日
12	豊田市 PTA 連絡協議会	青少年育成団体	平成 31 年 2 月 20 日
13	ゆるっとほっとかふえ	子ども食堂運営団体	平成 31 年 2 月 24 日
14	保護者サークル団体	乳幼児保護者のサークル団体	平成 31 年 2 月 25 日
15	豊田市青少年健全育成推進協議会	青少年育成団体	平成 31 年 3 月 7 日
16	私立幼稚園保護者の会	私立幼稚園保護者	平成 31 年 3 月 15 日



(3) パブリックコメント

【パブリックコメントの実施】

募集期間：令和元年5月24日～6月23日 意見件数：316件

【意見の集計表】

分 野		意見件数
各施策目標に 関すること	(1) 子どもの権利保障	18件
	(2) 妊娠中と出産後の親子の健康づくり	8件
	(3) 子育ての不安や負担の軽減	24件
	(4) 安全・安心な子どもの生活環境の整備	12件
	(5) 保育需要への対応	8件
	(6) 良好な幼児教育・保育環境の確保	3件
	(7) 義務教育期の子どもの適切な支援	10件
	(8) 義務教育期後の青少年・若者の育成、支援	9件
	(9) ワーク・ライフ・バランスの推進	2件
	(10) 地域力を生かした家庭力の向上及び子どもの育成	13件
重点事業群	(1) 子どもの権利啓発の推進	6件
	(2) 子どもの孤困きゅうさいプログラム	12件
	(3) 児童虐待防止対策の強化	37件
	(4) 情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実	10件
	(5) 待機児童対策	12件
	(6) 義務教育期後の社会参加の推進	7件
	(7) 少子化への対応	14件
計画全体に ついて	(1) 現状と課題	7件
	(2) 計画の推進	22件
	(3) 計画の周知	4件
	(4) 具体的な方策	11件
その他（感想等）		67件
合計		316件



目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第8条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障（第9条～第11条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第12条～第20条）

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条～第26条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第27条～第30条）

第7章 雑則（第31条）

附則

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。また、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人を含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、子どもを対象とする学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設などをいいます。



3 この条例で「事業者」とは、事業活動を行うすべての人や団体をいいます。

(責務)

第3条 保護者は、子育てについての第一義的責任を持ち、子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てなければなりません。

2 市は、保護者が子育てについての第一義的責任を遂行するために必要な支援をしなければなりません。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの権利を保障し、お互いに協力して子どもの育ちを支え合わなければなりません。

4 市は、国や他の公共団体などと協力して、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めなければなりません。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの権利と責任)

第4条 子どもは、あらゆるとき、あらゆる場所において、この章に定める権利が特に大切なものとして保障されます。

2 子どもは、自分の権利を大切にしよう努めなければなりません。

3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重しよう努めなければなりません。

4 子どもは、子ども同士や大人との間でお互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。

(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。

(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。

(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。

(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。

(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。

(8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

(1) ありのままの自分が認められること。

(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。

(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。

(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。

(5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。



(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。

(7) プライバシーや名誉が守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。

(1) 遊ぶこと。

(2) 学ぶこと。

(3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。

(4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。

(5) 友だちをつくること。

(6) 様々な世代の人々とふれあうこと。

(7) 地域や社会の活動に参加すること。

(8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。

(9) 自然に親しむこと。

(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。

(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。

(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。

(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。

(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。

(6) 仲間をつくり、集まること。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それにこたえていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、保護者が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、学習の機会や情報の提供などの必要な支援をしなければなりません。

4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。

5 保護者は、たばこや酒類の害から、子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた援助や指導をしなければなりません。

2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちや考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなけ



ればなりません。

- 3 育ち学ぶ施設は、子どもを育ち学ぶ施設の一員として認め、その主体的な自治的活動を支援しなければなりません。
- 4 育ち学ぶ施設の管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもと育ち合い、学び合うことができるよう、職場環境の整備や研修の機会の提供などの必要な支援をしなければなりません。
- 5 育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。
- 6 育ち学ぶ施設は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 7 育ち学ぶ施設、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちや考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などをしたりしてはなりません。
- 4 市民、事業者、保護者及び子どもは、いじめや虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
- 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子育てをしている家庭に気を配り、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添って、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりに努めなければなりません。

(特別なニーズのある子ども・家庭への支援)

第14条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障害のある子ども、



ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子ども、不登校の子ども、社会的ひきこもりの子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなどで、特別なニーズがあると考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

(子どものいじめの防止などに関する取組)

第15条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針を作り、子どもの健やかな育ちを支え、いじめのない社会の実現を目指します。

(子どもの虐待の予防などに関する取組)

第16条 市は、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

- 2 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市や関係機関に相談することができます。
- 3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報しなければなりません。
- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの健やかな発達を支援するために、次のものに子どもが接することがないように取り組まなければなりません。

- (1) 環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害なもの
- (2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用
- (3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取や性的虐待
- (4) 過激な暴力や性などの有害な情報
- (5) 犯罪の被害や加害
- (6) 公共施設や交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
- 3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることのできる場や機会の提供に努めなければなりません。
- 4 市は、子どもが自然に親しむことのできる環境の整備に努めなければなりません。
- 5 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

(意見表明や参加の促進)

第19条 市は、市政などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けなければなりません。



- 2 育ち学ぶ施設は、施設の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、地域の行事や運営などについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。
- 4 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの気持ちや考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(子ども会議)

第20条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴くため、豊田市子ども会議を置きます。

第5章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利擁護委員の設置など)

第21条 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図り、権利の回復を支援するため、豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格に優れ、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人のうちから、市長が選びます。
- 4 擁護委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。
- 5 擁護委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれませんが、市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第22条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などをすること。
 - (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整をすること。
 - (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
 - (4) 調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したのに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
 - (5) 勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
- 2 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。
 - (1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も同様とします。
 - (2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。



(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(擁護委員への協力)

第23条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

第24条 市の機関は、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、擁護委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを擁護委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

第25条 擁護委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。

2 擁護委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(活動状況などの報告と公表)

第26条 擁護委員は、毎年の活動状況などを市長に報告し、市民に公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子ども総合計画)

第27条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、豊田市子ども総合計画（以下「子ども総合計画」といいます。）を作ります。

2 子ども総合計画は、必要に応じて、その内容を見直します。

3 市は、子ども総合計画を作るときや見直すときは、子どもを含めた市民や豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の意見を聴きます。

4 市は、子ども総合計画を作ったときや見直したときは、速やかにその内容を公表します。

(子どもにやさしいまちづくり推進会議の設置など)

第28条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くとともに、子どもに関する施策の実施状況を検証するため、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（以下「推進会議」といいます。）を置きます。

2 推進会議の委員は、30人以内とします。

3 委員は、子どもの権利、福祉、教育などに関して知識や経験のある人、豊田市子ども会議の代表者、市民及び事業者のうちから、市長が選びます。

4 委員の任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。ただし、再任も可能です。

5 推進会議には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項の規定に基づ



く児童福祉に関する合議制の機関として、豊田市児童福祉審議会を置きます。

6 推進会議には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく幼保連携型認定こども園に関する合議制の機関として、豊田市幼保連携型認定こども園審議会を置きます。

（推進会議の仕事）

第29条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、次のことを調査したり、審議したりします。

- (1) 子ども総合計画に関すること。
- (2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。
- (3) その他子どもにやさしいまちづくりに関すること。

2 推進会議は、必要があるときは自らの判断で、子どもにやさしいまちづくりに関して、調査したり、審議したりできます。

3 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号の事務を行います。

4 推進会議は、必要に応じて、委員以外の人に出席を求め、意見を聴くことができます。

（報告、提言など）

第30条 推進会議は、市長その他の執行機関の求めに応じ、又は自らの判断で調査したり、審議したりしたときは、その結果を市長その他の執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他の執行機関は、推進会議から報告や提言を受けたときは、その内容を公表します。

3 市長その他の執行機関は、推進会議の報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第19条並びに第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。



目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 豊田市子ども会議（第3条・第4条）
- 第3章 豊田市子どもの権利擁護委員（第5条～第17条）
- 第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議（第18条～第24条）
- 第5章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、豊田市子ども条例（平成19年条例第70号。以下「条例」といいます。）第31条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要なことを定めます。

（子どもの定義）

第2条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、次の学校や施設に在学したり、入所していたりする人をいいます。

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又は中等教育学校
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
- （3） 前2号に準ずる学校や施設

第2章 豊田市子ども会議

（委員）

第3条 条例第20条に規定する豊田市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）の委員は、公募により市長が選びます。

（子ども会議の意見）

第4条 子ども会議は、市長その他の執行機関に対して、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、意見を提出することができます。

- 2 市長その他の執行機関は、子ども会議から意見の提出を受けたときは、その内容を公表します。
- 3 市長その他の執行機関は、子ども会議の意見を尊重し、必要な措置をとります。

第3章 豊田市子どもの権利擁護委員

（兼職などの禁止）

第5条 条例第21条第1項に規定する豊田市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

- 2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができ



ません。

- 3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(代表擁護委員)

第6条 擁護委員のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選により決めます。

- 2 代表擁護委員は、擁護委員の会議を招集し、議事を運営するほか、擁護委員に関する庶務を行います。
- 3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、代表擁護委員があらかじめ指名する擁護委員が、その仕事を行います。
- 4 その他擁護委員の会議について必要なことは、代表擁護委員が他の擁護委員の意見を聴いて決めます。

(子どもの権利相談員)

第7条 擁護委員の仕事を補助するため、豊田市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

- 2 条例第22条第2項及びこの規則の第5条の規定は、相談員について準用します。

(相談及び救済の申立て)

第8条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有したり、在勤したり、在学したりする子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済を申し立てたりすることができます。

- 2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員及び相談員が行います。

(救済の申立書など)

第9条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した申立書を提出し、口頭による場合はこれらのことを述べることとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

- 2 擁護委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、書面に記録しなければなりません。

(調査)

第10条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査しなければなりません。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 判決、裁決などにより確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において係争中の権利関係や行政庁において不服申立ての審理中の権利関



係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除きます。
- (5) 条例に基づく擁護委員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 具体的な権利の侵害を含まないとき。
- (8) その他擁護委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合や、条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第11条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第12条 擁護委員は、市の機関に対し調査を開始するときは、あらかじめその機関に通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整（以下単に「調整」といいます。）をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第13条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに通知しなければなり



ません。

(身分証明証の提示)

第14条 擁護委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければなりません。

(相談室の設置など)

第15条 子どもの権利の擁護に必要な支援をするため、とよた子どもの権利相談室(以下「相談室」という。)を豊田市小坂本町1丁目25番地(豊田産業文化センター内)に設置します。

2 相談室は、次に掲げる事務を行います。

- (1) 擁護委員及び相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 条例の普及及び子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事務

3 相談室に室長その他の職員を置きます。

4 室長は、次世代育成課長の指示に従い、相談室の事務を管理します。

(相談室の利用日及び利用時間)

第16条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

利用日	利用時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午前10時から午後6時15分まで
金曜日	午前11時45分から午後8時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができます。

(電話相談の受付)

第17条 擁護委員及び相談員が、電話による相談を受け付けることができる日及び時間は、次の表のとおりとします。ただし、12月28日から翌年の1月4日までを除きます。

受付日	受付時間
日曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に受付日又は受付時間を変更することができます。

第4章 豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議

(会長及び副会長)

第18条 条例第28条第1項に規定する豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決



めます。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第19条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(委員)

第20条 条例第28条第3項の規定により市民のうちから選ばれる委員は、公募によるものとします。

(豊田市児童福祉審議会)

第21条 条例第28条第5項に規定する豊田市児童福祉審議会(以下「児童福祉審議会」といいます。)については、児童福祉法第9条に定めるもののほか、次項から第4項までに定めるところによります。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、児童福祉審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。
- 3 第19条の規定は、児童福祉審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「児童福祉審議会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。
- 4 臨時委員は、児童福祉審議会の会議を開き、又は議決を行う場合には、第19条第2項及び第3項の規定の適用について、委員とみなします。

(豊田市幼保連携型認定こども園審議会)

第22条 条例第28条第6項に規定する豊田市幼保連携型認定こども園審議会(以下「幼保連携型認定こども園審議会」といいます。)については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に定めるもののほか、次項及び第3項に定めるところによります。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の委員長と副委員長について準用します。この場合において、第18条第2項及び第3項中「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとします。
- 3 第19条の規定は、幼保連携型認定こども園審議会の会議について準用します。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「幼保連携型認定こども園審議会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとします。

(部会)

第23条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができます。

- 2 部会に属する委員は、会長が推進会議の意見を聴いて指名します。



- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決めます。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過や結果を推進会議に報告します。
- 5 部会は、その調査審議に必要があると認めるときは、委員以外の人に出席を求め、説明や意見を聴くことができます。
- 6 推進会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するに当たって部会を置いたときは、その部会の議決をもって推進会議の議決とすることができます。
- 7 第19条の規定は、部会の会議について準用します。

（庶務）

第24条 推進会議の庶務は子ども部次世代育成課において、児童福祉審議会及び幼保連携型認定こども園審議会の庶務は同部保育課において処理します。

第5章 雑則

（委任）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則中第2章及び第4章の規定は平成20年6月1日から、第3章の規定は平成20年10月1日から、その他の規定は公布の日から施行します。



5 用語の説明

●豊：豊田市独自の取組

あ行	親育ち交流カフェ ●豊	親ノートを活用し、座談会形式で保護者どうしの子育てに関する相談や情報を気軽に交換できる場。
か行	家庭教育手帳 「親ノート」 ●豊	一人で悩まないをコンセプトとして、子育てに対する不安や負担感等を軽減すると共に、親子関係や親としてのあり方等、家庭教育の支援に関する様々な情報を得られるノート。小学1～4年生版と小学5年生～中学生版の2種類がある。
	共働 ●豊	市民と行政が協力・連携すること。通常これを協働というが、豊田市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。
	子育て世代包括支援センター	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、児童虐待の対応などの福祉的な支援を実施する拠点。
	子ども家庭総合支援拠点	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を実施する拠点。
	子ども食堂	子どもが地域の人たちと一緒に食事をする事で、子どもの孤立を防止するとともに、子どもに安心して過ごせる居場所を提供することで子どもの健やかな成長を促すことができる取組。
	さ行	自己肯定感
	主任児童委員	地域において児童や妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を主に担当し、児童相談所等の関係機関との連絡調整、区域を担当する児童委員に対する援助・協力等を行う。
	スクール カウンセラー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、活動経験の実績などがある者。家庭環境による問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関などとのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る。
	スクール ソーシャルワーカー	いじめや不登校などにより児童生徒の心の問題に関して、専門的な知識・経験を有する者。児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言などを行う。
	相対的貧困率	等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分(貧困線)に満たない世帯員の割合をいう。 「子どもの貧困率」とは、子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。
	ソーシャルメディア	インターネット上で不特定多数の人がコミュニケーションを取ることで情報の共有や情報の拡散が生まれるメディアのことをいう。



た行	待機児童	保育施設の利用を希望しながらも空きがないため入所できず、待機している児童のこと。
	地域学校共働本部	地域と学校が連携・共働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく組織。各小・中学校に、地域コーディネーターを配置し、学校と地域の双方向の活動や共働の活動を実施。 ● 豊
	超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。豊田市では、平成28年1月に超高齢社会になった。
	とよた急病・子育てコール24	24時間365日いつでも急病医療相談と子育て相談ができるコールセンター。 ● 豊
	豊田市子ども条例	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことにより、豊田市の未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に豊田市が制定した条例。 ● 豊
	豊田市版 コミュニティ・ スクール	中学校区の単位で、学校と地域がめざす子ども像や9年間を見通した教育活動を共有し、学校間の連携及び地域ぐるみの教育を効果的に実施するための仕組み。中学校区内の各学校に設置された地域学校共働本部の教育協議会の代表者及び各学校、地域の代表者で構成されるコミュニティ・スクール連絡会議を設置。 ● 豊
	豊田市若者サポート ステーション	子ども・若者育成支援推進法に基づき、ニート・ひきこもりなど自立に困難を抱えた15～39歳の若者とその家族に関する総合的な相談窓口・支援機関。 ● 豊
	豊田市若者支援 地域協議会	若者が抱えるさまざまな課題に対し、包括的にかつ適正な支援が行えるように、福祉、就労、教育などの専門機関で構成。各専門機関の連携強化と情報共有を目的に代表者会議、実務者会議を開催。 ● 豊
な行	乳幼児突然死症候群 (SIDS)	それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として1歳未満の児に突然の死をもたらした症候群のこと。
ま行	メディアリテラシー	テレビや新聞、インターネットなどから発信される情報を主体的に読み解き、理解・活用、自己発信する能力。
ら行	レスパイト	子育てをしている保護者等の一時的な休息。
わ行	ワーク・ライフ・ バランス	働くすべての人が、仕事、家庭生活、地域生活などの調和を取り、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。
英数字	CAPプログラム	Child Assault Prevention (子どもへの暴力防止)の頭文字をとったもの。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。
	DV (ドメスティック・ バイオレンス)	配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力。殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含む。



6 年齢区分

呼称等	年齢区分	法令等
子ども	18歳未満の人と18歳又は19歳の人で、学校や施設※に在学、入所している者 ※学校教育法に規定する高等学校又は中等学校、児童福祉法に規定する児童福祉施設	豊田市子ども条例 豊田市子ども規則
児童	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	学校教育法
	18歳未満の者	児童福祉法 児童の権利に関する条約
	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	児童手当法
	20歳未満の者	母子及び父子並びに寡婦福祉法
生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	学校教育法
思春期	中学生からおおむね18歳までの者	子ども・若者ビジョン
青少年	小学校就学の始期から20歳未満までの者	豊田市青少年相談センター条例
	おおむね30歳未満までの者	子ども・若者ビジョン
若者	40歳未満の者	子ども・若者ビジョン



第3次豊田市子ども総合計画

発行：豊田市（令和2年3月発行）

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL：0565-31-1212（代表）

URL：<https://www.city.toyota.aichi.jp/>

編集：豊田市子ども部次世代育成課

